

組合員のための
福利厚生制度

グループ保険

注目

2024年の制度案内



1. 介護支援コースが発足します！(P47、48)



2. 団体保険専用ポータルサイト「みんなのMYポータル」にて
入院や手術に伴うWeb請求ができるようになりました！

※みんなのMYポータル未登録の方は、12月に配付予定の登録はがきよりご登録ください。



3. 定年年齢の延長に伴い、「療養補償コース【長期型】」にご加入いただ
いている方は、補償対象期間が60歳から65歳に引き上げとなります。
そのため保険料も変更になりますので、ご確認をお願いいたします。

❗ 申込書は制度推進員(引受会社 明治安田生命職員)または学生協までご提出ください。

❗ 原則として、期間途中での脱退は受け付けておりません。

※退職時等特別の事情のある場合を除きます。

脱退・内容変更等は、今年度の申込締切日までに申込書にてお手続きください。

* 申込締切日以降の新規加入・増額はお取り扱いできませんのでご注意ください。

ご案内の対象制度	申込締切日	責任開始期(加入日)
基本コース、家族支援コース、就業不能支援コース、医 療コース【基本型】、医療コース【先進医療型】、傷害コ ース【基本型】【賠償責任型】、傷害コース【携行品損害型】、 介護支援コース、療養補償コース【長期型】、療養補償 コース【短期型】	2023年10月6日(金)	2024年1月1日(月)
医療コース【充実型】、70歳継続コース、 重病保障コース、収入補償コース		2024年2月1日(木)

保障内容・お申込手続きに
ついてのお問い合わせは…

明治安田生命保険相互会社
明治安田損害保険株式会社

:

03-5289-7146

受付時間 9:00~17:00
(土日・祝日・年末年始は除く)

ご請求についてのお問い合わせは…

千葉県学校生活協同組合

:



0120-24-6294

受付時間 9:30~16:30
(土日・祝日・年末年始は除く)

告知内容に
ついてご不明な点は…

明治安田生命保険相互会社
団体保険ご照会窓口

:



0120-661-320

受付時間 9:00~17:00
(土日・祝日・年末年始は除く)



【注意喚起情報】・【契約概要】はP9~12に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お
申込みください。※家族支援コース、医療コース【充実型】、重病保障コースについては、P13・14をご覧ください。

申込締切日

2023年10月6日(金)

責任開始期
(加入日)

商品ごとに異なります。
「はじめに」のページをご覧ください。

[契約者] 千葉県学校生活協同組合

①はじめに

本制度の商品の概要と特長をご案内します。
商品の保障内容については、各商品のページをご確認ください。

商品の名称		商品の特長
死亡 高度障害		基本コース 年金払特約付災害保障特約付障害特約付子ども特約付 子ども災害保障特約付新・団体定期保険【生命保険】 責任開始期（加入日）：2024年1月1日(月)
死亡 高度障害		家族支援コース 年金払特約付半年払保険料併用特約付 新・団体定期保険【生命保険】 責任開始期（加入日）：2024年1月1日(月)
就業不能		就業不能支援コース 特定精神障害給付特約付団体総合就業不能保障保険【生命保険】 責任開始期（加入日）：2024年1月1日(月)
入院		医療コース【基本型】 短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)【生命保険】 責任開始期（加入日）：2024年1月1日(月)
入院 手術		医療コース【先進医療型】 家族特約付治療支援給付特約付先進医療給付特約付 無配当団体医療保険【生命保険】 責任開始期（加入日）：2024年1月1日(月)
入院 手術		医療コース【充実型】 代理請求特約【Y】付集団扱無配当医療保険【生命保険】 責任開始期（加入日）：2024年2月1日(木)
特定疾病等		重病保障コース 7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、 代理請求特約【Y】付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】 責任開始期（加入日）：2024年2月1日(木)
傷害		傷害コース【基本型】【賠償責任型】 賠償事故解決に関する特約付賠償責任補償特約付天災補償特約付 熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険【損害保険】 責任開始期（加入日）：2024年1月1日(月)
傷害・日常 生活上の リスク		傷害コース【携行品損害型】 天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付 普通傷害保険（総合補償型）【損害保険】 責任開始期（加入日）：2024年1月1日(月)
NEW 介護		介護支援コース 介護特約付親介護特約付医療保険【損害保険】 責任開始期（加入日）：2024年1月1日(月)

【その他ご加入にあたっての注意事項】

- 配偶者・子どもについては、本人の加入が条件です。（配偶者・子どものみの加入はできません。）
- 本人が脱退した場合には、配偶者・子どもも同時に脱退となります。また、本人が死亡した場合も、配偶者・子どもは同時に脱退となります。
- 子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同内容にて加入となります。
- 親介護オプション（介護支援コース）について、親のみのご加入はできません。本人の親は本人の介護支援コースとセットで、配偶者の親は配偶者の介護支援コースとセットでご加入ください。

注■：本人が扶養する配偶者で、健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、配偶者に関する規定を準用し、かつ「家事従事者」である者をいいます。「家事従事者」とは、被保険者の家庭において、炊事、掃除、洗濯、育児等の家事を主として行っている者をいいます。配偶者の方が「家事従事者」でない場合、配偶者の方はご加入いただけませんのでご注意ください。

注★：本人が扶養する子で、健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します。
注☆：子どもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。

注●：ただし、以下の職業または職務に該当する方は、ご加入いただけません。
オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

◎マークについて 本パンフレットを読み進める上で、特に注意が必要な事項などについて、以下のマークを付けています。

 保険金や給付金をお支払いできないことがあります。特にご確認ください。  表示しているページ(左の例では5ページ)の内容もあわせてご確認ください。

ご加入いただける方		
 本人	 配偶者	 子ども
千葉県学校生活協同組合員で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方（継続は70歳6カ月までの方）	17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方（継続は70歳6カ月までの方）	2歳6カ月を超え22歳6カ月までの方 ^{注★}
【年齢は2024年1月1日現在の満年齢です。 配偶者・子どもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。】		
千葉県学校生活協同組合員で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方（継続は80歳6カ月までの方）	17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方（継続は80歳6カ月までの方）	（ご加入いただけません）
※基本コースへの加入が必要です。 【年齢は2024年1月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。】		
千葉県学校生活協同組合員で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方（継続は69歳6カ月までの方）	（ご加入いただけません）	（ご加入いただけません）
※基本コースへの加入が必要です。 【年齢は2024年1月1日現在の満年齢です。】		
千葉県学校生活協同組合員で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方（継続は69歳6カ月までの方）	17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方（継続は69歳6カ月までの方）	22歳6カ月までの方 ^{注☆}
【年齢は2024年1月1日現在の満年齢です。 配偶者・子どもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。】		
千葉県学校生活協同組合員で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方（継続は79歳6カ月までの方）	17歳6カ月を超え69歳6カ月までの方（継続は79歳6カ月までの方）※医療コース【基本型】への加入が必要です。	22歳6カ月までの方 ^{注☆} ※医療コース【基本型】への加入が必要です。
【年齢は2024年1月1日現在の満年齢です。 配偶者・子どもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。】		
千葉県学校生活協同組合員で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方（継続は70歳6カ月までの方）	17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方（継続は70歳6カ月までの方）※医療コース【基本型】への加入が必要です。	（ご加入いただけません）
【年齢は2024年2月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。】		
千葉県学校生活協同組合員で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方（継続は70歳6カ月までの方）	17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方（継続は70歳6カ月までの方）	（ご加入いただけません）
【年齢は2024年2月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。】		
千葉県学校生活協同組合員で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方（継続は70歳6カ月までの方） ^{注●}	17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方（継続は70歳6カ月までの方） ^{注●}	2歳6カ月を超え22歳6カ月までの方 ^{注★・注●}
【年齢は2024年1月1日現在の満年齢です。】		
千葉県学校生活協同組合員で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方（継続は70歳6カ月までの方） ^{注●}	（ご加入いただけません）	（ご加入いただけません）
【年齢は2024年1月1日現在の満年齢です。】		
千葉県学校生活協同組合員で、17歳6カ月を超え70歳6カ月までの方	17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方（継続は70歳6カ月までの方）	（ご加入いただけません）
【年齢は2024年1月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。】		

介護支援コース	 本人・配偶者の親
親介護オプション	本人および配偶者の戸籍上の実父母（養父母を除く）で、44歳6カ月を超え85歳6カ月までの方 【年齢は2024年1月1日現在の満年齢です。】

 **ご加入いただくには告知内容に該当することが必要です。**
申込書および本パンフレット「注意喚起情報」の告知内容を必ずご確認ください。 

- ※家族支援コースは、P79加入資格をご覧ください。
- ※医療コース【充実型】は、P80加入資格をご覧ください。
- ※重病保障コースは、P82加入資格をご覧ください。

◎**見出しについて**
本パンフレットは全ページを通して、右部にコンテンツマップをご用意しています。
制度の全体像やご覧になられている項目の確認などにご利用ください。

はじめに
本制度の特長と本パンフレットについての説明

注意喚起情報・契約概要
重要です
必ずお読みください

基本コース
ポイントと、保障内容の説明

家族支援コース
ポイントと、保障内容の説明

就業不能支援コース
ポイントと、保障内容の説明

医療コース【基本型】
ポイントと、保障内容の説明

医療コース【先進医療型】
ポイントと、保障内容の説明

医療コース【充実型】
ポイントと、保障内容の説明

重病保障コース
ポイントと、保障内容の説明

傷害コース【基本型】【賠償責任型】
ポイントと、保障内容の説明

傷害コース【携行品損害型】
ポイントと、保障内容の説明

介護支援コース
ポイントと、保障内容の説明

療養補償コース【長期型】
ポイントと、保障内容の説明

療養補償コース【短期型】
ポイントと、保障内容の説明

70歳継続コース
ポイントと、保障内容の説明

収入補償コース
ポイントと、保障内容の説明

ご注意くださいこと
お申し込みの際に、充分にご確認
いただきたい内容について

本制度の商品の概要と特長をご案内します。
商品の保障内容については、各商品のページをご確認ください。

商品の名称		商品の特長
長期休職	療養補償コース【長期型】 精神障害補償特約付団体長期障害所得補償保険【損害保険】 責任開始期（加入日）：2024年1月1日(月)	P.49 ◎病気やケガによる長期療養時の所得を補償します。 ◎入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も補償します。
長期休職	療養補償コース【短期型】 精神障害補償特約付天災補償特約付家事従事者補償特約付団体長期障害所得補償保険【損害保険】 責任開始期（加入日）：2024年1月1日(月)	P.51 ◎病気やケガによる長期療養時の所得を補償します。 ◎配偶者（家事従事者）も加入できます。 ◎入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も補償します。（本人のみ）
死亡 高度障害	70歳継続コース リビング・ニーズ特約付、代理請求特約【Y】付 集団扱無配当定期保険（Ⅱ型）【生命保険】 責任開始期（加入日）：2024年2月1日(木)	P.55 ◎死亡、所定の高度障害を保障します。 ◎退職後も保障を継続できます。 ◎余命6カ月以内と判断されるときに保険金の前払請求が可能です。（リビング・ニーズ特約）
特定3疾病による休職	収入補償コース 特定3疾病による就業障害のみ補償特約付 団体長期障害所得補償保険【損害保険】 責任開始期（加入日）：2024年2月1日(木)	P.57 ◎特定3疾病（悪性新生物（がん）・急性心筋梗塞・脳卒中）による長期療養時の所得を補償します。 ◎入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も補償します。

【その他ご加入にあたっての注意事項】

- 配偶者については、本人の加入が条件です。（配偶者のみの加入はできません。）
- 本人が脱退した場合には、配偶者も同時に脱退となります。また、本人が死亡した場合も、配偶者は同時に脱退となります。

注■：本人が扶養する配偶者で、健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、配偶者に関する規定を準用し、かつ「家事従事者」である者をいいます。「家事従事者」とは、被保険者の家庭において、炊事、掃除、洗濯、育児等の家事を主として行っている者をいいます。配偶者の方が「家事従事者」でない場合、配偶者の方はご加入いただけませんのでご注意ください。

◎マークについて 本パンフレットを読み進める上で、特に注意が必要な事項などについて、以下のマークを付けています。

！ 保険金や給付金をお支払いできないことがあります。特にご注意ください。 P.5 表示しているページ(左の例では5ページ)の内容もあわせてご確認ください。

ご加入いただける方		
本人	配偶者	子ども
千葉県学校生活協同組合員で、18歳以上64歳以下の方 ※基本コースへの加入が必要です。 [年齢は2024年1月1日現在の満年齢です。]	(ご加入いただけません)	(ご加入いただけません)
千葉県学校生活協同組合員で、17歳6カ月以上64歳以下の方注■ ※新規加入はできません。 [年齢は2024年1月1日現在の満年齢です。]	17歳6カ月以上69歳以下の方注■ (ご加入いただけません)	
※新規加入および増額はできません。		
千葉県学校生活協同組合員で、18歳以上59歳以下の方 ※重病保障コースへの加入が必要です。 ※新規加入はできません。 [年齢は2024年2月1日現在の満年齢です。]	(ご加入いただけません)	(ご加入いただけません)

！ ご加入いただくには告知内容に該当することが必要です。
申込書および本パンフレット「注意喚起情報」の告知内容を必ずご確認ください。 P.10

◎見出しについて
本パンフレットは全ページを通して、右部にコンテンツマップをご用意しています。
制度の全体像やご覧になられている項目の確認などにご利用ください。

はじめに
本制度の特長と本パンフレットについての説明

注意喚起情報・契約概要
重要です
必ずお読みください

基本コース
ポイントと、保障内容の説明

家族支援コース
ポイントと、保障内容の説明

就業不能支援コース
ポイントと、保障内容の説明

医療コース【基本型】
ポイントと、保障内容の説明

医療コース【先進医療型】
ポイントと、保障内容の説明

医療コース【充実型】
ポイントと、保障内容の説明

重病保障コース
ポイントと、保障内容の説明

傷害コース【基本型】【賠償責任型】
ポイントと、保障内容の説明

傷害コース【携行品損害型】
ポイントと、保障内容の説明

介護支援コース
ポイントと、保障内容の説明

療養補償コース【長期型】
ポイントと、保障内容の説明

療養補償コース【短期型】
ポイントと、保障内容の説明

70歳継続コース
ポイントと、保障内容の説明

収入補償コース
ポイントと、保障内容の説明

ご注意いただきたいこと
お申し込みの際に、充分にご確認いただきたい内容について

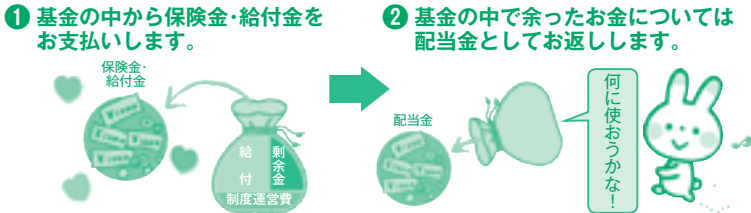
「グループ保険」って何？

制度の仕組み

●1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金として還付します。
※配当金が還付されるのは、基本コース、家族支援コース、就業不能支援コース、医療コース【基本型】です。
医療コース【先進医療型】、医療コース【充実型】、重病保障コース、傷害コース【基本型】、傷害コース【賠償責任型】、傷害コース【携行品損害型】、介護支援コース、療養補償コース【長期型】、療養補償コース【短期型】、収入補償コース、70歳継続コースには配当金はありません。
※基本コース、家族支援コース、就業不能支援コース、医療コース【基本型】は別々に収支計算を行います。
※原則、期間途中での脱退は受け付けておりません。(退職時等特別の事情のある場合を除く)

グループ保険とは

組合員とその家族の様々な生活のテーマに対し、安定的なライフプランを提供する総合生活支援制度です。



過去3年間の配当実績

基本コース	年 度	2020年	2021年	2022年
	支払件数 支払金額	51件ー 約 10,619万円	27件ー 約 4,939万円	33件ー 約 6,909万円
	配当金 還付率	—	—	—
家族支援コース	年 度	2020年	2021年	2022年
	支払件数 支払金額	11件ー 約 31,352万円	11件ー 約 25,589万円	13件ー 約 27,180万円
	配当金 還付率	25.992%	33.577%	30.501%
就業不能支援コース	年 度	2020年	2021年	2022年
	支払件数 支払金額	2件ー 15万円	4件ー 約45万円	5件ー 約 115万円
	配当金 還付率	16.817%	19.575%	17.957%
医療コース【基本型】	年 度	2020年	2021年	2022年
	支払件数 支払金額	433件ー 約 2,642万円	427件ー 約 2,877万円	1,224件ー 約 5,780万円
	配当金 還付率	44.710%	43.759%	34.951%

※新・団体定期保険へ移行のため基本コースの過去の配当金還付率は記載しておりません。

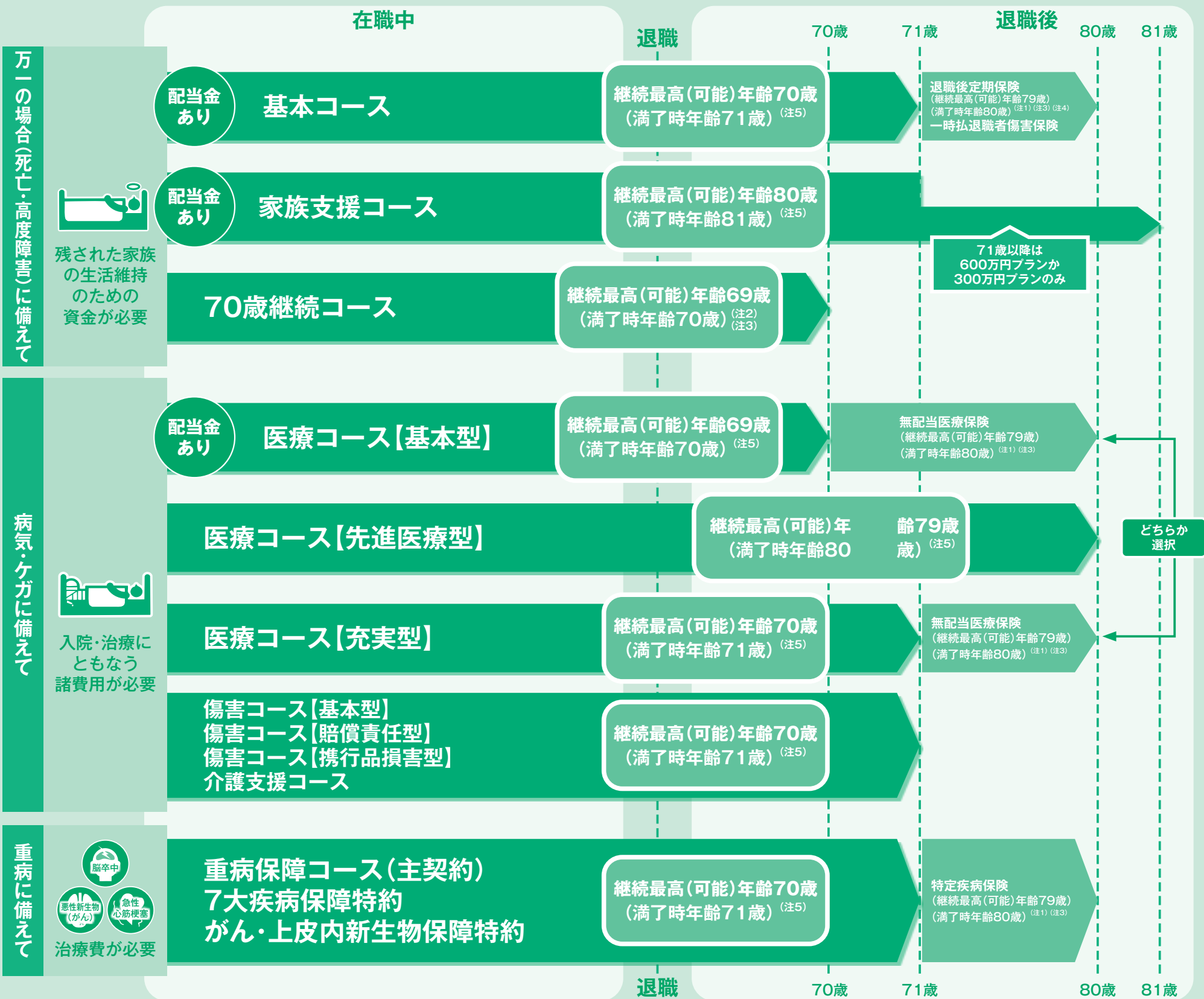
- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。
- 配当率は、今後変動することがありますので将来のお支払いを約束するものではありません。
- 配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

名 称		保障内容 (○は保障あり、—は保障なし)																	配当金	保険 期間	ページ	
		死 亡 保険金	災 害 保険金	高度障害 保 険 金	不慮の事故による 障 害 給 付 金	障害年金1級の時 障 害 保 険 金	特定疾病 保険金	7大疾病 保険金	がん・上皮内 新生物 保険金	リビング・ ニース特約	入院給付金(保険金)		通院保険金		手術保険金(給付金)		介 護	賠 償 責 任				携行品 損害
											病気	ケガ	病気	ケガ	病気	ケガ						
グ ル ー プ 保 険	① 基本コース	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	あり	1/1～ 12/31	17～20
	② 家族支援コース	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	あり		21～24
	③ 就業不能支援コース	就業不能状態が不支給期間を超えて継続しているとき 基準給付金月額5万円もしくは10万円																	あり	25～28		
	④ 医療コース【基本型】	○	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	あり		29～32
	⑤ 医療コース【先進医療型】	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—	○ 入院を伴わない 手術のみ	○ 入院を伴わない 手術のみ	—	—	—	なし		33～36
	⑥ 医療コース【充実型】	○	—	○	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—	○	○	—	—	—	なし	2/1～ 翌年1/31	37、38
	⑦ 重病保障コース	○	—	○	—	—	○	○ 特約を付加した場合	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	なし	39～42		
	⑧ 傷害コース【基本型】	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	○	—	○	—	—	—	なし	1/1～ 12/31	43、44
	⑧ 傷害コース【賠償責任型】	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	○	—	○	—	○	—	なし		43、44
	⑨ 傷害コース【携行品損害型】	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	○	—	○	—	—	○	なし		45、46
	⑩ 介護支援コース	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	なし		47、48
	⑪ 療養補償コース【長期型】	病気(所定の精神障害を含む)・ケガにより就業できなくなったとき 所得補償保険金 月額最高10万円×最長65歳 (注1)(注2)																	なし	1/1～ 12/31	49、50	
	⑫ 療養補償コース【短期型】	病気(所定の精神障害を含む)・ケガにより就業できなくなったとき 所得補償保険金 月額最高5万円×最長3年 (注2)																	なし	1/1～ 12/31	51～53	
	⑬ 70歳継続コース	○	—	○	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	なし	2/1～ 翌年1/31	55
⑭ 収入補償コース	「悪性新生物(がん)」「急性心筋梗塞」「脳卒中」により就業できなくなったとき 所得補償保険金 月額最高10万円×最長60歳 (注1)																	なし	2/1～ 翌年1/31	57、58		

(注1) 55歳~64歳(収入補償コースは59歳)の方は3年が限度
(注2) 所定の精神障害による就業障害の場合は24ヵ月が限度

退職後の取扱いについて

退職後継続(加入)イメージ



(注1)記載の保険商品について、今後の環境変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。退職後定期保険、無配当医療保険、特定疾病保険については専用の

お問い合わせ先：明治安田生命03-5289-7146

(注2)ご退職等により被保険者が契約者となった場合、保険期間満了後は80歳まで自動更新の取扱いとなります。また、更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。なお、団

(注3)70歳継続コース、退職後定期保険、無配当医療保険、特定疾病保険の保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が保険期間中に満期年齢(保険年齢)をむかえられた直後の更新日の前日までで

入できませんのでご注意ください。

(注4)退職後定期保険のご加入にあたっては、基本コースを退職直前まで2年以上ご加入いただくことが必要です。

(注5)基本コース、家族支援コース、医療コース【基本型】、医療コース【先進医療型】、医療コース【充実型】、傷害コース【基本型】、賠償責任型【携行品損害型】、介護支援コース、重病保障コースの保

満了直後の更新日の前日までです。

※医療コース【基本型】および医療コース【充実型】加入者は、退職後終身医療保険(個人保険)へ移行(加入)が可能です。

商品内容等については、「退職後終身医療保険パンフレット」をご確認ください。

「退職後終身医療保険」の商品内容については、引受保険会社(明治安田生命保険相互会社 公法人第二部法人営業第一部)までお問い合わせください。

体扱いによる継続の場合は70歳で保険期間満了となります。更新日時時点で満期年齢(保険年齢)に達している場合は継続加

換期間満了日は、ご加入者(被保険者)が更新日時時点で加入資格を



Q&A



Q1 退職後の更新手続き方法は？

Ans. グループ保険の保険期間は1月1日～12月31日^{※1}(2月1日～翌年1月31日^{※2})の1年間です。退職後の更新のお手続きについては、毎年8月～9月頃にご自宅へご案内書類を送付いたします。グループ保険のご継続について、ご相談を希望される方は記載のお問い合わせ先まで、ご連絡をお願いいたします。
(注)再任用の方はご所属へご案内書類を送付いたします。

※1 該当の制度は、基本コース、家族支援コース、就業不能支援コース、医療コース【基本型】、医療コース【先進医療型】、傷害コース【基本型】、賠償責任型、傷害コース【携行品損害型】、介護支援コース、療養補償コース【長期型】、療養補償コース【短期型】です。
※2 該当の制度は、医療コース【充実型】、70歳継続コース、重病保障コース、収入補償コースです。

Q2 退職後の保険料はどんな方法で払うのか？

Ans. 口座振替となります。(再任用の方も同様です。)

Q3 配当金はあるのか？

Ans. 退職後も、現職中と同じように配当金のお戻しがあります。^{*}なお期間途中で解約(脱退)した方は、配当金の対象になりませんのでご注意ください。

2022年度の配当率

(家族支援コース) **30.501%**
(医療コース【基本型】) **34.951%**

※この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みとなっています。配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。ただし、期間途中で脱退された場合は配当金はありません。
医療コース【先進医療型】、医療コース【充実型】、重病保障コース、収入補償コース、70歳継続コース、傷害コース【基本型】、傷害コース【賠償責任型】、傷害コース【携行品損害型】、介護支援コース、療養補償コース【長期型】、療養補償コース【短期型】については配当金がありません。
※70歳継続コースについては制度を脱退された場合、一部解約返戻金がある場合がございます。
※新・団体定期保険へ移行のため基本コースの過去の配当金還付率は記載していません。

Q4 何歳まで続けられるのか？

Ans. 制度により、継続最高(可能)年齢が異なります。左側に記載の「退職後の取扱いについて」をご確認ください。

② 注意喚起情報・契約概要

ここでは基本コース・傷害コース【基本型】【賠償責任型】・傷害コース【携行品損害型】・医療コース【基本型】・医療コース【先進医療型】・就業不能支援コース・介護支援コース・収入補償コース・療養補償コース【長期型】・療養補償コース【短期型】について記載しております。

家族支援コース・重病保障コース・医療コース【充実型】については、P13・14をご覧ください。

注意喚起情報

このページは、ご加入にあたり特にご注意いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細につきましては、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

1 保険金・給付金がお支払いできない主な場合について



保険会社に保険金・給付金を請求された方のうち、お支払いできなかった代表的なケースをご紹介します。

高度障害保険金の事例

約款に定める「高度障害の状態」に該当しない障害のとき

- 障害状態が回復の見込みがある場合は、高度障害保険金をお支払いできません。
- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを直接の原因とする場合も、原則として高度障害保険金をお支払いできません。

入院給付金(保険金)の事例

責任開始期(加入日)前の発病・ケガにより入院した場合

- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、原則として入院給付金(保険金)をお支払いできません。



解除・免責

告知義務違反のため、ご契約が解除となったとき

- 約款に定める「解除・免責」項目に該当する場合は、保険金・給付金をお支払いできません。また、すでにお払い込みいただいた保険料もお返しできないことがあります。「解除・免責」項目には、たとえば、以下の項目があります。
 - ・ 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となったとき
 - ・ 責任開始期(加入日)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺したとき など

保険金・給付金のお支払いに関する詳細は参照ページをご確認ください。

P.61

補償の重複について (損害保険)

既に同種の保険商品等のご契約がある場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。補償の重複に関する詳細は参照ページをご確認ください。

P.73

2 告知内容について



- ◎ 現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。
- ◎ 申込書兼告知書で引受保険会社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
- ◎ 正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金・給付金などをお支払いできないこともあります。

ご加入を希望される商品の告知の有無についてご確認ください。

ご加入いただける方の詳細につきましては「はじめに」P.1をご参照ください。

【基本コース・医療コース【基本型】・医療コース【先進医療型】・就業不能支援コース・介護支援コース・収入補償コース・療養補償コース【長期型】・療養補償コース【短期型】】Step1・2へお進みください。
【傷害コース【基本型】【賠償責任型】・傷害コース【携行品損害型】】就業状態・健康状態に関する告知は不要です。職業・職務に関する告知がありますので、申込書でご確認ください。

Step1 まずは「申込日(告知日)現在」の就業状態、健康状態が以下のとおりであることをご確認ください。

現在の就業状態

本人

現在の健康状態

配偶者・子ども・[本人・配偶者の親]

- ・ 病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

- ・ 医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

(注)①「治療」には、指示・指導を含みます。
②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

Step2 つぎに、加入する商品ごとに過去の傷病歴が以下のとおりであることをご確認ください。

本人・配偶者・子ども

基本コース

収入補償コース

医療コース【基本型】
医療コース【先進医療型】
就業不能支援コース
介護支援コース

過去12カ月以内の健康状態

- ・ 申込日(告知日)より起算して過去12カ月以内に、別表①記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。

過去3カ月以内の健康状態

- ・ 申込日(告知日)より起算して過去3カ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめていません。

(注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

過去5年以内の健康状態

- ・ 申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは別表①記載の病気により、連続して7日以上入院をしたことはありません。

過去2年以内の健康状態

- ・ 申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。

(注)①同一の病気です転院・転科している場合は通算します。
②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。
③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。
④「治療」には、指示・指導を含みます。

【別表①】

がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

本人・配偶者の親 親介護オプション

現在までの健康状態

- ・ 公的介護保険の要介護・要支援の認定を受けたこと、または認定の申請をしたことはありません。

過去5年以内の健康状態

- ・ 申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、別表②記載の病気で、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことはありません。(注)「治療」には指示・指導を含みます。
- ・ 申込日(告知日)より起算して過去5年以内に高血圧を原因とする入院をしたことはありません。

【別表②】

心筋こうそく、脳卒中(脳出血、脳こうそく、くも膜下出血)、認知症、アルツハイマー病、パーキンソン病、脊髄小脳変性症、筋萎縮性側索硬化症、知的障害、精神病、統合失調症

<基本コース・医療コース【基本型】・医療コース【先進医療型】・就業不能支援コースの場合>

- ・ 企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込み(新規加入・増額)ください。

告知内容に関するお問い合わせ【生命保険・損害保険 共通】

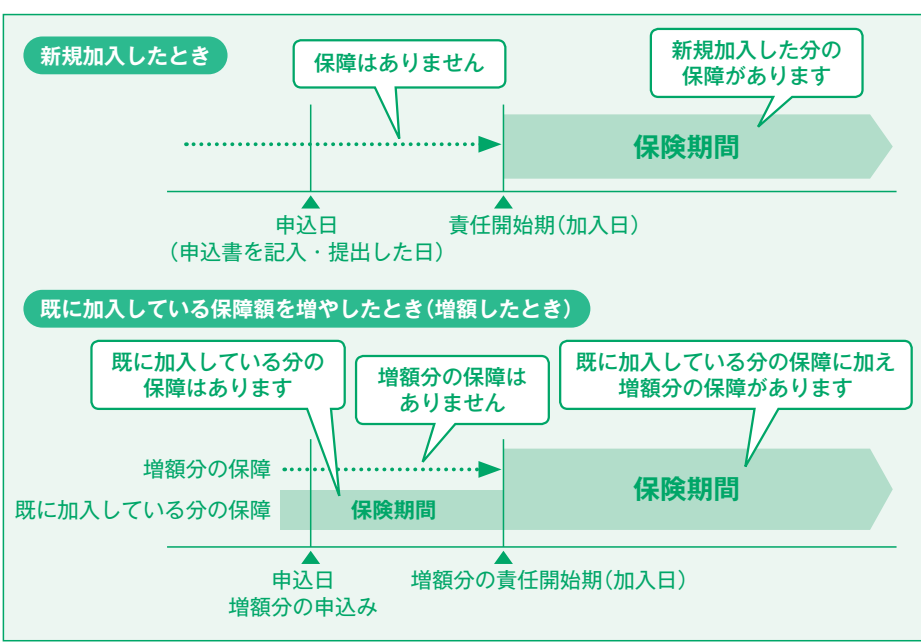
明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口 0120-661-320

受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00

3 責任開始期（加入日）について

お申込みいただいた保障が初めて開始する時点責任開始期(加入日)といい、右記の通り、責任開始期(加入日)は申込日(申込書を記入・提出した日)とは異なります。なお、この保険の責任開始期(加入日)は、「はじめに」に記載しています。

高度障害保険金、給付金等は、責任開始期(加入日)以後に生じた病気やケガにより所定の高度障害状態になられた(入院をされた)ときにお支払いします。責任開始期(加入日)前の病気やケガを原因とする場合には、告知内容に該当しているかどうかに関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。



<基本コース・医療コース【基本型】・医療コース【先進医療型】・就業不能支援コースの場合>

◎ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合に、「はじめに」に記載の責任開始期(加入日)からご契約上の責任を負います。契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

4 保険金・給付金の請求について

- ◎保険金・給付金などのご請求は、団体(契約者)経由で行っていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体窓口にご連絡ください。
- お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、本パンフレットにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- ◎保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- ◎被保険者の遺言により死亡保険金(給付金)受取人を変更することはできません。
- ◎死亡保険金(給付金)受取人の変更は、契約者を經由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金(給付金)をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金(給付金)をお支払いいたしません。

5 その他の注意事項

- ◎お申し込みの撤回(クーリング・オフ制度)
- この保険は、企業・団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日)前のお申し込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口までお問い合わせください。
- ◎ご照会・ご相談窓口等
 - 指定紛争解決機関
 - この制度に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会(生命保険)・一般社団法人日本損害保険協会(損害保険)です。
 - 生命保険契約者保護機構・損害保険契約者保護機構
 - 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(生命保険)・損害保険契約者保護機構(損害保険)に加入しています。
- 上記、および制度内容等に関するご照会先・ご相談先および詳細は、参照ページをご確認ください。 [P.74](#)
- 告知に関してのご照会先は、参照ページをご確認ください。 [P.10](#)

契約概要

このページは、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認くださいたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細につきましては、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

1 商品の仕組み

この保険は、企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を契約者として運営する保険商品です。保障の期間は1年で、一度加入されると毎年1年毎に加入内容を更新いただけます。また、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも更新により一定の年齢まで前年度と同じ保険金額以下で継続してご加入いただくことができます。

なお、加入した次年度以降、更新の際に保険金額・給付金額や受取人等の変更など、お客さまからのお申し出がない場合は、前年度と同じ内容で継続します。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出しますので、前年度と比べ変更になることがあります。

2 主な保障の内容（保険金や給付金をお支払いする主な場合）や保険料

◎主な保障内容

保障内容(保険金額・給付金額、付加された特約)は、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

基本コース	P.17	就業不能支援コース	P.25	医療コース【基本型】	P.29	医療コース【先進医療型】	P.33
傷害コース【基本型】 【賠償責任型】	P.43	傷害コース【携行品損害型】	P.45	介護支援コース	P.47	療養補償コース【長期型】	P.49
療養補償コース【短期型】	P.51	収入補償コース	P.57				

※引受保険会社の職員または引受保険会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

◎保 険 料【控除方法】

毎月の給与から控除します。(初回は1月分給与より)

3 配当金

◎配当金の対象となる商品(下記以外の保険は無配当保険ですので、配当金はありません。)

基本コース	就業不能支援コース	医療コース【基本型】
-------	-----------	------------

基本コース・医療コース【基本型】・就業不能支援コースは、1年毎に収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

4 脱退による返れい金、満期返れい金

この制度の商品には、脱退による返れい金や満期返れい金はありません。

5 引受保険会社

明治安田生命保険相互会社	本社：東京都千代田区丸の内2-1-1
明治安田損害保険株式会社	本社：東京都千代田区神田司町2-11-1

【基本コース】【医療コース【基本型】】【医療コース【先進医療型】】【就業不能支援コース】
明治安田生命保険相互会社

【傷害コース【基本型】】【賠償責任型】】【傷害コース【携行品損害型】】【介護支援コース】【収入補償コース】【療養補償コース【長期型】】【療養補償コース【短期型】】
明治安田損害保険株式会社

② 契約概要・注意喚起情報【生命保険】

家族支援コース(年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険【生命保険】)、医療コース【充実型】(代理請求特約【Y】付集団扱無配当医療保険)、重病保障コース(7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニース特約付、代理請求特約【Y】付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型))

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み(新規加入・増額)ください。

契約概要【ご契約内容】

① 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

② 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い(支払事由)

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	保障内容 保険料	支払事由
家族支援コース	P2、79	P77	P21	P79
医療コース【充実型】	P2、80		P37	P80
重病保障コース	P2、82		P39	P40、P82

③ 配当金

家族支援コースは1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。医療コース【充実型】、重病保障コースは、配当金はありません。

④ 脱退による返戻金

家族支援コース、医療コース【充実型】、重病保障コースは、脱退(解約)による返戻金はありません。

⑤ 引受保険会社

明治安田生命保険相互会社

本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

① お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日*)前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

② 告知に関する重要事項

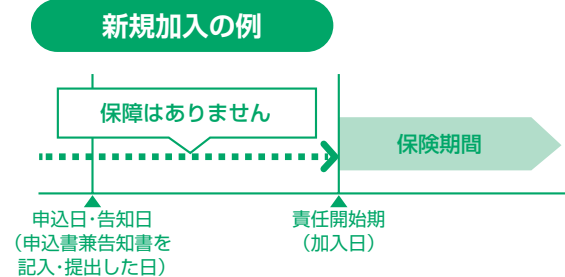
■現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。

■企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。

■正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。

③ 責任開始期(加入日*)

■ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社でご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期(加入日*)といいます。次の図のとおり、責任開始期(加入日*)は申込日・告知日(申込書兼告知書を記入・提出した日)とは異なります。

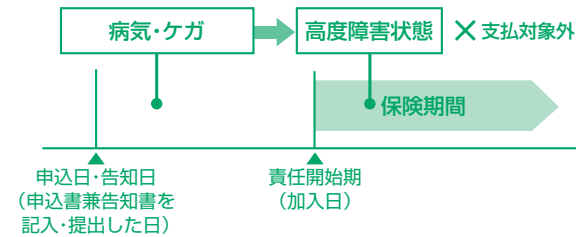


■ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

④ 保険金等をお支払いできない主な場合

■責任開始期(加入日*)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

高度障害保険金の例



■責任開始期(加入日*)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。

■上記を含め保険金等をお支払いできない場合には、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

家族支援コース P79

医療コース【充実型】 P80

重病保障コース P40、82

⑤ 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。(ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>)

⑥ ご照会・ご相談窓口

制度内容【保障内容・保険料・配当金・各種手続き】等に関するご照会先

本パンフレット記載の団体窓口

告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先

明治安田生命保険相互会社
団体保険ご照会窓口 0120-661-320
受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00

■この制度に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

⑦ 保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

■保険金・給付金などのご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

■医療コース【充実型】、重病保障コースについては、被保険者が受取人となる保険金・給付金などについて、受取人が請求できない特別の事情がある場合、被保険者があらかじめ指定した指定代理請求者が請求することができますので、指定代理請求者に対しては、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

！基本コース・家族支援コースの新プラン(コース)への変更がお済みでない方へ

⚠ 2017年より基本コース、2016年より家族支援コースのコース数を見直しし、旧コースから新コースへの変更をお願いしております。
変更がお済みでない方は是非この機会に変更をお願いします。
P10、79記載の告知内容に該当しない場合は、増額できません。旧コースで継続加入が可能です。

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

基本コース

旧コース

加入対象区分	口数	一時金(万円)
本人	24	3,600
	22	3,300
	20	3,000
	18	2,700
	16	2,400
	14	2,100
	12	1,800
	10	1,500
	8	1,200
	6	900
	4	600
	1	150

新コース

プラン(コース)	年金原資(万円)	死亡・高度障害・障害保険金を年金で受け取る場合		
		年金月額約(万円)	受取年数(年)	受取総額約(万円)
40	4,000	12.6	30	4,560
20	3,000	11.1	25	3,337
16	2,400	10.8	20	2,606
12	1,800	10.6	15	1,908
10	1,500	10.1	13	1,575
8	1,200	10.3	10	1,242
5	750	6.4	10	776
4	600	7.2	7	611
3	450	7.5	5	454
2	300	8.3	3	300

※新規加入・増額をされる方は、必ずP1～2の加入資格、P10の告知内容をご確認ください。

家族支援コース

旧コース

加入対象区分	プラン	年金原資(死亡・高度障害保険金)(万円)
本人	Z	2,750
	A	2,230
	B	1,672
	C	1,115
	D	557
	E	300

新コース

プラン	年金原資(死亡・高度障害保険金)(万円)	死亡・高度障害保険金を年金で受け取る場合		
		年金月額約(万円)	受取年数(年)	受取総額約(万円)
S	4,000	12.6	30	4,560
K	3,500	11.0	30	3,990
F	3,000	11.1	25	3,337
G	2,400	10.8	20	2,606
H	1,800	10.6	15	1,908
I	1,200	10.3	10	1,242
J	600	10.1	5	606
E	300	5.0	5	303

※新規加入・増額をされる方は、必ずP79の加入資格をご確認ください。

保険年齢表

あなたの保険年齢は？

基本コース、家族支援コース、就業不能支援コース、医療コース【基本型】、医療コース【先進医療型】、介護支援コース

令和6年1月1日現在

0歳	令和5年7月2日～令和6年7月1日	41歳	昭和57年7月2日～昭和58年7月1日
1歳	令和4年7月2日～令和5年7月1日	42歳	昭和56年7月2日～昭和57年7月1日
2歳	令和3年7月2日～令和4年7月1日	43歳	昭和55年7月2日～昭和56年7月1日
3歳	令和2年7月2日～令和3年7月1日	44歳	昭和54年7月2日～昭和55年7月1日
4歳	令和1年7月2日～令和2年7月1日	45歳	昭和53年7月2日～昭和54年7月1日
5歳	平成30年7月2日～令和1年7月1日	46歳	昭和52年7月2日～昭和53年7月1日
6歳	平成29年7月2日～平成30年7月1日	47歳	昭和51年7月2日～昭和52年7月1日
7歳	平成28年7月2日～平成29年7月1日	48歳	昭和50年7月2日～昭和51年7月1日
8歳	平成27年7月2日～平成28年7月1日	49歳	昭和49年7月2日～昭和50年7月1日
9歳	平成26年7月2日～平成27年7月1日	50歳	昭和48年7月2日～昭和49年7月1日
10歳	平成25年7月2日～平成26年7月1日	51歳	昭和47年7月2日～昭和48年7月1日
11歳	平成24年7月2日～平成25年7月1日	52歳	昭和46年7月2日～昭和47年7月1日
12歳	平成23年7月2日～平成24年7月1日	53歳	昭和45年7月2日～昭和46年7月1日
13歳	平成22年7月2日～平成23年7月1日	54歳	昭和44年7月2日～昭和45年7月1日
14歳	平成21年7月2日～平成22年7月1日	55歳	昭和43年7月2日～昭和44年7月1日
15歳	平成20年7月2日～平成21年7月1日	56歳	昭和42年7月2日～昭和43年7月1日
16歳	平成19年7月2日～平成20年7月1日	57歳	昭和41年7月2日～昭和42年7月1日
17歳	平成18年7月2日～平成19年7月1日	58歳	昭和40年7月2日～昭和41年7月1日
18歳	平成17年7月2日～平成18年7月1日	59歳	昭和39年7月2日～昭和40年7月1日
19歳	平成16年7月2日～平成17年7月1日	60歳	昭和38年7月2日～昭和39年7月1日
20歳	平成15年7月2日～平成16年7月1日	61歳	昭和37年7月2日～昭和38年7月1日
21歳	平成14年7月2日～平成15年7月1日	62歳	昭和36年7月2日～昭和37年7月1日
22歳	平成13年7月2日～平成14年7月1日	63歳	昭和35年7月2日～昭和36年7月1日
23歳	平成12年7月2日～平成13年7月1日	64歳	昭和34年7月2日～昭和35年7月1日
24歳	平成11年7月2日～平成12年7月1日	65歳	昭和33年7月2日～昭和34年7月1日
25歳	平成10年7月2日～平成11年7月1日	66歳	昭和32年7月2日～昭和33年7月1日
26歳	平成9年7月2日～平成10年7月1日	67歳	昭和31年7月2日～昭和32年7月1日
27歳	平成8年7月2日～平成9年7月1日	68歳	昭和30年7月2日～昭和31年7月1日
28歳	平成7年7月2日～平成8年7月1日	69歳	昭和29年7月2日～昭和30年7月1日
29歳	平成6年7月2日～平成7年7月1日	70歳	昭和28年7月2日～昭和29年7月1日
30歳	平成5年7月2日～平成6年7月1日	71歳	昭和27年7月2日～昭和28年7月1日
31歳	平成4年7月2日～平成5年7月1日	72歳	昭和26年7月2日～昭和27年7月1日
32歳	平成3年7月2日～平成4年7月1日	73歳	昭和25年7月2日～昭和26年7月1日
33歳	平成2年7月2日～平成3年7月1日	74歳	昭和24年7月2日～昭和25年7月1日
34歳	平成1年7月2日～平成2年7月1日	75歳	昭和23年7月2日～昭和24年7月1日
35歳	昭和63年7月2日～平成1年7月1日	76歳	昭和22年7月2日～昭和23年7月1日
36歳	昭和62年7月2日～昭和63年7月1日	77歳	昭和21年7月2日～昭和22年7月1日
37歳	昭和61年7月2日～昭和62年7月1日	78歳	昭和20年7月2日～昭和21年7月1日
38歳	昭和60年7月2日～昭和61年7月1日	79歳	昭和19年7月2日～昭和20年7月1日
39歳	昭和59年7月2日～昭和60年7月1日	80歳	昭和18年7月2日～昭和19年7月1日
40歳	昭和58年7月2日～昭和59年7月1日		

③ 基本コース

【保険期間】2024年1月1日(月)～2024年12月31日(火)



加入対象者



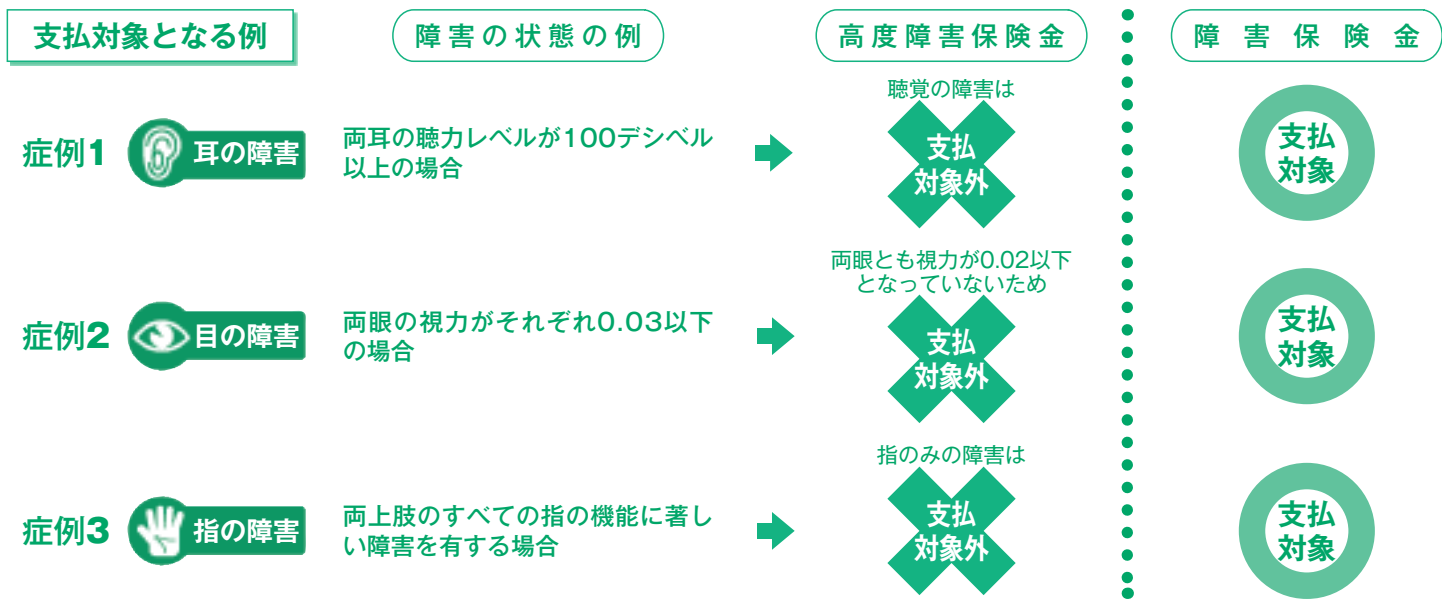
意向確認【ご加入前のご確認】

基本コースは、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を年金として受け取ることができます。
- 一時金でのお受け取りも可能です。
- 重い障害が残った場合、障害保険金を受け取ることができ、不時の出費を補完することができます。
- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金として還付いたします。
- 障害状態(障害年金1級)の場合、障害保険金を一時金または年金としてお支払いします。
- 不慮の事故による入院の保障も準備できます。



新規加入・増額はこちらのコースからお選びください。

加入対象区分	申込プラン(コース)	一般の死亡・高度障害・障害状態(障害年金1級)のとき 死亡・高度障害・障害保険金(年金原資)	死亡・高度障害・障害保険金を年金で受け取る場合			不慮の事故の場合の保障内容			
			年金月額	受取年数	受取総額	死亡・特定感染症による死亡 死亡保険金 + 災害保険金	高度障害 高度障害保険金 + 障害給付金(給付割合表第1級)	身体障害(程度により) 障害給付金(給付割合表第2級～第6級)	5日以上の入院(120日を限度として) 入院給付金
本人	40	4,000	12.6	30	4,560	5,000	5,000	700 ~ 100	15,000
	20	3,000	11.1	25	3,337	4,000	4,000	700 ~ 100	15,000
	16	2,400	10.8	20	2,606	3,200	3,200	560 ~ 80	12,000
	12	1,800	10.6	15	1,908	2,400	2,400	420 ~ 60	9,000
	10	1,500	10.1	13	1,575	2,000	2,000	350 ~ 50	7,500
	8	1,200	10.3	10	1,242	1,600	1,600	280 ~ 40	6,000
	5	750	6.4	10	776	1,000	1,000	175 ~ 25	3,750
	4	600	7.2	7	611	800	800	140 ~ 20	3,000
	3	450	7.5	5	454	600	600	105 ~ 15	2,250
	2	300	8.3	3	300	400	400	70 ~ 10	1,500
配偶者	1,000	1,000	8.6	10	1,035	1,333	1,333	233 ~ 33	4,995
	750	750	6.4	10	776	1,000	1,000	175 ~ 25	3,750
	600	600	5.1	10	621	800	800	140 ~ 20	3,000
	450	450	7.5	5	454	600	600	105 ~ 15	2,250
	150	150	2.5	5	151	200	200	35 ~ 5	750
子ども	1	400				600	600	140 ~ 20	3,000

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。子どもは一時金のみとなります。

年金の取り扱いについて

- 年金払特約により、保険金を年金で受け取る場合の基となるお金(保険金額)のことを年金原資といいます。
- この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金年額が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。なお、その他年金払特約の取り扱いは協定書に定められています。

障害特約についての注意事項

- 障害保険金は64歳までの本人のみ保障の対象となります。
- 障害保険金は保険期間中に公的障害年金の受給権を取得した場合に保障の対象となります。(脱退後に受給権を取得してもお支払いできません。)
- 死亡保険金、高度障害保険金、障害保険金は重複して支払われません。
- 障害保険金が支払われた場合はこの保険は脱退となります。

保険金・給付金のお支払いに関するご注意

- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合にお支払いします。死亡保険金の受取人は被保険者が指定した方、子どもの場合は主契約の被保険者です。
- 高度障害保険金は、加入日以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。高度障害保険金の受取人は、被保険者本人です。
※本人について定められた高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・子どもについても同時に脱退となります。
- 高度障害状態とは、身体障害の程度が次の1項目に該当する場合をいいます。
 - ① 両眼の視力を全く永久に失ったもの
 - ② 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの
 - ③ 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの[※]
※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
 - ④ 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - ⑤ 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - ⑥ 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - ⑦ 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 P.62

保険料

記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

◎保険料

新規加入・増額はこちらのコースからお選びください。

加入対象区分	申込プラン(コース)		18～35歳	36～40歳	41～45歳	46～50歳	51～55歳	56～60歳	61～64歳	65歳	66～70歳
本人	40	男性	円4,700	円5,580	円8,980	円10,700	円12,540	円14,260	円29,060	円27,300	円39,740
		女性	3,740	5,140	8,220	9,740	11,140	12,180	16,380	15,180	19,980
	20	男性	3,900	4,560	7,110	8,400	9,780	11,070	22,170	20,850	30,180
		女性	3,180	4,230	6,540	7,680	8,730	9,510	12,660	11,760	15,360
	16	男性	3,120	3,648	5,688	6,720	7,824	8,856	17,736	16,680	24,144
		女性	2,544	3,384	5,232	6,144	6,984	7,608	10,128	9,408	12,288
	12	男性	2,340	2,736	4,266	5,040	5,868	6,642	13,302	12,510	18,108
		女性	1,908	2,538	3,924	4,608	5,238	5,706	7,596	7,056	9,216
	10	男性	1,950	2,280	3,555	4,200	4,890	5,535	11,085	10,425	15,090
		女性	1,590	2,115	3,270	3,840	4,365	4,755	6,330	5,880	7,680
	8	男性	1,560	1,824	2,844	3,360	3,912	4,428	8,868	8,340	12,072
		女性	1,272	1,692	2,616	3,072	3,492	3,804	5,064	4,704	6,144
	5	男性	975	1,140	1,778	2,100	2,446	2,768	5,543	5,213	7,545
		女性	796	1,058	1,635	1,920	2,183	2,378	3,165	2,940	3,840
	4	男性	780	912	1,422	1,680	1,956	2,214	4,434	4,170	6,036
		女性	636	846	1,308	1,536	1,746	1,902	2,532	2,352	3,072
	3	男性	585	684	1,067	1,260	1,468	1,661	3,326	3,128	4,527
		女性	478	635	981	1,152	1,310	1,427	1,899	1,764	2,304
	2	男性	390	456	711	840	978	1,107	2,217	2,085	3,018
		女性	318	423	654	768	873	951	1,266	1,176	1,536
加入対象区分	申込プラン(コース)		18～35歳	36～40歳	41～45歳	46～50歳	51～55歳	56～60歳	61～65歳	66～70歳	
配偶者	1,000	男性	万円円1,220	円1,400	円2,200	円2,600	円3,030	円3,430	円6,950	円10,060	
		女性	970	1,280	2,020	2,380	2,710	2,940	3,920	5,120	
	750	男性	915	1,050	1,650	1,950	2,273	2,573	5,213	7,545	
		女性	728	960	1,515	1,785	2,033	2,205	2,940	3,840	
	600	男性	732	840	1,320	1,560	1,818	2,058	4,170	6,036	
		女性	582	768	1,212	1,428	1,626	1,764	2,352	3,072	
	450	男性	549	630	990	1,170	1,364	1,544	3,128	4,527	
		女性	437	576	909	1,071	1,220	1,323	1,764	2,304	
	150	男性	183	210	330	390	455	515	1,043	1,509	
		女性	146	192	303	357	407	441	588	768	
子ども	1	3～22歳一律	580円								

※記載の保険料は概算保険料であって、正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し、概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。

※配偶者・子どもだけの加入はできません。ご本人とセットでご加入ください。

※配偶者・子どもの保険金額は本人と同額以下としてください。子どもの加入の場合は、本人は4コース以上の加入が必要です。

※本人について定められた死亡保険金・高度障害保険金・障害保険金のいずれかが支払われた場合、配偶者・子どもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・子どもは同時に脱退となります。

※障害保険金は本人のみ保障の対象となります。

※障害保険金は64歳までが保障の対象となります。

※障害保険金は保険期間中に公的障害年金の受給権を取得した場合に保障の対象となります。(脱退後に受給権を取得してもお支払いできません。)

※死亡保険金、高度障害保険金、障害保険金は重複して支払われません。

※障害保険金が支払われた場合はこの保険は脱退となります。

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

(例)保険年齢40歳＝2024年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

※子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同額にて加入となります。

※いずれか1種類をお選びください。

※記載の保険料は2023年1月1日更新時に適用している優良割引率で計算しています。

なお、今後の本人の加入者数や、保険金(・給付金)のお支払状況の増減等により適用する優良割引率が変わるもしくは廃止となる場合があります。

※死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、子どもの場合は保険料負担者(本人)です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。

お支払いに関する重要事項が記載されています。必ずご確認ください。

P.62

つぎの場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。



以下のような場合には、保険金・給付金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の通りであるとき
 - ・告知義務違反により解除となったとき
 - ・詐欺の行為を原因として取消しとなったとき
 - ・保険金・給付金の不法取得目的があつて無効となったとき
 - ・重大事由に該当し解除となったとき
- 死亡保険金について
 - ・契約者、死亡保険金受取人の故意によるとき
 - ・被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき(増額はその増額部分について)
- 高度障害保険金について
 - ・契約者、高度障害保険金受取人、被保険者の故意によるとき

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.61

④ 家族支援コース

【保険期間】2024年1月1日(月)～2024年12月31日(火)



加入対象者



(「基本コース」加入が条件となります)

保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を一時金または年金としてお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金としてお返しします。
- 現職中から加入することで退職後(早期・自己都合退職・定年退職)も80歳まで保障が得られます。
- 受取方法は、給付事例発生後、受取人が選択できます。(全額年金・全額一時金・一部一時金、一部年金受取など)

昨年度の 家族支援コース
配当実績 **30.501%**

※配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

新規加入・増額はこちらのコースからお選びください。

※家族支援コースは死亡・高度障害の場合、一時金または年金形式で死亡・高度障害保険金を受け取ることができる保険制度であり、貯蓄型保険ではありません。

【加入対象区分：本人、配偶者】

本 人								
申込 コース	月額給付				ボーナス給付 (年 2 回)			
	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金受取期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取総額 (約 万円)	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金受取期間 (年)	ボーナス給付額 (約 万円)	ボーナス給付 年金受取総額 (約 万円)
S	4,000	30	12.6	4,560	-	-	-	-
K	3,500	30	11.0	3,990	-	-	-	-
F	3,000	25	11.1	3,337	-	-	-	-
G	2,400	20	10.8	2,606	-	-	-	-
H	1,800	15	10.6	1,908	-	-	-	-
I	1,200	10	10.3	1,242	-	-	-	-
J	600	5	10.1	606	-	-	-	-
E	300	5	5.0	303	-	-	-	-
1	-	-	-	-	1,000	20	27.1	1,086
2	-	-	-	-	800	15	28.2	848
3	-	-	-	-	600	10	31.0	621
4	-	-	-	-	400	5	40.4	404

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

配偶者				
申込 金額 (万円)	年金原資 【死亡・高度障害保険金】 (万円)	年金受取期間 (年)	年金月額 (約 万円)	年金受取総額 (約 万円)
2,000	2,000	20	9.0	2,172
1,500	1,500	15	8.8	1,590
1,000	1,000	10	8.6	1,035
500	500	5	8.4	505
250	250	5	4.2	252

意向確認【ご加入前のご確認】

家族支援コースは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

ボーナス給付分の保険料は、1月と6月の給与より月額
給付分の保険料と併せて控除します。(初回は1月給与より)

保険料

新規加入・増額はこちらのコースからお選びください。

◎保険料

本 人									
申込 コース	性別	年齢【保険年齢】（生年月日）							
		18～35歳 (1988.7.2～ 2006.7.1)	36～40歳 (1983.7.2～ 1988.7.1)	41～45歳 (1978.7.2～ 1983.7.1)	46～50歳 (1973.7.2～ 1978.7.1)	51～55歳 (1968.7.2～ 1973.7.1)	56～60歳 (1963.7.2～ 1968.7.1)	61～65歳 (1958.7.2～ 1963.7.1)	66～70歳 (1953.7.2～ 1958.7.1)
月払保険料（円）									
S	男性	3,040	3,880	5,280	7,760	11,920	18,200	28,520	42,360
	女性	1,960	3,320	4,000	5,880	8,320	11,080	15,080	20,400
K	男性	2,660	3,395	4,620	6,790	10,430	15,925	24,955	37,065
	女性	1,715	2,905	3,500	5,145	7,280	9,695	13,195	17,850
F	男性	2,280	2,910	3,960	5,820	8,940	13,650	21,390	31,770
	女性	1,470	2,490	3,000	4,410	6,240	8,310	11,310	15,300
G	男性	1,824	2,328	3,168	4,656	7,152	10,920	17,112	25,416
	女性	1,176	1,992	2,400	3,528	4,992	6,648	9,048	12,240
H	男性	1,368	1,746	2,376	3,492	5,364	8,190	12,834	19,062
	女性	882	1,494	1,800	2,646	3,744	4,986	6,786	9,180
I	男性	912	1,164	1,584	2,328	3,576	5,460	8,556	12,708
	女性	588	996	1,200	1,764	2,496	3,324	4,524	6,120
J	男性	456	582	792	1,164	1,788	2,730	4,278	6,354
	女性	294	498	600	882	1,248	1,662	2,262	3,060
E	男性	228	291	396	582	894	1,365	2,139	3,177
	女性	147	249	300	441	624	831	1,131	1,530
ボーナス払保険料（円）									
1	男性	4,560	5,820	7,920	11,640	17,880	27,300	42,780	63,540
	女性	2,940	4,980	6,000	8,820	12,480	16,620	22,620	30,600
2	男性	3,648	4,656	6,336	9,312	14,304	21,840	34,224	50,832
	女性	2,352	3,984	4,800	7,056	9,984	13,296	18,096	24,480
3	男性	2,736	3,492	4,752	6,984	10,728	16,380	25,668	38,124
	女性	1,764	2,988	3,600	5,292	7,488	9,972	13,572	18,360
4	男性	1,824	2,328	3,168	4,656	7,152	10,920	17,112	25,416
	女性	1,176	1,992	2,400	3,528	4,992	6,648	9,048	12,240
配偶者									
申込 金額（万円）	性別	月払保険料（円）							
		年齢【保険年齢】（生年月日）							
		18～35歳 (1988.7.2～ 2006.7.1)	36～40歳 (1983.7.2～ 1988.7.1)	41～45歳 (1978.7.2～ 1983.7.1)	46～50歳 (1973.7.2～ 1978.7.1)	51～55歳 (1968.7.2～ 1973.7.1)	56～60歳 (1963.7.2～ 1968.7.1)	61～65歳 (1958.7.2～ 1963.7.1)	66～70歳 (1953.7.2～ 1958.7.1)
2,000	男性	1,520	1,940	2,640	3,880	5,960	9,100	14,260	21,180
	女性	980	1,660	2,000	2,940	4,160	5,540	7,540	10,200
1,500	男性	1,140	1,455	1,980	2,910	4,470	6,825	10,695	15,885
	女性	735	1,245	1,500	2,205	3,120	4,155	5,655	7,650
1,000	男性	760	970	1,320	1,940	2,980	4,550	7,130	10,590
	女性	490	830	1,000	1,470	2,080	2,770	3,770	5,100
500	男性	380	485	660	970	1,490	2,275	3,565	5,295
	女性	245	415	500	735	1,040	1,385	1,885	2,550
250	男性	190	243	330	485	745	1,138	1,783	2,648
	女性	123	208	250	368	520	693	943	1,275

- ※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。
- 実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- ※配偶者だけの加入はできません。ご本人とセットでご加入ください。
- ※配偶者の保険金額は本人と同額以下としてください。
- ※本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。
- 記載の保険料は概算保険料であり、正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し、概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。
 - 本制度に加入できるのは本人・配偶者のみです。
 - 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
(例)保険年齢40歳＝2024年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
 - 半年単位の契約応当日から、次のボーナス払保険料が払い込まれる前に、死亡・高度障害保険金の支払事由が生じた場合には、そのボーナス払の保険料が払い込まれたときに限り、月額給付部分およびボーナス給付部分の保険金をお支払いします。
 - ボーナス給付部分のみの加入はできません。
 - 年金原資とは死亡・高度障害保険金のことです。
 - 配偶者の保険料は月払のみです。
 - 家族支援コースは71歳以降S・K・F・Z・G・A・H・B・I・Cプランは600万円に、Dプランは300万円に自動的に減額されます。
 - 死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
 - 71歳以上の保険料は次のページをご覧ください。

お支払いに関する重要事項が記載されています。必ずご確認ください。

P.79

71歳以降の保障内容、保険料については以下の通りとなります。

保障内容		(71～80歳の受取の場合)				
加入対象区分	プラン (コース)	年金原資 (死亡・高度障害保険金)		基本受取年金月額	受取期間	受取総額
		18～70歳	71～80歳			
本人	S	4,000	600	10.1	5	606
	K	3,500				
	F	3,000				
	※Z	2,750				
	G	2,400				
	※A	2,230				
	H	1,800				
	※B	1,672				
	I	1,200				
	※C	1,115				
	J	600				
	※D	557	300	5.0	5	303
	E	300		5.0	5	303
配偶者	2,000万円	2,000		9.0	20	2,172
	1,500万円	1,500		8.8	15	1,590
	1,000万円	1,000		8.6	10	1,035
	500万円	500		8.4	5	505
	250万円	250		4.2	5	252

保険料		月払保険料																					
		年齢		71歳		72歳		73歳		74歳		75歳		76歳		77歳		78歳		79歳		80歳	
加入 対象 区分	プラン(コース)	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
本人	S・K・F・Z・ G・A・H・B・ I・C・J	円8,328	円4,062	円9,222	円4,530	円10,248	円5,082	円11,442	円5,682	円12,852	円6,342	円14,514	円7,086	円16,482	円7,950	円18,798	円8,994	円21,468	円10,254	円24,492	円11,772		
	D・E	円4,164	円2,031	円4,611	円2,265	円5,124	円2,541	円5,721	円2,841	円6,426	円3,171	円7,257	円3,543	円8,241	円3,975	円9,399	円4,497	円10,734	円5,127	円12,246	円5,886		
	2,000万円	27,760	13,540	30,740	15,100	34,160	16,940	38,140	18,940	42,840	21,140	48,380	23,620	54,940	26,500	62,660	29,980	71,560	34,180	81,640	39,240		
配偶者	1,500万円	20,820	10,155	23,055	11,325	25,620	12,705	28,605	14,205	32,130	15,855	36,285	17,715	41,205	19,875	46,995	22,485	53,670	25,635	61,230	29,430		
	1,000万円	13,880	6,770	15,370	7,550	17,080	8,470	19,070	9,470	21,420	10,570	24,190	11,810	27,470	13,250	31,330	14,990	35,780	17,090	40,820	19,620		
	500万円	6,940	3,385	7,685	3,775	8,540	4,235	9,535	4,735	10,710	5,285	12,095	5,905	13,735	6,625	15,665	7,495	17,890	8,545	20,410	9,810		
	250万円	3,470	1,693	3,843	1,888	4,270	2,118	4,768	2,368	5,355	2,643	6,048	2,953	6,868	3,313	7,833	3,748	8,945	4,273	10,205	4,905		

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。
実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
※配偶者だけの加入はできません。ご本人とセットでご加入ください。
※配偶者の保険金額は本人と同額以下とさせていただきます。
※本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。
●記載の保険料は概算保険料であり、正規保険料は申込締切後3か月以内に算出し、概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。
●本制度に加入できるのは本人・配偶者のみです。
●年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6か月以下は切り捨て、6か月超は切り上げた年齢をいいます。
(例) 保険年齢40歳＝2024年1月1日現在満39歳6か月を超え満40歳6 か月まで。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
●半年単位の契約応当日から、次のボーナス払保険料が払い込まれる前に、死亡・高度障害保険金の支払事由が生じた場合には、そのボーナス払の保険料が払い込まれたときに限り、月額給付部分およびボーナス給付部分の保険金をお支払いします。
●年金原資とは死亡・高度障害保険金のことです。
●家族支援コースは71歳以降S・K・F・Z・G・A・H・B・I・Cプランは600万円に、Dプランは300万円に自動的に減額されます。
●この制度は年齢により保険金額が自動的に増減することがあります。本人の保険金額が配偶者の保険金額未満となった場合は自動的に配偶者を本人の保険金額以下に減額、または脱退とさせていただきます。
●死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。

お支払いに関する重要事項が記載されています。必ずご確認ください。 **P.79**

つぎの場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。

! 以下のような場合には、保険金・給付金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の通りであるとき
 - ・告知義務違反により解除となったとき
 - ・詐欺の行為を原因として取消しとなったとき
 - ・保険金・給付金の不法取得目的があつて無効となったとき
 - ・重大事由に該当し解除となったとき
- 死亡保険金について
 - ・契約者、死亡保険金受取人の故意によるとき
 - ・被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき(増額はその増額部分について)
- 高度障害保険金について
 - ・契約者、高度障害保険金受取人、被保険者の故意によるとき

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 **P.79**

⑤ 就業不能支援コース

【保険期間】2024年1月1日(月)～2024年12月31日(火)



加入対象者



(「基本コース」加入が条件となります)

保障内容等(契約概要部分)

- 病気やケガによる就業不能状態が20日を超えて継続した場合、給付金をお支払いします。
- 入院だけではなく医師の指示による自宅療養や所定の精神障害による就業不能状態もお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合、配当金として還付いたします。

昨年度の
配当実績

就業不能支援コース
17.957%

※配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

【基本保障：主契約・特定精神障害給付特約】

保障内容		5 万円コース	10 万円コース
基本保障	病気やケガによる就業不能状態が20日を超えて継続したとき (毎月の支払基準日(注)まで継続するごとに1回、最大18回) ＜主契約＞ [就業不能給付金]	基準給付金 月額 5 万円	基準給付金 月額 10 万円
	所定の精神障害による就業不能状態が20日を超えて継続したとき (毎月の支払基準日(注)まで継続するごとに1回、最大18回) ＜特定精神障害給付特約＞ [特定精神障害給付金]		

(注)第1回就業不能給付金の支払事由に該当した日を第1回支払基準日とし、2回目以降は、翌月以降の第1回支払基準日の応当日となります。
ただし、2回目以降は、直前の支払基準日から各支払基準日まで就業不能状態が継続していた場合にお支払いの対象となります。
(特定精神障害給付金の場合、就業不能給付金を「特定精神障害給付金」と読み替えます。)
就業不能給付金と特定精神障害給付金は、重複して支払われません。

給付イメージ 【例】 基準給付金月額5万円で、4月1日から就業不能状態が継続し、12月1日に職場復帰した場合



※不支給期間を超えて、各支払基準日まで、就業不能状態が継続している場合、就業不能給付金または特定精神障害給付金をお支払いします。

意向確認【ご加入前のご確認】

就業不能支援コースは、病気やケガで就業不能状態になった場合に対する保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入に当たっては【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

給付金のお支払いに関する約款規定については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

給付金のお支払いに関するご注意



給付金のお支払いには、主に以下のような支払要件や制限事項があります。

- 給付金のお支払いは、加入日以降に発生した就業不能状態に限ります。
- 給付金のお支払限度は以下の通りです。

給付金名	お支払限度回数	通算
就業不能給付金	1つの継続した就業不能状態につき 18回	36回
特定精神障害給付金	1つの継続した就業不能状態につき 18回	18回

- 給付金の受取人は次の通りです。
給付金：主契約の被保険者

そのほかにも給付金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.68

加入取扱いに関するご注意



- 就業不能給付金の支払われる回数が36回の通算支払限度に達した場合には、この契約は消滅します。
- 特定精神障害給付金の支払われる回数が18回の通算支払限度に達した場合には、特定精神障害給付特約は消滅します。

保険料

記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

◎月額保険料【基本保障：主契約・特定精神障害給付特約】

男性		
基準給付金月額 (申込コース)	5 万円 (5 万円コース)	10 万円 (10 万円コース)
年齢【保険年齢】 (生年月日)	基本保障	基本保障
18 ～ 20 歳 (2003.7.2 ～ 2006.7.1)	495 円	990 円
21 ～ 25 歳 (1998.7.2 ～ 2003.7.1)	505 円	1,010 円
26 ～ 30 歳 (1993.7.2 ～ 1998.7.1)	510 円	1,020 円
31 ～ 35 歳 (1988.7.2 ～ 1993.7.1)	570 円	1,140 円
36 ～ 40 歳 (1983.7.2 ～ 1988.7.1)	625 円	1,250 円
41 ～ 45 歳 (1978.7.2 ～ 1983.7.1)	675 円	1,350 円
46 ～ 50 歳 (1973.7.2 ～ 1978.7.1)	820 円	1,640 円
51 ～ 55 歳 (1968.7.2 ～ 1973.7.1)	1,055 円	2,110 円
56 ～ 60 歳 (1963.7.2 ～ 1968.7.1)	1,510 円	3,020 円
61 ～ 65 歳 (1958.7.2 ～ 1963.7.1)	2,175 円	4,350 円
66 ～ 69 歳 (1954.7.2 ～ 1958.7.1)	2,680 円	5,360 円

女性		
基準給付金月額 (申込コース)	5 万円 (5 万円コース)	10 万円 (10 万円コース)
年齢【保険年齢】 (生年月日)	基本保障	基本保障
18 ～ 20 歳 (2003.7.2 ～ 2006.7.1)	540 円	1,080 円
21 ～ 25 歳 (1998.7.2 ～ 2003.7.1)	530 円	1,060 円
26 ～ 30 歳 (1993.7.2 ～ 1998.7.1)	645 円	1,290 円
31 ～ 35 歳 (1988.7.2 ～ 1993.7.1)	735 円	1,470 円
36 ～ 40 歳 (1983.7.2 ～ 1988.7.1)	745 円	1,490 円
41 ～ 45 歳 (1978.7.2 ～ 1983.7.1)	855 円	1,710 円
46 ～ 50 歳 (1973.7.2 ～ 1978.7.1)	1,000 円	2,000 円
51 ～ 55 歳 (1968.7.2 ～ 1973.7.1)	1,085 円	2,170 円
56 ～ 60 歳 (1963.7.2 ～ 1968.7.1)	1,335 円	2,670 円
61 ～ 65 歳 (1958.7.2 ～ 1963.7.1)	1,780 円	3,560 円
66 ～ 69 歳 (1954.7.2 ～ 1958.7.1)	1,875 円	3,750 円

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- 更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

つぎの場合には、給付金のお支払いはできません。

！ 以下のような場合には、給付金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の通りであるとき
 - ・告知義務違反により解除となったとき
 - ・詐欺の行為を原因として取消しとなったとき
 - ・給付金の不法取得目的があって無効となったとき
 - ・重大事由に該当し解除となったとき
- 給付金について
 - ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - ・被保険者の妊娠・出産
 - ・頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないもの(原因の如何を問いません。)

そのほかにも給付金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

⑥ 医療コース【基本型】

【保険期間】2024年1月1日(月)～2024年12月31日(火)



加入対象者



(「基本コース」加入が条件となります)

保障内容等(契約概要部分)

- この保険は、病気・ケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。
- 死亡のとき、所定の死亡保険金をお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金として還付いたします。
- 現職中から退職後(早期・自己都合退職・定年退職)も69歳まで保障が継続できます

昨年度の 医療コース【基本型】
配当実績 **34.951%**

※配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

- ! 新規加入・増額加入される方はP10の告知内容をご確認ください。現在治療中の病気・ケガ等ある方は、新規加入・増額加入できない場合がありますので、ご注意ください。

保障内容	本 人・配偶者・子ども		本 人	
	3,000 円	5,000 円	7,000 円	10,000 円
病気やケガで、 継続して2日以上入院したとき [入院給付金]	日額 3,000 円 ×入院日数	日額 5,000 円 ×入院日数	日額 7,000 円 ×入院日数	日額 10,000 円 ×入院日数
死亡したとき [死亡保険金]	年齢により異なります。保険料表をご確認ください。			

病気による入院	胃潰瘍 十二指腸潰瘍 盲腸など	異常分娩 など	ケガによる入院	交通事故など	スポーツ中の 事故など

保険金・給付金のお支払いに関するご注意

- ! 入院には、主に以下のような支払要件や制限事項があります。
 - お支払いの対象となる入院は、加入日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病により、保険期間中に治療を目的としたものであることを要します。
この保険の加入日前に発生した原因による入院や、加入日前からの入院は、お支払いの対象となりません。
※ただし、この保険の加入日から2年経過した後に入院を開始した場合は、加入日前の原因による場合でもお支払いします。
 - 同一の原因により、継続して2日以上入院したとき、入院給付金をお支払いします。
ただし、1回の入院では124日、他の回の入院も通算して700日がお支払日数の限度です。
なお、お支払事由に該当する入院中に保険が満了となった場合、満了後のその入院は保険期間中の入院とみなし、お支払いの対象となります。
 - 保険金・給付金の受取人は次の通りです。
入院給付金：主契約の被保険者
死亡保険金：被保険者が指定した方(ただし家族特約における死亡保険金は主契約の被保険者となります。)

そのほかにも入院給付金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

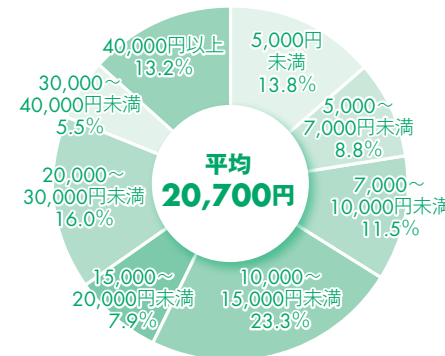
P.65

意向確認【ご加入前のご確認】

医療コース【基本型】は、病気やケガによる入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

直近の入院時の1日あたりの自己負担費用



意外と自己負担が
大きいんだな…

- 過去5年間に入院し、自己負担費用を支払った人。
(高額療養費制度を利用した人+利用しなかった人(適用外含む))
- 治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族の交通費も含む)や衣類、日用品などを
含む。高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。
(公財)生命保険文化センター「令和4年度 生活保障に関する調査」より

入院1日あたりの自己負担費用は、平均20,700円です。
入院が長期間になると、費用負担も増大しますので、医療費に対する備えを
しておくことをおすすめします。

保険金請求事例について



医療コース【基本型】は、こんなときに
保険金のお支払い対象となります。

事例1 悪性新生物(がん)と診断され、
入院した。
(継続して2日以上入院したとき)



事例2 帝王切開で、入院した。
(継続して2日以上入院したとき)

point! 異常分娩(切迫早産、吸引分娩等)
も給付の対象となります。



事例3 自動車の追突事故で、入院した。
(継続して2日以上入院したとき)

point! 相手方に金額負担いただいた場合
も給付の対象となります。



保障内容と保険料

加入 対象 区分	病気・ケガで 継続して2日以上 入院したとき 入院給付金日額	死亡したとき 死亡保険金										
		18～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳
本人	10,000円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	7,000円	586,200	750,000	785,700	607,100	600,000	750,000	613,600	534,500	586,200	559,700	531,100
	5,000円	617,200	667,900	764,300	746,400	720,000	552,800	565,900	529,300	605,700	556,000	539,200
	3,000円	637,900	732,100	750,000	839,300	800,000	791,700	534,100	525,900	580,500	578,400	528,700
配偶者	5,000円	658,600	796,400	735,700	575,000	546,700	752,800	729,500	522,400	555,200	526,100	566,000
	3,000円	293,100	375,000	392,900	125,000	133,300	236,100	306,800	181,000	120,700	130,600	145,900
子ども	5,000円	313,800	439,300	378,600	217,900	213,300	197,200	275,000	177,600	210,300	153,000	135,400
	3,000円	年齢に関係なく(0歳～22歳)一律477,300円										
子ども	5,000円	年齢に関係なく(0歳～22歳)一律195,500円										
	3,000円	年齢に関係なく(0歳～22歳)一律195,500円										

※病気やケガによる入院給付金のお支払日数は、1回の入院について124日を限度とします。※入院給付金のお支払日数は、通算して700日を限度とします。
※本人の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただきます。それ以外の給付金および、配偶者、子どもの死亡保険金・給付金の受取人は保険料負担者(本人)です。

加入対象 区分	プラン (入院給付金日額)	18～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳
本人	10,000円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	7,000円	2,200	2,800	3,200	3,300	3,300	3,700	4,200	5,300	6,900	9,400	13,500
	5,000円	1,600	2,000	2,300	2,400	2,400	2,600	3,000	3,800	5,000	6,800	9,800
	3,000円	1,200	1,500	1,700	1,800	1,800	2,000	2,200	2,800	3,700	5,100	7,300
配偶者	5,000円	800	1,000	1,100	1,100	1,100	1,300	1,500	1,800	2,400	3,300	4,900
	3,000円	1,100	1,400	1,600	1,600	1,600	1,800	2,100	2,600	3,300	4,500	6,500
子ども	5,000円	700	900	1,000	1,000	1,000	1,100	1,300	1,600	2,100	2,800	4,000
	3,000円	年齢に関係なく(0歳～22歳)一律1,200円										
子ども	5,000円	年齢に関係なく(0歳～22歳)一律1,200円										
	3,000円	年齢に関係なく(0歳～22歳)一律 700円										

※上記は加入者が1,000名以上の場合の保険料です。したがって実際の加入者数が異なれば上記保険料は異なりますので、その場合は初回に遡って正規保険料を適用させていただきます。
※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
(例) 保険年齢40歳＝2024年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
※保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。ただし、保険料の払込みが条件となります。

つぎの場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。



以下のような場合には、保険金・給付金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の通りであるとき
 - ・告知義務違反により解除となったとき
 - ・詐欺の行為を原因として取消しとなったとき
 - ・保険金・給付金の不法取得目的があって無効となったとき
 - ・重大事由に該当し解除となったとき
- 入院給付金について
 - ・被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき
 - ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故によるとき
 - ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故によるとき
- 死亡保険金について
 - ・被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき

そのほかにも入院給付金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.61



加入対象者



本人



配偶者



子ども

(「医療コース【基本型】」加入が条件となります)

保障内容等(契約概要部分)

- 病気・ケガで1日以上入院をした場合、もしくは入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合にそれぞれ給付金をお支払します。
- 先進医療の技術に係る費用と同額の給付金をお支払いします。
(対象となる先進医療についてはP66の給付金に関するご注意をご覧ください。)

【基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約】

・「入院日数」は、暦の上での日単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

支援給付金

保障内容	本人・配偶者・子ども	本人・配偶者
	2.5万円	5万円
病気・ケガで入院したとき (1日以上入院で1回目、31日目で2回目、以降30日ごとに1回) <治療支援給付特約> [入院支援給付金]	支援給付金額 2.5万円	支援給付金額 5万円
「入院を伴わない」手術を受けたとき (診療報酬点数合計2,000点以上) <治療支援給付特約> [外来手術給付金]	手術1回につき 支援給付金額 2.5万円	手術1回につき 支援給付金額 5万円
「入院を伴わない」放射線治療を受けたとき <治療支援給付特約> [外来放射線治療給付金]	放射線治療1回につき 支援給付金額 2.5万円	放射線治療1回につき 支援給付金額 5万円
先進医療による療養を受けたとき (入院を伴わない場合も対象) <先進医療給付特約> [先進医療給付金]	先進医療の技術にかかわる費用と同額	

給付金のお支払いに関するご注意



給付金のお支払いには、主に以下のような支払要件や制限事項があります。

- 各給付金のお支払いは、加入日以後に発生した傷害または発病した疾病を原因とする場合に限りです。
- 各給付金のお支払限度は以下の通りです。

給付金名	お支払限度日数・回数		備考
		通算	
入院支援給付金	1入院について5回	36回	入院1回につき、支援給付金額をお支払いします。(1日以上入院で1回目、31日目で2回目、以降入院30日ごとに1回)
外来手術給付金	手術の開始日から60日の間に1回	—	お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術とします。
外来放射線治療給付金	放射線治療の開始日から60日の間に1回	—	お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療とします。
先進医療給付金	—	2,000万円	—

- 給付金の受取人は次の通りです。

各給付金：主契約の被保険者

そのほかにも給付金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.66

意向確認【ご加入前のご確認】

医療コース【先進医療型】は、病気・ケガを直接の原因とする入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

給付金のお支払いに関する約款規定については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

先進医療とは？



厚生労働大臣が定める高度な医療技術を用いた療養で、医療技術ごとの一定の施設基準を満たした医療機関で実施されます。

先進医療技術に係る費用は短期給付の対象とならず、**全額自己負担**となります。

	年間実施件数	1件あたりの平均費用
陽子線治療	1,293 件	269万2,988 円
重粒子線治療	562 件	316万2,781 円



●先進医療に係る技術料は、先進医療の種類および先進医療を実施している医療機関により異なります。●先進医療は厚生労働大臣の定める評価療養および選定療養(平成18年厚生労働省告示第495号)第1条第1号により規定されています。●陽子線治療と重粒子線治療には一部保険導入になるものがあります。●先進医療に該当する「医療技術」、「適応症」、「医療機関」は随時見直しされますのでご注意ください。
令和4年12月8日厚生労働省「第117回先進医療会議資料」
令和4年度実績報告(令和3年7月1日～令和4年6月30日)

入院に伴う自己負担額の高額化

1日あたりの
入院時自己負担額が
高額化しています。

1日あたりの
平均
入院時
自己負担合計

約14,700円

2004年

1日あたりの
平均
入院時
自己負担合計

約20,700円

2022年

18年間で、
こんなに自己負担額が
増えているんだね！



[入院時自己負担合計]治療費・差額ベッド代・交通費 等
※高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額

【出典】
生命保険文化センター「生活保障に関する調査」(平成16年度、令和4年度)
「直近の入院時の1日あたりの自己負担費用」に基づき当社作成

保険料

記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

◎**月額保険料**【基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約】

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

※記載の保険料は2023年1月1日更新時に適用している優良割引率で計算しています。なお、今後の本人の加入者数や、給付金のお支払状況の増減等により適用する優良割引率が変更もしくは廃止となることがあります。

<支援給付金額2.5万円・5万円>

年齢【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者			
	基本保障			
	男性		女性	
	2.5万円	5万円	2.5万円	5万円
18～19歳 (2004.7.2～2006.7.1)	298円	527円	232円	396円
20～24歳 (1999.7.2～2004.7.1)	259円	449円	305円	541円
25～29歳 (1994.7.2～1999.7.1)	261円	454円	416円	763円
30～34歳 (1989.7.2～1994.7.1)	271円	474円	481円	894円
35～39歳 (1984.7.2～1989.7.1)	319円	570円	481円	894円
40～44歳 (1979.7.2～1984.7.1)	382円	696円	462円	855円
45～49歳 (1974.7.2～1979.7.1)	481円	894円	496円	922円
50～54歳 (1969.7.2～1974.7.1)	609円	1,149円	549円	1,029円
55～59歳 (1964.7.2～1969.7.1)	811円	1,555円	633円	1,198円
60～64歳 (1959.7.2～1964.7.1)	1,101円	2,134円	773円	1,478円
65～69歳 (1954.7.2～1959.7.1)	1,292円	2,516円	961円	1,854円
70歳 (1953.7.2～1954.7.1)	1,420円	2,771円	1,111円	2,153円
71歳 (1952.7.2～1953.7.1)	1,473円	2,878円	1,164円	2,260円
72歳 (1951.7.2～1952.7.1)	1,534円	2,998円	1,220円	2,371円
73歳 (1950.7.2～1951.7.1)	1,596円	3,124円	1,273円	2,477円
74歳 (1949.7.2～1950.7.1)	1,669円	3,269円	1,328円	2,588円
75歳 (1948.7.2～1949.7.1)	1,741円	3,413円	1,386円	2,704円
76歳 (1947.7.2～1948.7.1)	1,814円	3,558円	1,444円	2,820円
77歳 (1946.7.2～1947.7.1)	1,901円	3,732円	1,514円	2,960円
78歳 (1945.7.2～1946.7.1)	1,980円	3,891円	1,577円	3,085円
79歳 (1944.7.2～1945.7.1)	2,074円	4,080円	1,649円	3,230円

年齢【保険年齢】 (生年月日)	こども
	基本保障
	2.5万円
0～22歳 (2001.7.2以降に生まれた方)	343円

つぎの場合には、給付金のお支払いはできません。

⚠ 以下のような場合には、給付金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取り消しとなることがあります。)
- 契約者もしくは被保険者に給付金の不法取得目的があつて、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
- 契約者、被保険者または受取人が給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
- 次のいずれかによりお支払事由に該当したとき
 - 入院支援給付金、外来手術給付金、外来放射線治療給付金、先進医療給付金について
 - ・契約者の故意または重大な過失
 - ・その被保険者の故意または重大な過失
 - ・その被保険者の犯罪行為
 - ・その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
 - ・その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - ・その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故
 - ・その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - ・地震、噴火または津波(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
 - ・戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

<入院支援給付金、外来手術給付金、外来放射線治療給付金、先進医療給付金については上記項目に加え、「その被保険者の薬物依存」が追加となります。>

そのほかにも給付金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.61

加入取扱いに関するご注意

⚠ ●本人の先進医療給付金について、通算支払金額が2,000万円に到達した場合、先進医療給付特約は消滅し、配偶者・こどもは同時に特約から脱退となります。

⑧

医療コース【充実型】

【保険期間】2024年2月1日(木)～2025年1月31日(金)

加入対象者

本人

配偶者

(「医療コース【基本型】」加入が条件となります)

保障内容等(契約概要部分)

- 病気や不慮の事故で、継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。
- 三大疾病(がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中)による入院の場合は、お支払日数の限度はありません。
- 所定の手術や集中治療室管理を受けられたときにも、それぞれ給付金をお支払いします。

【保険契約の型：B型、入院給付金の型：2・124日型、入院給付金日額2,000円・3,000円・4,000円】

保障内容	本 人・配偶者		
	2,000 円	3,000 円	4,000 円
三大疾病で継続して2日以上入院のとき 【疾病入院・三大疾病入院給付金】	日額 4,000 円 ×入院日数	日額 6,000 円 ×入院日数	日額 8,000 円 ×入院日数
三大疾病以外の病気で継続して2日以上入院のとき 【疾病入院給付金】	日額 2,000 円 ×入院日数	日額 3,000 円 ×入院日数	日額 4,000 円 ×入院日数
災害で継続して2日以上入院のとき 【災害入院給付金】	日額 2,000 円 ×入院日数	日額 3,000 円 ×入院日数	日額 4,000 円 ×入院日数
災害や病気で所定の集中治療室管理を受けられたとき 【集中治療給付金】	日額 2,000 円 ×集中治療室管理日数	日額 3,000 円 ×集中治療室管理日数	日額 4,000 円 ×集中治療室管理日数
災害や病気で所定の手術を受けられたとき 【手術給付金】	手術の種類に応じて 1・2・4・8万円	手術の種類に応じて 1.5・3・6・12万円	手術の種類に応じて 2・4・8・16万円
給付倍率 40 倍の手術給付金の支払われる手術を受け、手術の日から継続して 30 日以上入院のとき 【手術後療養給付金】	1 回の手術につき 2 万円	1 回の手術につき 3 万円	1 回の手術につき 4 万円
死亡・高度障害のとき 【死亡・高度障害保険金】	20 万円	30 万円	40 万円

- * 災害や病気による入院給付金のお支払日数は、1回の入院について124日を限度とします。
- * 入院給付金のお支払い日数は、災害による入院・疾病による入院それぞれについて通算して1,095日を限度とします。
- * ただし、三大疾病(がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中)による入院の場合は、お支払日数の限度はありません。
- * 集中治療給付金のお支払日数は、120日を限度とします。
- * 手術給付金のお支払限度はありません。(ただし、一部制限を設けている手術の種類があります。)
- * 手術後療養給付金のお支払限度はありません。
- * 本人および配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただきます。それ以外の保険金・給付金の受取人は被保険者となります。

<ご注意>

●三大疾病による入院については、入院給付金のお支払制限はありません。対象となる三大疾病にはつぎのような事例があります。

悪性新生物・ 上皮内新生物 (がん・上皮内がん)	1. 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物 2. 消化器の悪性新生物 3. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 4. 骨および関節軟骨の悪性新生物 5. 皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物 6. 中皮および軟部組織の悪性新生物 7. 乳房の悪性新生物 8. 女性生殖器の悪性新生物 9. 男性生殖器の悪性新生物 10. 腎尿路の悪性新生物	11. 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 12. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 13. 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物 14. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 15. 独立した(原発性)多部位の悪性新生物 16. 上皮内新生物 17. 真正赤血球増加症<多血症>、骨髄異形成症候群、慢性骨髄増殖性疾患、本悪性(出血性)血小板血症 18. ランゲルハンス細胞組織球症
急性心筋梗塞	19. 急性心筋梗塞 20. 再発性心筋梗塞 21. 急性心筋梗塞の続発合併症	
脳卒中	22. くも膜下出血 23. 脳内出血 24. 脳梗塞	25. くも膜下出血の続発・後遺症 26. 脳内出血の続発・後遺症 27. 脳梗塞の続発・後遺症

*対象となる三大疾病を直接の医学的原因とする続発症・合併症・後遺症であると会社が認めたものはその対象に含みます。

●「集中治療室管理」とは、所定の施設において、内科系・外科系問わず、呼吸、循環、代謝その他の重篤な急性機能不全の患者に対して、医師の必要と認める治療看護を強力かつ集中的に行うことをいいます。(総合周産期特定集中治療室や新生児特定集中治療室における集中治療室管理は対象とはなりません。)

*保険金等のお支払いについて、本パンフレット80ページに詳細が記載されています。必ずご確認ください。

意向確認【ご加入前のご確認】

医療コース【充実型】は、病気や不慮の事故による入院・手術等に対する保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

保険料

記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

- ◎月額保険料 <保険期間1年、集団扱月払>
(保険契約の型：B型、入院給付金の型：2・124日型、入院給付金日額2,000円・3,000円・4,000円)

年齢【保険年齢】 (生年月日)	本 人・配偶者					
	男性			女性		
	2,000 円	3,000 円	4,000 円	2,000 円	3,000 円	4,000 円
18 ～ 20 歳 (2003.8.2 ～ 2006.8.1)	556 円	834 円	1,112 円	550 円	825 円	1,100 円
21 ～ 25 歳 (1998.8.2 ～ 2003.8.1)	602 円	903 円	1,204 円	594 円	891 円	1,188 円
26 ～ 30 歳 (1993.8.2 ～ 1998.8.1)	662 円	993 円	1,324 円	656 円	984 円	1,312 円
31 ～ 35 歳 (1988.8.2 ～ 1993.8.1)	708 円	1,062 円	1,416 円	704 円	1,056 円	1,408 円
36 ～ 40 歳 (1983.8.2 ～ 1988.8.1)	782 円	1,173 円	1,564 円	778 円	1,167 円	1,556 円
41 ～ 45 歳 (1978.8.2 ～ 1983.8.1)	904 円	1,356 円	1,808 円	894 円	1,341 円	1,788 円
46 ～ 50 歳 (1973.8.2 ～ 1978.8.1)	1,180 円	1,770 円	2,360 円	1,166 円	1,749 円	2,332 円
51 ～ 55 歳 (1968.8.2 ～ 1973.8.1)	1,420 円	2,130 円	2,840 円	1,392 円	2,088 円	2,784 円
56 ～ 60 歳 (1963.8.2 ～ 1968.8.1)	1,870 円	2,805 円	3,740 円	1,820 円	2,730 円	3,640 円
61 ～ 65 歳 (1958.8.2 ～ 1963.8.1)	2,620 円	3,930 円	5,240 円	2,526 円	3,789 円	5,052 円
66 ～ 70 歳 (1953.8.2 ～ 1958.8.1)	3,786 円	5,679 円	7,572 円	3,632 円	5,448 円	7,264 円

- *年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6カ月以下は切り捨て、6カ月超は切り上げた年齢をいいます。
- (例)保険年齢40歳＝2024年2月1日現在満39歳6カ月を超え満40歳6カ月まで
- *記載の保険料等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の保険料等はご加入(増額)および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料等も改定されることがあります。
- *加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害により180日以内に「ご契約のしおり 約款」に定める身体障害の状態になられたときは、その後の保険料のお払込みを免除し、保険料が引き続き払い込まれたものとしてお取扱いします。
- (*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。
- *66歳以上は更新の場合のみ(新規加入は不可)

◎死亡・高度障害の場合は2,000円プランで20万円、3,000円プランで30万円、4,000円プランで40万円の死亡・高度障害保険金をお支払します。

そのほかにも保険金・給付金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.80

医療コース【充実型】

9

重病保障コース

【保険期間】2024年2月1日(木)～2025年1月31日(金)

3+

加入対象者

本人

配偶者

(「基本コース」加入が条件となります)

保障内容等(契約概要部分)

- 特定疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)の治療費として保険金をお支払いします。
- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
- 特約を付加した場合、7大疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変)および悪性新生物(がん)・上皮内新生物の治療費として保険金をお支払いします。

保障区分	保障内容	保障額	
		本 人・配偶者	
		300 万円	500 万円
主契約	所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態（※1）になったとき	300 万円	500 万円
	〔特定疾病保険金〕（※2）		
	死亡・所定の高度障害状態のとき		
7大疾病保障特約	所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して所定の状態（※1）になったとき	150 万円	250 万円
	〔7大疾病保険金〕（※3）		
	がん・上皮内新生物保障特約	30 万円	50 万円
がん・上皮内新生物保障特約	所定の悪性新生物（がん）・上皮内新生物と診断確定されたとき		
	〔がん・上皮内新生物保険金〕（※3）		

!

(※1)急性心筋梗塞・脳卒中の場合、「所定の状態」には「所定の手術を受けたとき」を含みます。

(※2)特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。

(※3)7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。

リビング・ニーズ特約

余命 6 か月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。

◎保険金ごとの保障イメージ <お申込金額300万円の場合>

保険金種類		お 支 払 事 由				
		死亡・高度障害	悪性新生物(がん)(※)	急性心筋梗塞	脳卒中	その他の4疾病 重度の糖尿病 重度の高血圧性疾患 慢性腎不全 肝硬変
主契約	特定疾病保険金 死亡・高度障害保険金	お支払事由のいずれかに該当で 300万円				上皮内新生物
特約	7大疾病保険金		お支払事由のいずれかに該当で 150万円			
特約	がん・上皮内新生物保険金		お支払事由のいずれかに該当で 30万円			
お支払事由ごとの保険金額合計		300万円	480万円	450万円	150万円	30万円

(※)特定疾病保険金、7大疾病保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。
がん・上皮内新生物保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含みます。

意向確認【ご加入前のご確認】

重病保障コースは、所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために所定の手術を受けられたときの保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険金のお支払いに関するご注意

! 被保険者が加入日(※)以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金種類とお支払対象の疾病		お 支 払 事 由	お支払対象とならない疾病例 ^{※1}
7大疾病保険金 ^{※13}	●悪性新生物(がん)	加入日(※)前を含めてはじめて ^{※2} 悪性新生物と診断確定 ^{※3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日(※)からその日を含めて90日を経過した後、加入日(※)前を含めてはじめて診断確定されたとき	・上皮内新生物 ^{※4} ・悪性黒色腫を除く皮膚がん ・脂肪腫
	●急性心筋梗塞	加入日(※)以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、急性心筋梗塞を発病 ^{※5} し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態 ^{※6} が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 ^{※7} を受けたとき	・狭心症 ・解離性大動脈瘤 ・心筋症
	●脳卒中(くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞)	加入日(※)以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、脳卒中を発病 ^{※5} し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 ^{※7} を受けたとき	・一過性脳虚血 ・外傷性くも膜下出血 ・未破裂脳動脈瘤
	●重度の糖尿病	加入日(※)以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、糖尿病を発病 ^{※5} し、医師が必要と認める日常のかつ継続的なインスリン療法 ^{※8} を開始し、その開始日から起算して180日間継続して受けたとき	
	●重度の高血圧性疾患(高血圧性網膜症)	加入日(※)以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、高血圧性疾患を発病 ^{※5} し、その疾病により高血圧性網膜症 ^{※9} であると医師によって診断されたとき	
	●慢性腎不全	加入日(※)以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、慢性腎不全の状態になったと医師によって診断され、医師が必要と認める永続的な人工透析療法 ^{※10} を開始したとき	
	●肝硬変	加入日(※)以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、肝硬変の状態になったと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断されたとき ^{※11}	
がん・上皮内新生物保険金		加入日(※)前を含めてはじめて ^{※12} 悪性新生物・上皮内新生物と診断確定 ^{※3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物・乳房の上皮内癌(乳がん)」については、加入日(※)からその日を含めて90日を経過した後、加入日(※)前を含めてはじめて診断確定されたとき	
死亡保険金		死亡されたとき	
高度障害保険金		加入日(※)以後に発生した傷害または疾病 ^{※5} により所定の高度障害状態になられたとき	

- ※1 お支払対象とならない疾病には、上記のほか、無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)普通保険約款【付表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中】に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については「ご契約のしおり 約款」をご覧ください。
- ※2 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日(※)以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)の発生部位が、加入日(※)前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
- ※3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
- ※4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「Ta」(膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。
- ※5 疾病の「発病」(「発生」)および急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧性疾患の「発病」には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含まれます。
- ※6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- ※7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金・7大疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。
- ※8 「インスリン療法」には、妊娠・分娩にかかわるインスリン療法は含みません。また経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限りです。
- ※9 キース・ワグナー分類において3群または4群の眼底所見(詳細については、「ご契約のしおり 特約」7大疾病保障特約(特定疾病定期Ⅱ用)付表3をご覧ください。)を示す状態。
- ※10 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
- ※11 病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断も認めることがあります。
- ※12 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日(※)以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物の発生部位が、加入日(※)前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。これらの場合、がん・上皮内新生物保障特約は無効とします。
- ※13 7大疾病保険金のお支払事由にかかわる医療技術等が将来変更された場合には、主務官庁の認可を得てお支払事由を変更することがあります。
- (※)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。
本人および配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただけます。それ以外の保険金の受取人は被保険者となります。

7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項

- !
- 7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
 - 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金を支払われた場合に消滅します。
 - 特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

保険金等のお支払いについて、本パンフレット82ページに詳細が記載されています。必ずご確認ください。

保険金等のお支払いについて参照ページをご確認ください。 P.82

保険料

記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

◎月額保険料 <保険期間1年、集団扱月払、主契約保険金額300万円・500万円>

本 人・配偶者						
男 性						
申込保険金額	300 万円			500 万円		
年 齢	主契約	7大疾病 保障特約	がん・上皮内新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・上皮内新生物 保障特約
	300万円	150万円	30万円	500万円	250万円	50万円
18～20歳	429 円	195 円	39 円	715 円	325 円	65 円
21～25歳	582 円	210 円	39 円	970 円	350 円	65 円
26～30歳	597 円	240 円	42 円	995 円	400 円	70 円
31～35歳	744 円	315 円	48 円	1,240 円	525 円	80 円
36～40歳	1,017 円	405 円	60 円	1,695 円	675 円	100 円
41～45歳	1,419 円	585 円	90 円	2,365 円	975 円	150 円
46～50歳	2,388 円	1,020 円	141 円	3,980 円	1,700 円	235 円
51～55歳	3,981 円	1,620 円	216 円	6,635 円	2,700 円	360 円
56～60歳	6,249 円	2,760 円	372 円	10,415 円	4,600 円	620 円
61～65歳	9,756 円	4,395 円	681 円	16,260 円	7,325 円	1,135 円
66～70歳	14,457 円	6,345 円	1,044 円	24,095 円	10,575 円	1,740 円

本 人・配偶者						
女 性						
申込保険金額	300 万円			500 万円		
年 齢	主契約	7大疾病 保障特約	がん・上皮内新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・上皮内新生物 保障特約
	300万円	150万円	30万円	500万円	250万円	50万円
18～20歳	354 円	195 円	45 円	590 円	325 円	75 円
21～25歳	429 円	225 円	75 円	715 円	375 円	125 円
26～30歳	552 円	300 円	96 円	920 円	500 円	160 円
31～35歳	798 円	435 円	135 円	1,330 円	725 円	225 円
36～40歳	1,185 円	660 円	183 円	1,975 円	1,100 円	305 円
41～45歳	1,743 円	1,095 円	240 円	2,905 円	1,825 円	400 円
46～50歳	2,205 円	1,425 円	300 円	3,675 円	2,375 円	500 円
51～55歳	2,892 円	1,815 円	309 円	4,820 円	3,025 円	515 円
56～60歳	3,570 円	2,415 円	357 円	5,950 円	4,025 円	595 円
61～65歳	5,079 円	2,865 円	483 円	8,465 円	4,775 円	805 円
66～70歳	6,717 円	3,825 円	543 円	11,195 円	6,375 円	905 円

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳＝2024年2月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで

※記載の保険料等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の保険料等はご加入・増額および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料等も改定されることがあります。

※加入日(※)以後に発生した不慮の事故による傷害により180日以内に「ご契約のしおり 約款」に定める身体障害の状態になられたときは、その後の保険料のお払込みを免除し、保険料が引き続き払い込まれたものとしてお取扱いします。

(※)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

※この制度の保険料は年単位の契約応当日ごとの主契約の総保険金額により割引が適用される場合があります。記載の保険料は主契約の総保険金額100億円以上300億円未満の場合の保険料です。したがって、実際の主契約の総保険金額が異なれば、保険料も異なる場合があります。その場合は年単位の契約応当日より正規保険料を適用します。

※新規加入および特約の付加は65歳までとなります。

※退職後の新たな特約の付加はできません。

お支払いに関する重要事項が記載されています。必ずご確認ください。

P.82-83



加入対象者
【基本型】
本人 配偶者 こども
【賠償責任型】
本人

(「基本コース」加入が条件となります)

保障内容等(契約概要部分)・保険料

保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

- 急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。
【基本型・賠償責任型】
- 入院保険金や通院保険金は、1日目からお支払いの対象となります。
【基本型・賠償責任型】
- 日常生活における賠償事故のリスクについても補償します。【賠償責任型】
- 傷害コース【賠償責任型】の賠償責任保険金は1億円です。また、国内示談交渉サービスがセットされています。

こんな時に補償されます。

賠償責任型 基本型

公務災害併用可
(勤務時間内のケガも給付の対象となります。)

通勤中自転車で転倒して、ケガをした。

賠償責任型 基本型

ご自宅での事故によるケガ等も給付の対象となります。

料理中にヤケドをし、ケガをした。

賠償責任型 基本型

相手方に金額負担いただいた場合も給付の対象となります。

自動車の追突事故で、入院した。

賠償責任型 基本型

クラブ活動中にケガをした。

賠償責任型

買物中こどもがあやまって高価なものを破損した。

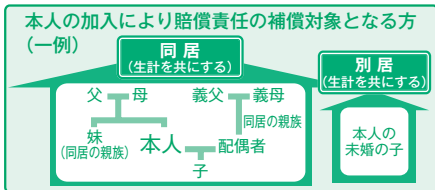
補償概要・補償項目		本人	本人・配偶者	こども
		Cコース(賠償責任型)	Aコース(基本型)	Bコース(基本型)
傷	傷害により、入院した場合 (事故発生の日からその日を含めて180日以内の入院について) [入院保険金]	日額 5,300円	日額 5,300円	日額 2,500円
	傷害により、所定の手術を受けた場合 (ただし、1事故につき手術1回が限度)(状況により) [手術保険金]	2.65 または 5.3万円	2.65 または 5.3万円	1.25 または 2.5万円
害	傷害により、通院し医師の治療を受けた場合 (事故発生の日からその日を含めて180日以内の通院について、90日限度) [通院保険金]	日額 2,900円	日額 2,900円	日額 1,400円
他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまったり、 日本国内で電車等を運行不能にさせたりして 法律上の賠償責任を負った場合 [賠償責任保険金]		10,000万円 (注)	—	—
月 額 保 険 料		660円	620円	290円

※仕事上の事故での賠償補償はありません。

(注)賠償責任保険金は、本人の加入により以下の方も補償対象となります。本人が未成年もしくは責任無能力者、または補償対象となる方が責任無能力者である場合は、法定の監督義務者等も補償対象となる方に含まれます(未成年または責任無能力者に関する事故に限ります。)

- 配偶者
- 本人またはその配偶者の同居の親族
- 本人またはその配偶者の別居の未婚の子

なお、続柄は、損害の原因となった事故発生時点におけるものをいいます。また、「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。



補償内容の詳細については、参照ページをご確認ください。

意向確認【ご加入前のご確認】

傷害コース【基本型】【賠償責任型】は、急激かつ偶然な外来の事故によるケガをした場合の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

なお、保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)に掲載しています。詳細をご確認になりたい場合は、そちらをご覧ください。

保険金のお支払いに関するご注意



保険金のお支払いには、主に以下のような支払要件や制限事項があります。

- 保険金のお支払いは、保険期間中に生じた事故による傷害・損害を原因とする場合に限りです。
- 入院保険金および通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに保険金の支払を受けられる他の傷害を被ったとしても、重複しては入院保険金および通院保険金を支払いません。
- 傷害保険では、医師が必要であると認め、医師が行なう治療を受けることが保険金支払の条件となります。医師とは、医師法でいう医師を指します(鍼灸・マッサージ・指圧・整体・柔道整復師等の医業類似行為は医師の治療には該当しません)。
- 柔道整復師(接骨院・整骨院等)への通院は、医師による診断が骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷の場合に限り、傷害の部位や程度に応じて認定を行ない、保険金をお支払いします。ただし、ご申告の傷病名を裏付ける明らかな事故があり、医学上妥当な通院回数であれば、医師への受診がなくても保険金をお支払いする場合があります。
- 医師の指示がなく本人の判断(痛いという自覚症状等)だけで通院を続ける場合などは、通院の事実があったとしても、お支払いの対象とはなりません。また、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは通院に含まれません。
- 被保険者が通院しない場合においても、骨折・脱臼・靱(じん)帯損傷等の傷害を被った特定の部位*を固定するために、医師の指示により、ギプス・ギプスシーネ・ギプスシャーレ・シーネその他これらと同程度に固定することができるもの(胸部固定帯、胸骨固定帯、肋(ろっ)骨固定帯、サポーター等は含みません。)を常時装着したときには、その日数について通院をしたものとみなして通院保険金をお支払いします。
※ 1. 長管骨または脊柱 2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(ただし、長管骨を含めギプス等を装着した場合に限りです。) 3. 肋骨・胸骨(ただし、体幹部にギプス等を装着した場合に限りです。)
- 既往の疾病や障害等の影響があったと判断される場合は、その影響がなかった場合に相当する金額のお支払いとなります。
- 所定の手術とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術等をいいます。ただし、創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術・抜歯手術はお支払対象になりません。
- 保険金受取人は被保険者本人です。
- 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

そのほかにも保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.64

つぎの場合には、保険金のお支払いはできません。



以下のような場合には、保険金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき
 - ・告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと
 - ・保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
 - ・保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと
- 入院保険金、手術保険金、通院保険金について
 - ・ご契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によるとき
 - ・頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見(理学的検査、神経学的検査、画像検査等によって認められる異常所見)のないもの
 - ・山岳登山(ビッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハンンググライダー搭乗などの危険な運動中の事故
 - ・法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による傷害

そのほかにも保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

など

P.61

「急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)」とは

転倒、落下、衝突などに代表される、突発的で外的なアクシデントにより身体各部位に生じた「傷害(ケガ)」をいい、有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生じる中毒症状、熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒を含みます。

- 「急激かつ偶然な外来の事故」としては、交通事故、運動中の打撲・骨折、転倒、火災・爆発事故、作業中の事故などが挙げられます。
- 外反母趾、靴ずれ、野球肩、テニス肘など「長期的、習慣的、継続的」な事由が原因のものは対象外です。

⑪ 傷害コース【携行品損害型】

【保険期間】2024年1月1日(月)～2024年12月31日(火)



(「基本コース」加入が条件となります)

加入対象者



本人

保障内容等(契約概要部分)・保険料

保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

- 急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。
- 入院保険金や通院保険金は、1日目からお支払いの対象となります。
- ケガの他、携行品損害、住宅内生活用動産も補償します。

こんな時に補償されます。



部活指導中にケガをした



階段を踏み外して骨折してしまった



外出先でメガネを誤って落とし破損した



職場のトイレで携帯電話を誤って水に濡らして破損した
※補償サービスを利用する場合は、補償サービス負担金額が対象となります(時価額限度)。



大雨による洪水でTVが破損した

意向確認【ご加入前のご確認】

傷害コース【携行品損害型】は、急激かつ偶然な外来の事故によるケガをした場合の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

なお、保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)に掲載しています。詳細をご確認になりたい場合は、そちらをご覧ください。

保険金のお支払いに関するご注意



保険金のお支払いには、主に以下のような支払要件や制限事項があります。

- 保険金のお支払いは、保険期間中に生じた事故による傷害・損害を原因とする場合に限りです。
- 入院保険金および通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに保険金の支払を受けられる他の傷害を被ったとしても、重複しては入院保険金および通院保険金を支払いません。
- 傷害保険では、医師が必要であると認め、医師が行なう治療を受けることが保険金支払の条件となります。医師とは、医師法でいう医師を指します(鍼灸・マッサージ・指圧・整体・柔道整復師等の医業類似行為は医師の治療には該当しません)。
- 柔道整復師(接骨院、整骨院等)への通院は、医師による診断が骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷の場合に限り、傷害の部位や程度に応じて認定を行ない、保険金をお支払いします。ただし、ご申告の傷病名を裏付ける明らかな事故があり、医学上妥当な通院回数であれば、医師への受診がなくても保険金をお支払いする場合があります。
- 医師の指示がなく本人の判断(痛いという自覚症状等)だけで通院を続ける場合などは、通院の事実があったとしても、お支払いの対象とはなりません。また、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは通院に含まれません。
- 被保険者が通院しない場合においても、骨折・脱臼・靱(じん)帯損傷等の傷害を被った特定の部位*を固定するために、医師の指示により、ギプス・ギプスシーネ・ギプスシャーレ・シーネその他これらと同程度に固定することができるもの(胸部固定帯、胸骨固定帯、肋(ろっ)骨固定帯、サポーター等は含みません。)を常時装着したときには、その日数について通院をしたものとみなして通院保険金をお支払いします。
※ 1. 長管骨または脊柱 2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(ただし、長管骨を含めギプス等を装着した場合に限りです) 3. 肋骨・胸骨(ただし、体幹部にギプス等を装着した場合に限りです)。
- 既往の疾病や障害等の影響があったと判断される場合は、その影響がなかった場合に相当する金額のお支払いとなります。
- 所定の手術とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術等をいいます。ただし、創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術・抜歯手術はお支払対象になりません。
- 保険金受取人は被保険者本人です。
- 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

そのほかにも保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.64

つぎの場合には、保険金のお支払いはできません。



以下のような場合には、保険金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき
 - ・告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと
 - ・保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
 - ・保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと
- 入院保険金、手術保険金、通院保険金について
 - ・ご契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によるとき
 - ・頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見(理学的検査、神経学的検査、画像検査等によって認められる異常所見)のないもの
 - ・山岳登山(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハンググライダー搭乗などの危険な運動中の事故
 - ・法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による傷害

そのほかにも保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.61

「急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)」について詳細は参照ページをご覧ください。

P.44

補償概要・補償項目		本人	
		Dコース	Eコース
傷害	傷害により、入院した場合 (事故発生の日からその日を含めて180日以内の入院について) [入院保険金]	日額 2,000円	日額 1,000円
	傷害により、所定の手術を受けた場合 (ただし、1事故につき手術1回が限度)(状況により) [手術保険金]	1または 2万円	0.5または 1万円
	傷害により、通院し医師の治療を受けた場合 (事故発生の日からその日を含めて180日以内の通院について、90日限度) [通院保険金]	日額 1,200円	—
自宅の外において、偶然な事故により 携行品に損害が生じた場合(免責3,000円) [携行品損害保険金]		10万円	10万円
偶然な事故により、住宅内生活用動産に 損害が生じた場合(免責3,000円) [住宅内生活用動産保険金]		30万円	30万円
月額保険料		500円	290円

補償内容の詳細については、参照ページをご確認ください。

P.64

13 療養補償コース【長期型】

【保険期間】2024年1月1日(月)～2024年12月31日(火)



加入対象者



(「基本コース」加入が条件となります)

保障内容等(契約概要部分)・保険料

保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

- 病気やケガにより免責期間を超えて就業障害となった場合、保険金をお支払いします。(免責期間180日)
- 就業障害が継続する限り、補償対象期間を限度に、長期にわたって保険金をお支払いします。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も保険金お支払いの対象となります。

給付のしくみ

…もしも病気やケガで長期休職となった場合

公的給付

休職前給与の一定割合

休職中の不安を
長期間サポート

本制度からの給付

免責期間
180日

月額最高10万円を給付いたします。

休職開始

最長65歳まで給付*

* 55～64歳の方は3年が限度です。

* 所定の精神障害による就業障害の場合、24カ月が限度です。

◎月額保険料

年齢【満年齢】 (生年月日)	免責 期間	補償 対象 期間	男 性	女 性
			保険金月額 10万円 (10コース)	保険金月額 10万円 (10コース)
18～24歳 (1999.1.2～2006.1.1)	180日	65歳	720円	473円
25～29歳 (1994.1.2～1999.1.1)			749円	635円
30～34歳 (1989.1.2～1994.1.1)			820円	843円
35～39歳 (1984.1.2～1989.1.1)			1,001円	1,238円
40～44歳 (1979.1.2～1984.1.1)			1,503円	2,018円
45～49歳 (1974.1.2～1979.1.1)			2,235円	2,931円
50～54歳 (1969.1.2～1974.1.1)			3,266円	3,968円
55～59歳 (1964.1.2～1969.1.1)	3年	3年	2,069円	2,177円
60～64歳 (1959.1.2～1964.1.1)			3,515円	3,298円

・記載の年齢は満年齢です。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

・保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

・保険金月額は、被保険者の平均月間所得額を超えないようにご加入ください。

補償内容や就業障害等の詳細については、参照ページをご確認ください。

P.71

意向確認【ご加入前のご確認】

療養補償コース【長期型】は、傷害または疾病(あわせて以下「身体障害」といいます。)により就業障害となったときの補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。なお、保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)に掲載しています。詳細をご確認になりたい場合は、そちらをご覧ください。

保険金のお支払いに関するご注意



保険金のお支払いには、主に以下のような支払要件や制限事項があります。

- 保険金のお支払いは、保険期間中に発生した身体障害を原因とし、かつ保険期間中に就業障害が開始したときに限ります。
- 保険期間開始時より前に被った身体障害による就業障害はお支払いの対象となりません(注)。
ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業障害につきましては保険金をお支払いいたします。
(注)したがって、保険期間開始時より前に被った身体障害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となる場合があります。
- 退職される場合は、団体窓口にお申し出のうえ脱退手続きをしてください。脱退後に開始した就業障害は、お支払いの対象となりません。
- 保険金は身体障害によって、所定の就業障害が継続している期間を対象として算出いたします。休職期間すべてを対象とするお支払いはできないこともあります。
- 保険金受取人は被保険者本人です。
- 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

そのほかにも保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.71

つぎの場合には、保険金のお支払いはできません。



以下のような場合には、保険金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき
 - ・告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと
 - ・保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
 - ・保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと
- 故意または重大な過失により被った身体障害による就業障害
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体障害による就業障害
- 妊娠、出産、早産または流産により被った身体障害による就業障害
- 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故により被った身体障害による就業障害
- 地震、噴火またはこれらによる津波により被った身体障害による就業障害
- 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないものによる就業障害
- 自動車もしくは原動機付自転車の無資格運転または法令に定める酒気帯び運転による傷害による就業障害
- 精神障害、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害(一部お支払いの対象となるものがあります。詳細は下記をご確認ください。)
- 脱退後に開始した就業障害

など

※この制度には精神障害補償特約がセットされているので、以下の精神障害(アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害を除きます。)を被保険者が被り、これを原因として生じた就業障害に対して、保険金をお支払いします。ただし、この特約による保険金の支払いは、補償対象期間にかかわらず、免責期間の終了日の翌日から起算して24カ月を限度とします。

「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中の以下の分類番号に該当する精神障害

F00～F09、F20～F99

例)統合失調症、統合失調症型障害、妄想性障害、双極性感情障害(躁うつ病)、強迫性障害(強迫神経症)、摂食障害、非器質性睡眠障害、行為障害、チック障害、認知症、知的障害、特異的発達障害、多動性障害など

そのほかにも保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.61



(「基本コース」加入が条件となります)

保障内容等(契約概要部分)・保険料

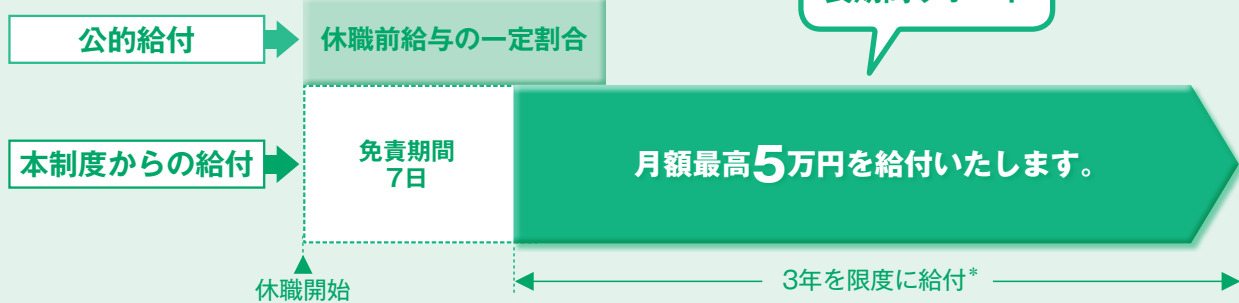
保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

- 病気やケガにより免責期間を超えて就業障害となった場合、保険金をお支払いします。
- 配偶者(家事従事者)も加入することができ、就業障害が継続する限り、補償対象期間を限度に、保険金をお支払いします。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も保険金お支払いの対象となります。(本人のみ)
- 増加傾向にある精神疾患による休職でもしっかり対応
- 天災補償特約により、地震、噴火またはこれらによる津波による事故によって被った就業障害の場合でも給付されます。

本人プラン

給付のしくみ

…もしも病気やケガで長期休職となった場合



* 所定の精神障害による就業障害の場合、24カ月が限度です。

◎月額保険料 既加入者専用のコースとなります。新規加入はできません。

年齢【満年齢】 (生年月日)	免責 期間	補償 対象 期間	本 人	
			男 性	女 性
			保険金月額 5万円 (5V コース)	保険金月額 5万円 (5V コース)
17～24歳 (1999.1.2～2006.7.1)	7日	3年	795円	519円
25～29歳 (1994.1.2～1999.1.1)			849円	683円
30～34歳 (1989.1.2～1994.1.1)			923円	921円
35～39歳 (1984.1.2～1989.1.1)			1,043円	1,236円
40～44歳 (1979.1.2～1984.1.1)			1,259円	1,602円
45～49歳 (1974.1.2～1979.1.1)			1,596円	1,979円
50～54歳 (1969.1.2～1974.1.1)			2,051円	2,318円
55～59歳 (1964.1.2～1969.1.1)			2,741円	2,672円
60～64歳 (1959.1.2～1964.1.1)			3,840円	3,121円

- 記載の年齢は満年齢です。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- 保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- 保険金月額は、被保険者の平均月間所得額を超えないようにご加入ください。

補償内容や就業障害等の詳細については、参照ページをご確認ください。 P.71

意向確認【ご加入前のご確認】

療養補償コース【短期型】は、傷害または疾病(あわせて以下「身体障害」といいます。)により就業障害となったときの補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。なお、保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)に掲載しています。詳細をご確認になりたい場合は、そちらをご覧ください。

配偶者(家事従事者)プラン

給付のしくみ

…もしも病気やケガで入院し、家事が全くできなくなった場合



* 所定の精神障害による就業障害の場合、24カ月が限度です。

◎月額保険料 既加入者専用のコースとなります。新規加入はできません。

年齢【満年齢】 (生年月日)	免責 期間	補償 対象 期間	配偶者(家事従事者)	
			男 性	女 性
			保険金月額 5万円 (5H コース)	保険金月額 5万円 (5H コース)
17～24歳 (1999.1.2～2006.7.1)	7日	3年	295円	189円
25～29歳 (1994.1.2～1999.1.1)			396円	286円
30～34歳 (1989.1.2～1994.1.1)			478円	476円
35～39歳 (1984.1.2～1989.1.1)			587円	691円
40～44歳 (1979.1.2～1984.1.1)			702円	897円
45～49歳 (1974.1.2～1979.1.1)			965円	1,200円
50～54歳 (1969.1.2～1974.1.1)			1,245円	1,510円
55～59歳 (1964.1.2～1969.1.1)			1,661円	1,737円
60～64歳 (1959.1.2～1964.1.1)			2,326円	2,316円
65～69歳 (1954.1.2～1959.1.1)			2,908円	2,769円

- 記載の年齢は満年齢です。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- 保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- 保険金月額は、被保険者の平均月間所得額(配偶者(家事従事者)の場合は、18.3万円)を超えないようにご加入ください。

補償内容や就業障害等の詳細については、参照ページをご確認ください。 P.71

保険金のお支払いに関するご注意

- 
- 保険金のお支払いには、主に以下のような支払要件や制限事項があります。

 - 保険金のお支払いは、保険期間中に発生した身体障害を原因とし、かつ保険期間中に就業障害が開始したときに限ります。
 - 保険期間開始時より前に被った身体障害による就業障害はお支払いの対象となりません注。
ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業障害につきましては保険金をお支払いいたします。
注したがって、保険期間開始時より前に被った身体障害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となる場合があります。
 - 本人について退職される場合は、団体窓口にお申し出のうえ脱退手続きをしてください。脱退後に開始した就業障害は、お支払いの対象となりません。また、配偶者の方については、家事従事者でなくなった後に開始した就業障害は、お支払いの対象となりません。配偶者の方が家事従事者でなくなる場合は、団体窓口にお申し出のうえ配偶者の方の脱退手続きをしてください。
 - 保険金は身体の障害によって、所定の就業障害が継続している期間を対象として算出いたします。休職期間すべてを対象とするお支払いはできないこともあります。
 - 保険金受取人は被保険者本人です。
 - 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

そのほかにも保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.71

つぎの場合には、保険金のお支払いはできません。

- 
- 以下のような場合には、保険金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。

 - ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき
 - ・告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと
 - ・保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
 - ・保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと
 - 故意または重大な過失により被った身体障害による就業障害
 - 自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体障害による就業障害
 - 妊娠、出産、早産または流産により被った身体障害による就業障害
 - 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故により被った身体障害による就業障害
 - 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないものによる就業障害
 - 自動車もしくは原動機付自転車の無資格運転または法令に定める酒気帯び運転による傷害による就業障害
 - 精神病性障害、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害(一部お支払いの対象となるものがあります。詳細は下記をご確認ください。)
 - 脱退後に開始した就業障害
 - 家事従事者でなくなった後に開始した就業障害(配偶者のみ) 家事従事者の就業障害については72ページをご参照ください。

など

※この制度には精神障害補償特約がセットされているので、以下の精神障害(アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害を除きます。)を被保険者が被り、これを原因として生じた就業障害に対して、保険金をお支払いします。ただし、この特約による保険金の支払いは、補償対象期間にかかわらず、免責期間の終了日の翌日から起算して24カ月を限度とします。
「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中の以下の分類番号に該当する精神障害
F00～F09、F20～F99
例)統合失調症、統合失調症型障害、妄想性障害、双極性感情障害(躁うつ病)、強迫性障害(強迫神経症)、摂食障害、非器質性睡眠障害、行為障害、チック障害、認知症、知的障害、特異的発達障害、多動性障害など

そのほかにも保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.61

⑮ 70歳継続コース



【新規加入・増額取扱いなし】

加入対象者



保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
- 保険年齢70歳までの保障が準備できます。

既加入者専用のコースとなります。



- 配偶者だけの加入はできません。
- 本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ、主契約または特約から脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。
- 本人および配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただきます。それ以外の保険金の受取人は被保険者となります。
- 現在ご加入のコース・保険料詳細は、「千葉県学校生活協同組合組合員のための福利厚生制度 グループ保険 プラン選択のご案内」をご確認ください。この制度の保険料は年単位の契約応当日ごとの総保険金額により割引が適用される場合があります。記載の保険料は総保険金額10億円以上30億円未満の場合の保険料です。したがって、実際の総保険金額が異なれば、保険料も異なる場合があります。その場合は年単位の契約応当日より正規保険料を適用します。



16 収入補償コース

【保険期間】2024年2月1日(木)～2025年1月31日(金)

【新規加入取扱いなし】

加入対象者



(「重病保障コース」加入が条件となります)

保障内容等(契約概要部分)・保険料

保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

- 特定3疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)により免責期間を超えて就業障害となった場合、保険金をお支払いします。
- 就業障害が継続する限り、補償対象期間を限度に、保険金をお支払いします。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も保険金お支払いの対象となります。
- 公的給付(傷病手当金)に関係なく保険金を支給します。

給付のしくみ

…もしも特定3疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)で長期休職となった場合

職場復帰までサポート!!

免責期間
60日

月額最高10万円を給付いたします。

休職開始

最長60歳まで給付*

*55～59歳の方は3年が限度です。

◎お支払対象となる疾病・お支払事由

お支払対象となる疾病		保険金のお支払事由
悪性新生物(がん)	上皮内がん ^{※1} および悪性黒色腫以外の皮膚がんを除く悪性新生物	保険期間中に発病 ^{※2} した特定3疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)を直接の原因として、保険期間中に開始した所定の就業障害が、免責期間60日を超えて継続したとき。
急性心筋梗塞	虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞(狭心症は除く)	
脳卒中	脳血管疾患のうち、くも膜下出血、脳内出血、脳動脈の狭窄(脳血栓、脳塞栓)	

※1 「上皮内がん」とは、がんの進行段階が極めて早期にあるもので、がん細胞の増殖が上皮基底膜内にとどまり、基底膜を越える浸潤を認めないものをいいます。

※2 悪性新生物(がん)を原因とする就業障害については、加入日以後に、加入日前を含めて初めて悪性新生物(がん)と診断確定された場合に限りです。

意向確認【ご加入前のご確認】

収入補償コースは、悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中により就業障害となったときの補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

なお、保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)に掲載しています。詳細をご確認になりたい場合は、そちらをご覧ください。

◎月額保険料 既加入者専用のコースとなります。新規加入はできません。重病保障コースに加入している方のみ継続できます。

年齢【満年齢】 (生年月日)	免責期間	補償対象期間	男 性	女 性
			保険金月額 10万円 (10コース)	保険金月額 10万円 (10コース)
18～24歳 (1999.2.2～2006.2.1)	60日	60歳	68円	68円
25～29歳 (1994.2.2～1999.2.1)			115円	149円
30～34歳 (1989.2.2～1994.2.1)			217円	238円
35～39歳 (1984.2.2～1989.2.1)			407円	469円
40～44歳 (1979.2.2～1984.2.1)			672円	672円
45～49歳 (1974.2.2～1979.2.1)			1,093円	1,277円
50～54歳 (1969.2.2～1974.2.1)			1,433円	1,704円
55～59歳 (1964.2.2～1969.2.1)	3年	3年	1,514円	1,385円

- ・記載の年齢は満年齢です。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- ・保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- ・保険金月額は、被保険者の平均月間所得額を超えないようにご加入ください。
- ・2024年2月1日現在満59歳以下の方が継続できます。

補償内容や特定3疾病等の詳細については、参照ページをご確認ください。

P.70

保険金のお支払いに関するご注意



保険金のお支払いには、主に以下のような支払要件や制限事項があります。

- 保険金のお支払いは、保険期間中に発生した特定3疾病を原因とし、かつ保険期間中に就業障害が開始したときに限ります。
- 保険期間開始時より前に被った特定3疾病による就業障害はお支払いの対象となりません注。
ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業障害(悪性新生物(がん)によって生じた就業障害を除きます)につきましては保険金をお支払いいたします。
(注)したがって、保険期間開始時より前に被った特定3疾病について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となる場合があります。
- 退職される場合は、団体窓口にお申し出のうえ脱退手続きをしてください。脱退後に開始した就業障害は、お支払いの対象となりません。
- 保険金は身体の障害によって、所定の就業障害が継続している期間を対象として算出いたします。休職期間すべてを対象とするお支払いはできないこともあります。
- 保険金受取人は被保険者本人です。
- 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

そのほかにも保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.70

つぎの場合には、保険金のお支払いはできません。



以下のような場合には、保険金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき
 - ・告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと
 - ・保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
 - ・保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと
- 戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等によって生じた身体障害による就業障害(ただし、テロ行為によって生じた身体障害による就業障害を除きます。)
- 脱退後に開始した就業障害

そのほかにも保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

など

P.61

基本コース(継続専用コース)

保障内容 ※下記プランには新規加入および、変更の取扱いはできません。

※下記プランに加入されている方はP18に記載のプランに変更ください。 ※下記プランには新規加入および、変更の取扱いはできません。
下記プランは告知内容に該当せず変更できない方のためのプランとなります。 告知により新コースに加入できない方のみ下記の保険金額での継続が可能です。

加入 対象 区分	申込 口数	一般の死亡・ 高度障害・障害状態 (障害年金1級)のとき 死亡・高度障害・ 障害保険金	不慮の事故の場合の保障内容				
			死亡・特定感染症による死亡 死亡保険金 災害保険金	高度障害 高度障害保険金 + 障害給付金(給付割合表第1級)	身体障害(程度により) 障害給付金 (給付割合表 第2級～第6級)	5日以上の入院 (120日を限度として) 入院給付金	
本人	24	3,600	4,600	4,600	700 ～ 100	15,000	
	22	3,300	4,300	4,300	700 ～ 100	15,000	
	20	3,000	4,000	4,000	700 ～ 100	15,000	
	18	2,700	3,600	3,600	630 ～ 90	13,500	
	16	2,400	3,200	3,200	560 ～ 80	12,000	
	14	2,100	2,800	2,800	490 ～ 70	10,500	
	12	1,800	2,400	2,400	420 ～ 60	9,000	
	10	1,500	2,000	2,000	350 ～ 50	7,500	
	8	1,200	1,600	1,600	280 ～ 40	6,000	
	6	900	1,200	1,200	210 ～ 30	4,500	
	4	600	800	800	140 ～ 20	3,000	
	1	150	200	200	35 ～ 5	750	

加入 対象 区分	申込 口数	一般の死亡・ 高度障害のとき 死亡・ 高度障害保険金	不慮の事故の場合の保障内容				
			死亡・特定感染症による死亡 死亡保険金 + 災害保険金	高度障害 高度障害保険金 + 障害給付金(給付割合表第1級)	身体障害(程度により) 障害給付金 (給付割合表 第2級～第6級)	5日以上の入院 (120日を限度として) 入院給付金	
配偶者	5	750	1,000	1,000	175 ～ 25	3,750	
	4	600	800	800	140 ～ 20	3,000	
	3	450	600	600	105 ～ 15	2,250	
	1	150	200	200	35 ～ 5	750	
子ども	1	400	600	600	140 ～ 20	3,000	

保険料

加入対象区分	申込口数		18～35歳	36～40歳	41～45歳	46～50歳	51～55歳	56～60歳	61～64歳	65歳	66～70歳
本人	24	男性	4,380	5,172	8,232	9,780	11,436	12,984	26,304	24,720	35,916
		女性	3,516	4,776	7,548	8,916	10,176	11,112	14,892	13,812	18,132
	22	男性	4,140	4,866	7,671	9,090	10,608	12,027	24,237	22,785	33,048
		女性	3,348	4,503	7,044	8,298	9,453	10,311	13,776	12,786	16,746
	20	男性	3,900	4,560	7,110	8,400	9,780	11,070	22,170	20,850	30,180
		女性	3,180	4,230	6,540	7,680	8,730	9,510	12,660	11,760	15,360
	18	男性	3,510	4,104	6,399	7,560	8,802	9,963	19,953	18,765	27,162
		女性	2,862	3,807	5,886	6,912	7,857	8,559	11,394	10,584	13,824
	16	男性	3,120	3,648	5,688	6,720	7,824	8,856	17,736	16,680	24,144
		女性	2,544	3,384	5,232	6,144	6,984	7,608	10,128	9,408	12,288
	14	男性	2,730	3,192	4,977	5,880	6,846	7,749	15,519	14,595	21,126
		女性	2,226	2,961	4,578	5,376	6,111	6,657	8,862	8,232	10,752
	12	男性	2,340	2,736	4,266	5,040	5,868	6,642	13,302	12,510	18,108
		女性	1,908	2,538	3,924	4,608	5,238	5,706	7,596	7,056	9,216
	10	男性	1,950	2,280	3,555	4,200	4,890	5,535	11,085	10,425	15,090
		女性	1,590	2,115	3,270	3,840	4,365	4,755	6,330	5,880	7,680
	8	男性	1,560	1,824	2,844	3,360	3,912	4,428	8,868	8,340	12,072
		女性	1,272	1,692	2,616	3,072	3,492	3,804	5,064	4,704	6,144
	6	男性	1,170	1,368	2,133	2,520	2,934	3,321	6,651	6,255	9,054
		女性	954	1,269	1,962	2,304	2,619	2,853	3,798	3,528	4,608
	4	男性	780	912	1,422	1,680	1,956	2,214	4,434	4,170	6,036
		女性	636	846	1,308	1,536	1,746	1,902	2,532	2,352	3,072
	1	男性	195	228	356	420	490	554	1,109	1,043	1,509
		女性	160	212	327	384	437	476	633	588	768
加入対象区分	申込口数		18～35歳	36～40歳	41～45歳	46～50歳	51～55歳	56～60歳	61～65歳	66～70歳	
配偶者	5	男性	915	1,050	1,650	1,950	2,273	2,573	5,213	7,545	
		女性	728	960	1,515	1,785	2,033	2,205	2,940	3,840	
	4	男性	732	840	1,320	1,560	1,818	2,058	4,170	6,036	
		女性	582	768	1,212	1,428	1,626	1,764	2,352	3,072	
	3	男性	549	630	990	1,170	1,364	1,544	3,128	4,527	
		女性	437	576	909	1,071	1,220	1,323	1,764	2,304	
	1	男性	183	210	330	390	455	515	1,043	1,509	
		女性	146	192	303	357	407	441	588	768	
子ども	1	3～22歳一律	580円								

※記載の保険料は概算保険料であって、正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し、概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。
※配偶者・子どもだけの加入はできません。ご本人とセットでご加入ください。
※配偶者・子どもの保険金額は本人と同額以下とさせていただきます。
※本人について定められた死亡保険金・高度障害保険金・障害年金のいずれかが支払われた場合、配偶者・子どもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・子どもは同時に脱退となります。
※障害保険金は本人のみ保障の対象となります。
※障害保険金は64歳までが保障の対象となります。
※障害保険金は保険期間中に公的障害年金の受給権を取得した場合に保障の対象となります。(脱退後に受給権を取得してもお支払いできません。)
※死亡保険金・高度障害保険金・障害保険金は重複して支払われません。
※障害保険金が支払われた場合はこの保険は脱退となります。
※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
(例)保険年齢40歳＝2024年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
※子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同額にて加入となります。
※いずれか1種類をお選びください。
※記載の保険料は2023年1月1日更新時に適用している優良品割引率で計算しています。
なお、今後の本人の加入者数や、保険金・給付金のお支払状況の増減等により適用する優良品割引率が変更もしくは廃止となる場合があります。
※死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、子どもの場合は保険料負担者(本人)です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。

家族支援コース(継続専用コース)

下記プランには新規加入および、変更の取扱いはできません。

※下記プランに加入されている方はP21に記載のプランに変更ください。
下記プランは告知内容に該当せず変更できない方のためのプランとなります。
※下記プランには新規加入および、変更の取扱いはできません。

保障内容 ※基本コース(死亡・高度障害・障害保険金)と家族支援コース(年金原資)の合算保険金額の上限は、9,000万円です。
【加入対象区分：本人、配偶者】

家族支援コース(死亡・高度障害のとき)										
月額給付						ボーナス給付				
加入対象 区分	プラン (コース)	年金原資 (死亡・高度 障害保険金)	基本受取 年金月額	受取期間	受取総額	プラン	年金原資 (死亡・高度 障害保険金)	ボーナス時 受取額	受取期間	受取総額
本人	Z	2,750	10.1	25	3,059	1	1,000	27.1	20	1,086
	A	2,230	10.0	20	2,421	2	800	28.2	15	848
	B	1,672	9.8	15	1,773	3	600	31.0	10	621
	C	1,115	9.6	10	1,154	4	400	40.4	5	404
	D	557	9.3	5	562					

保険料

	加入対象 区分	年齢 プラン (コース)	18～35歳		36～40歳		41～45歳		46～50歳		51～55歳		56～60歳		61～65歳		66～70歳	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
月払保険料	本人	Z	2,090	1,348	2,668	2,283	3,630	2,750	5,335	4,043	8,195	5,720	12,513	7,618	19,608	10,368	29,123	14,025
		A	1,695	1,093	2,163	1,851	2,944	2,230	4,326	3,278	6,645	4,638	10,147	6,177	15,900	8,407	23,616	11,373
		B	1,271	819	1,622	1,388	2,207	1,672	3,244	2,458	4,983	3,478	7,608	4,631	11,921	6,303	17,706	8,527
		C	847	546	1,082	925	1,472	1,115	2,163	1,639	3,323	2,319	5,073	3,089	7,950	4,204	11,808	5,687
ボーナス払保険料	本人	D	423	273	540	462	735	557	1,081	819	1,660	1,159	2,534	1,543	3,971	2,100	5,899	2,841
		1	4,560	2,940	5,820	4,980	7,920	6,000	11,640	8,820	17,880	12,480	27,300	16,620	42,780	22,620	63,540	30,600
		2	3,648	2,352	4,656	3,984	6,336	4,800	9,312	7,056	14,304	9,984	21,840	13,296	34,224	18,096	50,832	24,480
		3	2,736	1,764	3,492	2,988	4,752	3,600	6,984	5,292	10,728	7,488	16,380	9,972	25,668	13,572	38,124	18,360
		4	1,824	1,176	2,328	1,992	3,168	2,400	4,656	3,528	7,152	4,992	10,920	6,648	17,112	9,048	25,416	12,240

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。
実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
●記載の保険料は概算保険料であり、正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し、概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。
●年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
(例)保険年齢40歳＝2024年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
●年金原資とは死亡・高度障害保険金のことです。
●家族支援コースは71歳以降S、K、F、Z、G、A、H、B、I、Cプランは600万円に、Dプランは300万円に自動的に減額されます。
●この制度は年齢により保険金額が自動的に増減することがあります。本人の保険金額が配偶者の保険金額未満となった場合は自動的に配偶者を本人の保険金額以下に減額、または脱退とさせていただきます。
●死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
●ボーナス給付部分のみの加入はできません。
●配偶者の保険料は月払のみです。

17 ご注意いただきたいこと



ここからは、商品の細部のお取り扱いをご説明しています。詳細のご確認については、以下をご参照ください。

「約款」と細部のお取り扱い

保険金や給付金のお支払い、あるいはお支払いできない場合などはすべて、引受保険会社と契約者との契約で定め、それらの細部は「約款」に記載しています。本パンフレットでは、ご加入者にとって不利益になる可能性のある事項は、極力随所に掲載しましたが、細部のすべては網羅できていません。このページ以降で、あらためて細部のお取り扱いをまとめて掲載しています。契約事項のすべてをご確認になりたい場合は、団体に備え付けの約款をご覧ください。

高度障害状態について	61
保険金・給付金をお支払いできない場合について	61
保険金・給付金のお支払いに関するご注意について	62
基本コース	62
傷害コース[基本型][賠償責任型]	64
傷害コース[携行品損害型]	64
医療コース[基本型]	65
医療コース[先進医療型]	66
就業不能支援コース	68
介護支援コース	70
収入補償コース	70
療養補償コース[長期型]・療養補償コース[短期型]	71
その他	73

高度障害状態について

高度障害保険金と死亡保険金とは、重複してお支払いしません。

基本コース

高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(増額分については増額日)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。

【高度障害状態とは(高度障害条項(7項目))】

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの*
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取・排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

1. 眼の障害(視力障害)

- (1)視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

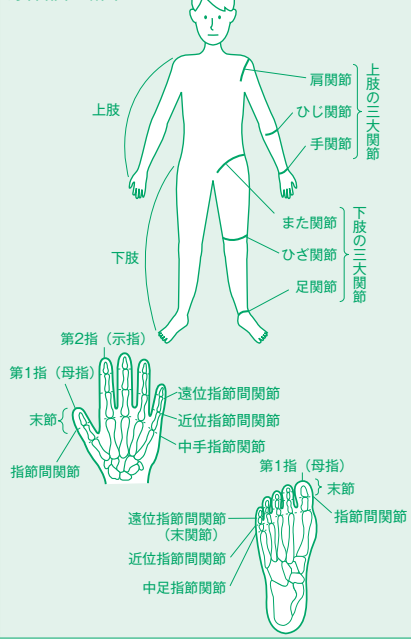
2. 言語またはしゃくの障害

- (1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ①語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2)「しゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

3. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

身体部位略図



保険金・給付金をお支払いできない場合について

基本コース・傷害コース[基本型][賠償責任型]・傷害コース[携行品損害型]・医療コース[基本型]・医療コース[先進医療型]・就業不能支援コース・介護支援コース・収入補償コース・療養補償コース[長期型]・療養補償コース[短期型]

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
 - 契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由[※]に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
 - 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき(注生命保険商品のみ)
 - 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき
 - ※告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。この場合、各商品の約款に定める解除権の消滅期限を経過後も取消しとなる場合があります。(注生命保険商品のみ)
 - 契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があつて、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
 - ※重大事由とは、つぎの項目をいいます。●保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こしたとき、●保険金・給付金のご請求に関して詐欺行為があつたとき、●他の保険契約との重複により給付金等の合計額が著しく過大であつて、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき(注収入補償コース・療養補償コース[長期型]・療養補償コース[短期型]を除く)、●その他上記と同等の事由があつたとき
- 「保険金・給付金のお支払いに関するご注意について」もあわせてご確認ください。

保険金・給付金のお支払いに関するご注意について

基本コース

保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
死亡保険金	保険期間中に死亡した場合	死亡保険金額
高度障害保険金	加入日以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合	高度障害保険金額
障害保険金	この特約の加入日以後の傷害または疾病を原因として、保険期間中に国民年金法施行令別表に定める障害等級1級の障害状態に該当し、国民年金法による障害基礎年金または厚生年金保険法による障害厚生年金のいずれかの受給権を取得した場合	障害保険金額 (死亡保険金額と同額)
災害保険金	この特約の加入日以後に発生した不慮の事故による傷害を原因として事故の日から180日以内、かつ保険期間中に死亡した場合、または加入日以後に発病した特定感染症を直接の原因として保険期間中に死亡した場合	災害保険金額
障害給付金	この特約の加入日以後に発生した不慮の事故による傷害を原因として事故の日から180日以内、かつ保険期間中に給付割合表のいずれかの身体障害に該当した場合	障害給付金額 (身体障害の程度に応じて、災害保険金額の100%~10%)
入院給付金	この特約の保険期間中の不慮の事故を原因として事故の日から180日以内、かつ保険期間中に入院を開始した場合 (災害入院給付金のお支払いは、同一の不慮の事故について通算して120日をもって限度とします。同一の不慮の事故によって2回以上入院した場合には、その事故の日から起算して180日以内に開始した各入院について、入院日数を合算します。なお、災害入院給付金については、日本における病院または診療所およびこれと同等とみなされる日本国外の医療施設に入院することを条件とします。 「入院」とは、医師の治療が必要でありかつ自宅等での治療が困難なため病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。)	入院給付金日額×入院日数 (同一の不慮の事故による保険期間中の入院日数が5日以上となった入院であること)

【障害保険金】(障害特約について)

※保険期間中の発症でも受給権の取得年月が保険期間終了後の場合は保障の対象となりません。

※公的障害年金制度に関する法律等の改正が行なわれた場合には、当会社は、主務官庁の認可を得て、支払事由、保険料その他のこの特約の内容を変更することがあります。

※特約の締結時(特約が更新された場合は最後の更新時)における公的障害年金に関する法律等に連動した給付を行います。

※重い障害が残っているものの、所定の要件を満たさず障害基礎年金もしくは障害厚生年金のいずれかの受給権を取得できない場合(具体的には、次の①から③のいずれかに該当する場合)については、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」等に基づき、対象となる障害状態に該当するかを当社にて判断いたします。

①初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間に3分の1以上の保険料滞納期間がある場合

②初診日が60歳以上65歳未満、かつ公的年金の被保険者でない場合で、老齢年金の繰上げ受給後に障害認定日が来る場合

③社会保障協定が締結され、年金の二重加入防止が図られている国の外国人で、一時的な派遣(通常5年まで)のために日本の年金制度への加入が免除となる場合

障害保険金の対象となる障害状態とは

障害年金1級(「対象となる障害状態」については、パンフレット作成時点の国民年金法施行令に基づき記載しております。)

1. 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
2. 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
3. ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
4. 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
5. 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
6. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
7. 両上肢のすべての指を欠くもの
8. 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
9. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
10. 両下肢を足関節以上で欠くもの
11. 体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの
12. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
13. 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
14. 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

【災害保険金】(災害保障特約について)

給付割合表

等級	身体障害の程度	給付割合
第1級	高度障害条項(7項目)と同じ	100%
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	70%
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	50%

第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	30%
第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 31. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	15%
第6級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43. 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	10%

身体障害の程度とは

※高度障害状態の身体障害の程度については「高度障害状態について」をご覧ください。

- 日常生活動作が著しく制限されるもの**
「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。
- 眼の障害(視力障害)**
「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- 言語またはそしゃくの障害**
(1)「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意志の疎通が困難となり、その回復の見込のない場合をいいます。
(2)「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込のない場合をいいます。
- 耳の障害(聴力障害)**
(1)聴力の測定は、日本工業規格(昭和57年8月14日改定)に準拠したオージオメータで行います。
(2)「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、¼(a+2b+c)の値が90デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。
(3)「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記(2)の¼(a+2b+c)の値が70デシベル以上(40cmを超えると話声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。
- 鼻の障害**
(1)「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。
(2)「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込のない場合をいいます。
- 上・下肢の障害**
(1)「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
(2)「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。
- 脊柱の障害**
(1)「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
(2)「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
(3)「脊柱(頸椎を除く)の運動障害」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。
- 手指の障害**
(1)手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
(2)「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
(3)「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中指指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。
- 足指の障害**
(1)「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
(2)「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指(母指)は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	●被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき(増額はその増額部分について)(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いする場合もありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

高度障害保険金 障害保険金	●被保険者の故意によるとき ●契約者または高度障害保険金受取人等の故意によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
災害保険金 障害給付金 入院給付金	●契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき ●災害保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の犯罪行為、精神障害の状態を原因とする事故、泥酔の状態を原因とする事故、被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故、および被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ●地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いがあります。)

傷害コース【基本型】【賠償責任型】・傷害コース【携行品損害型】

保険金・給付金のお支払いについて

下表では、傷害コース【基本型】【賠償責任型】・傷害コース【携行品損害型】で設定された項目(保険金)の全部を記載しております。したがって、ご加入のコースによっては対象とならないものがありますので、ご加入のコースに設定されている項目(保険金)は、各制度の契約概要のページをご確認ください。

項目	お支払いする場合	お支払内容
全項目共通	急激かつ偶然な外来の事故によるもの	
入院保険金	傷害により、入院した場合	入院保険金日額×入院日数 ＊事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院が対象
手術保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に傷害の治療のために所定の手術を受けた場合 ＊ただし1事故につき手術1回が限度	入院保険金日額に手術の状況に応じて定める倍率(入院外の手術5倍・入院中の手術10倍)を乗じた額
通院保険金	傷害により、通院(往診を含みます。)し医師の治療を受けた場合	通院保険金日額×通院日数 ＊事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院のうち90日まで
携行品損害保険金	被保険者が所有している身の回り品について、自宅の敷地外で携行していたときに、偶然な事故によって損害が発生した場合	損害物の時価額(☆)を基準にして算定した損害額の合計から3,000円を差し引いた額 (乗車券や通貨等は損害額合計で5万円、その他は1個、1組、1対について損害額10万円が限度。また、保険期間を通じて合計で携行品損害保険金額が限度) (★)
賠償責任保険金 (◎)	次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまったり、日本国内で電車等を運行不能にさせたりして法律上の損害賠償責任を負った場合 ●被保険者である本人が居住する住宅の所有、使用、管理に起因する事故 ●日常生活に起因する事故	被害者に支払うべき損害賠償金の額 (1事故について賠償責任保険金額が限度) (★) ＊国内示談交渉サービス付(○)
住宅内生活用動産保険金	日本国内における偶然な事故により、被保険者の居住の用に供される住宅内に所在する被保険者または被保険者と生計を共にする親族が所有する生活用動産に損害が生じた場合	損害物の時価額(☆)を基準にして算定した損害額の合計から3,000円を差し引いた額 (乗車券や通貨等は損害額合計で5万円、宝石・貴金属等は1個、1組について損害額30万円が限度。また、保険期間を通じて合計で住宅内生活用動産保険金額が限度) (★)

- 「急激かつ偶然な外来の事故」による「傷害」とは、転倒、落下、衝突などに代表される、突発的で外的なアクシデントにより身体各部位に生じた「傷害」をいい、有毒ガスまたは有毒物質による中毒症状、熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒を含みます。
- 保険金のお支払いは、保険期間中に生じた事故による傷害・損害を原因とする場合に限ります。
- 入院保険金および通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに保険金の支払を受けられる他の傷害を被ったとしても、重複しては入院保険金および通院保険金を支払いません。
- 傷害保険では、医師が必要であると認め、医師が行なう治療を受けることが保険金支払の条件となります。医師とは、医師法でいう医師を指します(鍼灸・マッサージ・指圧・整体・柔道整復師等の医業類似行為は医師の治療には該当しません)。
- 柔道整復師(接骨院、整骨院等)への通院は、医師による診断が骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷の場合に限り、傷害の部位や程度に応じて認定を行ない、保険金をお支払いします。ただし、ご申告の傷病名を裏付ける明らかな事故があり、医学上妥当な通院回数であれば、医師への受診がなくても保険金をお支払いする場合があります。
- 医師の指示がなく本人の判断(痛という自覚症状等)だけで通院を続ける場合などは、通院の事実があったとしても、お支払いの対象とはなりません。また、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは通院に含まれません。
- 被保険者が通院しない場合においても、骨折・脱臼・靱(じん)帯損傷等の傷害を被った特定の部位[※]を固定するために、医師の指示により、ギブス・ギブスシーネ・ギブスシャーレ・シーネその他これらと同程度に固定することができるもの(胸部固定帯、胸骨固定帯、肋(ろっ)骨固定帯、サポーター等は含みません。)を常時装着したときには、その日数について通院をしたものとみなして通院保険金をお支払いします。
※1. 長管骨または脊柱　　2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(ただし、長管骨を含めギブス等を装着した場合に限ります。)
- 3. 肋骨・胸骨(ただし、体幹部にギブス等を装着した場合に限ります。)
- 既往の疾病や障害等の影響があったと判断される場合は、その影響がなかった場合に相当する金額のお支払いとなります。
- 所定の手術とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術等をいいます。ただし、創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術・抜歯手術はお支払対象になりません。
- 保険金受取人は被保険者本人です。
- (◎)：賠償事故の示談交渉は必ず引受損害保険会社にご相談いただきながらおすすめください。事前の相談なく示談された場合には、保険金をお支払いできないことがあります。
- (○)：日本国内で発生したお支払対象となる賠償事故については示談交渉サービスが利用できます。ただし、相手方の同意が得られない場合、損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合、被保険者に損害賠償責任がない場合等は、示談交渉サービスを利用できません。
- (★)：他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。なお、被保険者またはそのご家族が既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。
- (☆)：事故日時点で同等品を再取得した場合の金額から使用期間に応じた消耗分を差し引いた金額(現在の価値)のことです。

保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
●戦争・暴動(テロ行為を除く)による事故 ●告知義務違反によりご契約が解除された場合(注)	など

入院保険金 手術保険金 通院保険金	●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見(理学的検査、神経学的検査、画像検査等によって認められる異常所見)のないもの ●山岳登山(ビックル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハンググライダー搭乗などの危険な運動中の事故 ●自動車等・モーターボートなどの乗用具による競技等または競技場等でこれらに準じた行為を行っている間の事故 ●妊娠・出産・早産・流産による傷害 ●脳疾患・疾病・心神喪失による傷害 ●法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による傷害 ●自殺行為・闘争行為による傷害	など
携行品損害保険金	●保険契約者、被保険者の故意による事故 ●置き忘れまたは紛失 ●有価証券、自転車・ハンググライダー・自動車等およびこれらの付属品、コンタクトレンズなどに生じた損害 ●塗料のはがれ、キズ等単なる外観の損傷 ●自然の消耗、さび、かび、ぬずみ食い ●自殺行為・闘争行為による損害 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故	など
賠償責任保険金	●保険契約者、被保険者の故意による事故 ●仕事上の事故 ●同居の親族に対する賠償責任 ●船舶や自動車などの所有、使用または管理に起因する事故 ●他人から借りた物または預かった物に対して損害を与えた場合 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故	など
住宅内生活用動産 保険金	●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●置き忘れまたは紛失 ●有価証券、自転車・ハンググライダー・自動車等およびこれらの付属品、コンタクトレンズなど ●塗料のはがれ、キズなど単なる外観の損傷 ●修理、加工、調整作業に起因する損害 ●自然の消耗、さび、かび、ぬずみ食い ●自殺行為・闘争行為による事故 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故	など

(注)告知義務違反によりご契約が解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

医療コース【基本型】		
保険金・給付金のお支払いについて		
項目	お支払いする場合	お支払内容
入院給付金	加入日以後に発生した同一の不慮の事故による傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して2日以上入院したとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。 ※1回の入院につき、124日分、通算700日分がお支払限度です。
死亡保険金	保険期間中に死亡されたとき	その被保険者について定められた死亡保険金額

- 【入院について】入院とは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。
- 加入日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、保険期間中に開始した入院であること。
注被保険者がこの保険契約の更新後に、その被保険者についての加入日前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、その被保険者についての加入日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はその被保険者についての加入日以後の原因によるものとみなします。
 - 傷害または疾病の治療を目的とする入院であること。医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含む)による治療(柔道整復師による施術を含む)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院であることとします。
注治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は「治療を目的とする入院」に該当しません。
 - 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。
医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)または、同等の日本国外にある医療施設
- (注)・分娩のための入院は、当社が異常分娩と認めた場合に限り、疾病を直接の原因とする入院とみなします。
・治療処置を伴わない人間ドック、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、薬物依存(モルヒネ、コカイン中毒等)等による入院は給付金支払の対象となりません。

- 【転入院または再入院された場合】
- 入院給付金のお支払いについて、転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなします。
- 【2回以上入院された場合】
- 入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、1回の入院とみなします。ただし、各々の給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については、あらたな入院とみなします。

- 【入院中に保険期間が満了した場合】
- 入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。
- 【1回の入院開始の原因が複数である場合】
- 入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した時または入院中に、次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病により、継続して入院したものとみなします。
 - ①その入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき、または疾病を併発していたときもしくは併発したとき
 - ②その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したとき、または不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき

保険金・給付金のお支払いできない場合について	
次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)	
項目	お支払いできない主な場合
入院給付金	●契約者、その被保険者またはその給付金受取人の故意または重大な過失 ●その被保険者の犯罪行為、精神障害の状態を原因とする事故、泥酔の状態を原因とする事故、薬物依存 ●その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に発生した事故 ●その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故 ●地震、噴火、津波または戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

死亡保険金	●その被保険者についての加入日から起算してその被保険者の1年以内の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いする場合もありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ●戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
-------	--

医療コース【先進医療型】		
給付金のお支払いについて		
項目	お支払いする場合	お支払内容
入院支援給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として1日以上入院をしたとき	入院1回につき、支援給付金額をお支払いします。 (1日以上入院で1回目、31日目で2回目、以降入院30日ごとに1回) ※1入院について5回、通算して36回がお支払限度です。
外来手術給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により、公的医療保険制度の保険給付の対象となる治療を目的とした手術(※)を保険期間中に入院を伴わずに受け、かつ、手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数の合計が2,000点以上であるとき (※)悪性新生物(がん)・上皮内新生物を直接の原因としない歯、歯肉および歯槽骨の治療に伴う手術を除く	手術1回につき、支援給付金額をお支払いします。 ※手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術とします。
外来放射線治療給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により公的医療保険制度の保険給付の対象となる治療を目的とした放射線治療を保険期間中に入院を伴わずに受けたとき	放射線治療1回につき、支援給付金額をお支払いします。 ※放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療とします。
先進医療給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に先進医療による療養を受けたとき	先進医療の技術に係る費用と同額をお支払いします。 ※通算して2,000万円がお支払限度です。

- <給付金に関するご注意>
- 【入院支援給付金・外来手術給付金・外来放射線治療給付金・先進医療給付金 共通事項】
- 加入日前に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因とする場合でも、加入日から起算して2年経過した後に入院を開始したとき・手術等を受けたときは該当する給付金をお支払いする場合があります。

- 【入院支援給付金について】
- 「入院」とは、「別表1 入院」に定められたものとします。
 - 入院支援給付金のお支払いは、1入院について5回、通算して36回を限度とします。なお、第2回以降の入院支援給付金の支払事由は、第1回の入院支援給付金の支払事由に該当することとなった入院の日数が、入院を開始した日から起算して、31日、61日、91日、または121日に達したときとします。
 - 被保険者が入院支援給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院を開始した直接の原因となった傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、それらの入院を1回の入院とみなし、各入院日数を合算して取り扱います。
 - 入院支援給付金が支払われることとなった前回の入院の退院日の翌日から180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなし、入院日数を合算する取り扱いはありません。
 - 傷害または疾病が併発している期間について入院支援給付金を重複して支払いません。
 - 美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、正常分娩(自然頭位分娩など)、治療処置を伴わない人間ドック検査などによる入院は、入院支援給付金のお支払対象となりません。なお、異常分娩を原因とする場合は入院支援給付金のお支払対象となります。

- 【外来手術給付金について】
- 「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術がお支払いの対象となります。また、「別表1 入院」に定められた「病院または診療所」における手術であることを要します。
 - 外来手術給付金のお支払いは、手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。ただし、お支払回数の通算限度はありません。
 - 診療報酬点数表(手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます)によって手術料が算定される手術がお支払対象となります。
 - 診療報酬点数表において、一連の治療過程に複数回の手術を受けた場合に、手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術については、第1回目の手術のみを受けたものとして取り扱います。
 - 手術を受けたにもかかわらず、診療報酬点数が算定されないために支払事由に該当しない場合でも、その手術が診療報酬点数表によって手術料が1,000点以上算定される手術のときは、外来手術給付金をお支払いします。
 - 「手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数」には、病院または診療所に通院した際に発行された処方せんに基づき、薬局にて薬を処方された場合の調剤報酬点数も含まれます。
 - 「別表2 対象となる悪性新生物・上皮内新生物」の(1)に定められた悪性新生物(がん)・上皮内新生物を直接の原因としない歯、歯肉および歯槽骨の治療に伴う手術はお支払対象となりません。
 - 美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術などは、外来手術給付金のお支払対象となりません。なお、異常分娩を原因とする場合は外来手術給付金のお支払対象となります。

- 【外来放射線治療給付金について】
- 「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療がお支払いの対象となります。また、「別表1 入院」に定められた「病院または診療所」における放射線治療であることを要します。
 - 外来放射線治療給付金のお支払いは、放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。ただし、お支払回数の通算限度はありません。
 - 診療報酬点数表(放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます)によって放射線治療料が算定される放射線治療がお支払対象となります。
 - 診療報酬点数表において、一連の治療過程に複数回の放射線治療を受けた場合に、放射線治療料が1回のみ算定されるものとして定められている放射線治療については、第1回目の放射線治療のみを受けたものとして取り扱います。

- 【先進医療給付金について】
- 先進医療とは、「別表4 先進医療」に定められたものとします。
 - 「先進医療の技術に係る費用」とは、被保険者が受けた先進医療の技術に対する被保険者の負担額として、その先進医療を受けた病院または診療所によって定められた額をいい、次の費用などは含みません。
 - ・「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる費用(自己負担部分を含む)
 - ・先進医療以外の評価療養のための費用
 - ・選定療養のための費用
 - ・食事療養のための費用
 - ・生活療養のための費用
 - 治療を受けた時点で、次の1～3全てに該当していない場合はお支払対象となりません。
 1. 厚生労働大臣が認める「医療技術」
 2. その医療技術ごとの「適応症」
 3. 所定の基準を満たす「医療機関」での治療上記1～3は随時見直されますので、詳しくは厚生労働省のホームページでご確認ください。

ご注意ください

- 医療技術名が同じでも、治療方法や症例等によっては「先進医療」に該当しない場合があります。該当するか否かは、治療を受ける前に実施する医療機関にご確認ください。

給付金のお支払いできない場合について	
次のような場合には、給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)	
項目	お支払いできない主な場合
入院支援給付金 外来手術給付金 外来放射線治療給付金 先進医療給付金	●契約者の故意または重大な過失によるとき ●その被保険者の故意または重大な過失によるとき ●その被保険者の犯罪行為によるとき ●その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき ●その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ●その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故によるとき ●その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ●地震、噴火または津波によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
●入院支援給付金、外来手術給付金、外来放射線治療給付金、先進医療給付金については上記項目に加え、「その被保険者の薬物依存」が追加となります。	

別表1 入院
1. 入院とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 2. 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。 ①医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。) ②①の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表2 対象となる悪性新生物・上皮内新生物
1. 対象となる悪性新生物・上皮内新生物の範囲は、以下の(1)および(2)をいいます。 (1)平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D－10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、表1の分類コードに規定される内容によるもので、かつ、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが表2にあたるもの 表1 対象となる悪性新生物・上皮内新生物の分類コード

分 類 項 目	分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00－C14
消化器の悪性新生物	C15－C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30－C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40－C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43－C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45－C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51－C58
男性生殖器の悪性新生物	C60－C63
腎尿路の悪性新生物	C64－C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69－C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73－C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76－C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81－C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00－D09
性状不詳または不明の新生物①	D37－D48
血液および造血器の疾患ならびに免疫機構の障害②	D50－D89

備考
①たとえば、真正赤血球増加症＜多血症＞(D45)、骨髓異形成症候群(D46)、慢性骨髓増殖性疾患(D47.1)、本態性(出血性)血小板血症(D47.3)です。
②たとえば、ランゲルハンス細胞組織球症(D76.0)です。

表2 対象となる新生物の性状を表す第5桁コード

新生物の性状を表す第5桁コード
／2…上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3…悪性、原発部位
／6…悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9…悪性、原発部位または転移部位の別不詳

- (2)平成31年4月2日以降に診断確定された子宮頸部、膣部、外陰部および肛門部の中等度異形成
(注)国際対がん連合(U I C C)の「T N M分類」が「T O」のものは、対象となる悪性新生物・上皮内新生物に含まません。

別表3 公的医療保険制度
「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 1. 健康保険法 2. 国民健康保険法 3. 国家公務員共済組合法 4. 地方公務員等共済組合法 5. 私立学校教職員共済法 6. 船員保険法 7. 高齢者の医療の確保に関する法律

別表4 先進医療
「先進医療」とは、公的医療保険制度(別表3)の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療として行われるもの(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。ただし、療養を受けた日現在、公的医療保険制度(別表3)の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。

就業不能支援コース		
給付金のお支払いについて		
項目	お支払いする場合	お支払内容
就業不能給付金	＜第1回＞ 被保険者が所定の就業不能状態に該当し、その所定の就業不能状態が、その被保険者の保険期間満了時までに、不支給期間(注1)を超えて継続したとき ＜第2回以降＞ 被保険者の保険期間満了時までに到来する第2回以降の各支払基準日において、直前の支払基準日から所定の就業不能状態が継続していたとき	基準給付金月額をお支払いします。 ※毎月の支払基準日まで継続することに1回、最大18回
特定精神障害給付金	＜第1回＞ 被保険者が特定就業不能状態に該当し、その特定就業不能状態が、その被保険者の保険期間満了時までに、不支給期間(注1)を超えて継続したとき ＜第2回以降＞ 被保険者の保険期間満了時までに到来する第2回以降の各特定支払基準日において、直前の特定支払基準日から特定就業不能状態が継続していたとき	基準給付金月額をお支払いします。 ※毎月の特定支払基準日まで継続することに1回、最大18回

(注1)「不支給期間」とは
「不支給期間」とは、所定の就業不能状態が開始した日以降、その状態が継続した期間で、かつ、就業不能給付金の支払いの対象とならない期間をいい、その期間として日数をこの保険契約締結の際に引受保険会社の定める範囲内で保険契約者と引受保険会社が協議により定めます。

【就業不能給付金について】
●「就業不能状態」とは、傷害または疾病により、病院(注2)もしくは診療所(注2)への治療を目的とした入院(注3)(注4)または医師の指示による自宅療養(注5)をしており、かつ、保険契約者と当社との協議にもとづいて締結される協定書に記載された業務に全く従事できない状態をいいます。
●「所定の就業不能状態」とは、次のすべてを満たす就業不能状態をいいます。
①その被保険者についての加入日(増額日)以後の就業不能状態であること
②その被保険者についての加入日(増額日)以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因とする就業不能状態であること
③その被保険者についての保険期間の満了時までに開始した就業不能状態であること
●「支払基準日」とは、以下と定義します。
①第1回支払基準日
第1回の就業不能給付金の支払事由に該当した日(第1回の就業不能給付金が支払われる場合に限ります。)
②第2回以降の支払基準日
第1回の支払基準日が属する月の翌月以降の各月の第1回支払基準日の応当日(応当日のない月の場合は、その月の末日とします。)
(注2)病院、診療所
「病院」および「診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。
(1)医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)
(2)上記(1)の場合と同等の日本国外にある医療施設
(注3)入院
「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。)が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
(注4)治療を目的とした入院
美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療を伴わない人間ドック検査などのための入院は、「治療を目的とした入院」に該当しません。
(注5)自宅療養
「自宅療養」とは、傷害または疾病により、日常生活が制限を受けるかまたは制限を加えることを必要とするため、病院または診療所への通院などの最低限必要な外出を除き、活動範囲が家屋内に限られている状態をいいます。

【特定精神障害給付金について】	
●「特定精神障害」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類のうち次のものをいいます。 対象となる特定精神障害の分類コード	
分 類 項 目	分類コード
症状性を含む器質性精神障害	F00－F09(ただし、F00、F01、F02およびF03を除く)
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	F20－F29
気分[感情]障害	F30－F39
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	F40－F48
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	F50－F59(ただし、F52、F54およびF55を除く)
成人の人格及び行動の障害	F60－F69
心理的発達障害	F80－F89(ただし、F80、F81、F82およびF83を除く)
小児＜児童＞期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	F90－F98(ただし、F93、F94およびF98を除く)

●「特定就業不能状態」とは、次のすべてを満たす就業不能状態をいいます。
①その被保険者についてのこの特約の加入日(増額日)以後の就業不能状態であること
②その被保険者についてのこの特約の加入日(増額日)以後に発生した特定精神障害を直接の原因とする就業不能状態であること
③その被保険者についてのこの特約の保険期間の満了時までに開始した就業不能状態であること
●「特定支払基準日」とは、以下と定義します。
①第1回特定支払基準日
第1回の特定精神障害給付金の支払事由に該当した日(第1回の特定精神障害給付金が支払われる場合に限ります。)
②第2回以降の特定支払基準日
第1回の特定支払基準日が属する月の翌月以降の各月の第1回特定支払基準日の応当日(応当日のない月の場合は、その月の末日とします。)
＜給付金のお支払いに関するご注意＞
●被保険者が、就業不能給付金が支払われる所定の就業不能状態(以下「先発就業不能状態」といいます。)に該当し、その状態が終了した後、所定の就業不能状態(以下「後発就業不能状態」といいます。)に再び該当した場合で、次の①、②および③のいずれも満たすときには、先発就業不能状態および後発就業不能状態をあわせて1つの継続した所定の就業不能状態とみなします。なお、この場合、先発就業不能状態の終了日の翌日以降の支払基準日は、先発就業不能状態の第2回以降の支払基準日のうち後発就業不能状態に該当した日以降に到来する支払基準日とします(先発就業不能状態の終了日の翌日からその日を含めて後発就業不能状態に該当した日の前日までの期間については、就業不能給付金はお支払いできません。)。
①先発就業不能状態および後発就業不能状態のそれぞれに該当する直接の原因となった傷害または疾病が、同一かまたは医学上重要な関係がある
と当社が認めたとき
②先発就業不能状態の終了日の翌日からその日を含めて180日以内、かつ、この保険契約の保険期間満了時までに、後発就業不能状態に該当したとき
③後発就業不能状態に該当した日からその日を含めて10日以上所定の就業不能状態が継続したとき

ご注意いただきたいこと

※なお、特定精神障害給付金については、就業不能給付金を「特定精神障害給付金」、所定の就業不能状態を「特定就業不能状態」、先発就業不能状態を「先発特定就業不能状態」、後発就業不能状態を「後発特定就業不能状態」、支払基準日を「特定支払基準日」、直接の原因となった傷害または疾病を「直接の原因となった特定精神障害」と読み替えます。

●就業不能給付金の支払事由が複数の原因の併発により生じている場合であっても、その併発している期間について、就業不能給付金は重複してお支払いできません。

●特定精神障害給付金の支払事由が複数の原因の併発により生じている場合であっても、その併発している期間について、特定精神障害給付金は重複してお支払いできません。

●就業不能給付金の支払事由が生じた場合でも、その支払基準日の属する月と同月内に特定精神障害給付金の支払事由が生じているとき(特定精神障害給付金が支払われる場合に限ります。)には、就業不能給付金をお支払いできません。また、就業不能給付金の支払事由が生じたにもかかわらず就業不能給付金が支払われない場合、その支払事由の発生は、就業不能給付金の支払われる回数に算入しません。

●保険契約者と当社の協議に基づき、被保険者が所定の就業不能状態に該当後、その状態が継続している間に次の①から③の事由のうちいずれかが発生した場合、それらの事由の発生以後に継続している所定の就業不能状態は、この保険契約(または特約)が有効中の所定の就業不能状態とみなす場合があります。

①この保険契約(または特約)の保険期間が満了し、保険契約(または特約)が更新されないとき

②この保険契約(または特約)が解約されたとき

③その被保険者が加入資格を欠き、この保険契約から脱退したとき

※なお、特定精神障害給付金については、所定の就業不能状態を「特定就業不能状態」と読み替えます。

給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、給付金をお支払いできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
就業不能給付金	①契約者の故意または重大な過失 ②その被保険者の故意または重大な過失 ③その被保険者の犯罪行為 ④その被保険者の精神障害(注1) ⑤その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑥その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故 ⑦その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑧その被保険者の薬物依存(注2) ⑨その被保険者の妊娠、出産(注3) ⑩頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないもの(原因の如何を問いません。) ⑪地震、噴火または津波(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) ⑫戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
特定精神障害給付金 (注4)	①契約者の故意または重大な過失 ②その被保険者の故意または重大な過失 ③その被保険者の犯罪行為 ④地震、噴火または津波(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) ⑤戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

(注1)精神障害

「精神障害」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類のうち次のものをいいます。(※1)

分類項目	分類コード
症状性を含む器質性精神障害	F00―F09(ただし、F00、F01、F02およびF03を除く)
精神作用物質使用による精神及び行動の障害(※2)	F10―F19
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	F20―F29
気分[感情]障害	F30―F39
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	F40―F48
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	F50―F59(F54を除く)
成人の人格及び行動の障害	F60―F69
知的障害<精神遅滞>	F70―F79
心理的発達障害	F80―F89
小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	F90―F98
詳細不明の精神障害	F99

(※1)分類コードF00(アルツハイマー病の認知症)、F01(血管性認知症)、F02(他に分類されるその他の疾患(パーキンソン病等)の認知症)、F03(詳細不明の認知症)およびF54(他に分類される障害又は疾病に関連する心理的又は行動的要因)に規定される内容は、免責事由に該当しません。

(※2)薬物依存に該当するものを除きます。

(注2)薬物依存

「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類のうち分類コードF11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

(注3)妊娠、出産

「妊娠、出産」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類のうち分類コードO00からO99までに規定される内容によるものとします。

(注4)下表の分類コードに該当するものは、特定精神障害には含まれず、特定精神障害給付金の支払対象とはなりません。

分類項目	分類コード
アルツハイマー病の認知症	F00
血管性認知症	F01
他に分類されるその他の疾患(パーキンソン病等)の認知症	F02
詳細不明の認知症	F03
他に分類される障害又は疾病に関連する心理的又は行動的要因	F54
性機能不全、器質性障害又は疾病によらないもの	F52
依存を生じない物質の乱用	F55
会話及び言語の特異的発達障害	F80
学習能力の特異的発達障害	F81
運動機能の特異的発達障害	F82
混合性特異的発達障害	F83
小児<児童>期に特異的に発症する情緒障害	F93
小児<児童>期及び青年期に特異的に発症する社会的機能の障害	F94
小児<児童>期及び青年期に通常発症するその他の行動及び情緒の障害	F98

介護支援コース

保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
介護保険金	公的介護保険要介護2以上の認定がなされたとき、または保険期間中に所定の要介護状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続したとき	介護保険金額 ※1回を限度とします。
親介護保険金	被保険者の親が公的介護保険要介護2以上の認定がなされたとき、または被保険者の親が保険期間中に所定の要介護状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続したとき	親介護保険金額 ※1回を限度とします。

●介護保険金・親介護保険金のお支払いは、保険期間中に所定の要介護状態に該当したときに限ります。また、保険期間満了後に所定の要介護状態に該当してもお支払いの対象となりません。

●保険期間開始時より前に発生した原因により所定の要介護状態に該当してもお支払いの対象となりません(注)。ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してから所定の要介護状態に該当した場合は保険金をお支払いいたします。(注したがって、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。

●お支払いする保険金の額は、保険金支払事由の原因が発生した時からその日を含めて1年を経過した後には保険金支払事由が新たに生じた場合を除き、次のいずれか低い額とします。

①保険金支払事由の原因が発生した時の保険金の支払条件により算出された保険金の額

②保険金支払事由が新たに生じた時の保険金の支払条件により算出された保険金の額

●保険金受取人は被保険者本人になります。

●介護保険金・親介護保険金のお支払いにあたり、年額保険料の払込みが完了していない場合には、未払込保険料の全額を一時にお払込みいただきます。

●介護保険金および親介護保険金における所定の要介護状態は次のとおりです。

①公的介護保険要介護2以上の認定がなされた場合

②保険期間中に以下の状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続した場合

寝たきりにより 介護が必要な状態	終日就床(介護なしでは終日ベッド周辺での生活に限定される状態をいいます。)しており、かつ、次のいずれにも該当する状態をいいます。 イ. 歩行の際に、補助用具(義手、義足、車いす等をいいます。)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること ロ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具(義手、義足、車いす等をいいます。)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること (イ)食事 (ロ)排せつ (ハ)入浴 (ニ)衣類の着脱
認知症により 介護が必要な状態	認知症(正常に発達した知的機能が、脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷により、全般的かつ持続的に低下することをいいます。)であり、かつ、認知症により次のいずれかに該当する状態をいいます。 イ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具(義手、義足、車いす等をいいます。)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること (イ)歩行 (ロ)食事 (ハ)排せつ (ニ)入浴 (ホ)衣類の着脱 ロ. 次に掲げる通常の日常生活を逸脱したいずれかの問題行動またはそれらと同程度の介護を必要とする問題行動があるために、常に他人の介護が必要であること (イ)徘徊をする、または迷子になる。 (ロ)過食、拒食または異食をする。 (ハ)所かまわず排せつをする、または弄便等の不潔行為をする。 (ニ)乱暴行為または破壊行為をする。 (ホ)興奮し騒ぎ立てる。 (ハ)火の不始末をする。 (ト)物を盗む、またはむやみに物を集める。

保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
介護保険金	①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③被保険者が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで、または法令に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故 ④被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用、アルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的とした使用による場合を除きます。 など
親介護保険金	①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の親の故意または重大な過失 ③被保険者の親の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④被保険者の親が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで、または法令に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故 ⑤被保険者の親の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用、アルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的とした使用による場合を除きます。 など ただし、②③④については、親介護保険金を支払わないのはその被保険者の親に生じた要介護状態に限ります。

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、介護保険金・親介護保険金のお支払いができませんことがあります。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

収入補償コース

保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いの対象となる疾病	お支払いする場合
所得補償保険金	悪性新生物(がん)	上皮内がん ^{※1} および悪性黒色腫以外の皮膚がんを除く悪性新生物
	急性心筋梗塞	虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞(狭心症は除く)
	脳卒中	脳血管疾患のうち、くも膜下出血、脳内出血、脳動脈の狭窄(脳血栓、脳塞栓)

※1 「上皮内がん」とは、がんの進行段階が極めて早期にあるもので、がん細胞の増殖が上皮基底膜内にとどまり、基底膜を越える浸潤を認めないものをいいます。

※2 悪性新生物を原因とする就業障害については、加入日以後に、加入日前を含めて初めて悪性新生物と診断確定された場合に限ります。詳細は、「[特定3疾病の定義について]」を参照願います。

【補償対象期間について】

就業障害が続いた場合、免責期間終了後(61日目)から、満60歳に達した日を限度として保険金が支払われます。ただし、加入日(継続加入の場合は更新日)現在満55歳以上の方は、61日目から3年が限度となります。また、一度就業障害が終了した後、6カ月以内に同一の原因により再度就業障害となったとき、後の就業障害は、前の就業障害と同一とみなします。

ご注意ください

【特定3疾病の定義について】

- 悪性新生物(がん)<注>
所定の悪性新生物をいい、上皮内がん、および悪性黒色腫以外の皮膚がんを除きます。所定の悪性新生物の詳細については、引受損害保険会社のホームページ(https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/)をご覧ください。
 - 急性心筋梗塞
冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目のすべてを満たす疾病をいいます。
 - ①典型的な胸部痛の病歴
 - ②新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化
 - ③心筋細胞酵素の一時的上昇
 - 脳卒中
脳血管の異常(脳組織の梗塞、出血および頭蓋外部からの塞栓を含みます。)により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病をいいます。
- <注>

- 悪性新生物を原因とする就業障害については、加入日以後(ただし、乳房の悪性新生物を原因とする就業障害については、加入日からその日を含めて90日を経過した後)に、加入日前を含めて初めて診断確定された場合に限りま。
- 加入日からその日を含めて90日以内に乳房の悪性新生物と診断確定された場合に、その後(※1)に新たな悪性新生物(※2)と診断確定されたときは、その新たな悪性新生物(※2)は、加入日前を含めて初めて診断確定されたものとして取扱います。
- 次のいずれかに該当した場合に、その後に悪性新生物(※3)と診断確定されたときは、加入日前を含めて初めて診断確定されたものとして取扱います。
 - ①加入日以後(※1)に、加入日前を含めて初めて悪性新生物と診断確定され、就業障害が発生しなかった場合
 - ②加入日以後(※1)に、加入日前を含めて初めて悪性新生物と診断確定され、免責期間中に就業障害が終了した場合
- 上記の「診断確定」は、病理組織学的所見(※4)により被保険者以外の医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(※4)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
 - (※1)乳房の悪性新生物については、加入日からその日を含めて90日を経過した後をいいます。
 - (※2)転移または再発したものを除きます。
 - (※3)転移または再発したものを含みます。
 - (※4)生検をいいます。

【就業障害の定義について】

- 就業障害とは、被保険者が特定3疾病を被り、次のいずれかの事由により、いかなる業務にも全く従事できない状態をいいます。
- (イ)その特定3疾病の治療のため入院していること
 - (ロ)(イ)以外の場合で、その特定3疾病につき医師の治療を受けつつ、在宅療養している場合
 - (ハ)(イ)(ロ)以外の場合で、その特定3疾病により、いかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること

【お支払いする保険金の額について】

- 補償対象期間中の就業障害である期間1カ月について、保険金月額をお支払いします。
- ただし、保険金月額が、就業障害開始日の属する月の直前12カ月の平均月間所得額を上回る場合は、平均月間所得額のお支払いとなります。
- また、補償対象期間中の就業障害である期間に1カ月未満の端日数が生じた場合は、1カ月＝30日とした日割計算でお支払いします。
- ※初年度加入の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、就業障害の原因となった身体障害を被った時からその日を含めて1年を経過した後
- に就業障害になったときを除き、次のいずれか低い額を保険金の額とします。
- ①被保険者が身体障害を被った時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額
 - ②被保険者が就業障害になった時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額
- ※他の保険契約または共済契約から、保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。

【指定代理請求者について】

指定代理請求者からのご請求により保険金をお支払いした場合に、被保険者または契約者よりご契約内容(保険金支払状況など)についての照会があったときは、事実に基づいてご回答せざるをえないことがありますのでご了承ください。

【保険金のお支払いに関する注意について】

- 保険金のお支払いは、保険期間中に発生した特定3疾病を原因とし、かつ保険期間中に就業障害が開始したときに限ります。
- 保険期間開始時より前に被った特定3疾病による就業障害はお支払いの対象となりません(注)。
ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業障害(悪性新生物によって生じた就業障害を除きます)につきましては保険金をお支払いいたします。
(注)したがって、保険期間開始時より前に被った特定3疾病について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。
- 退職される場合は、団体窓口にお申し出のうえ脱退手続きをしてください。脱退後に開始した就業障害は、お支払いの対象となりません。
- 保険金は身体の障害によって、所定の就業障害が継続している期間を対象として算出いたします。休職期間すべてを対象とするお支払いはできないこともあります。
- 保険金受取人は被保険者本人になります。

保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のいずれかに該当する就業障害については保険金をお支払いできません。

項目	お支払いできない主な場合
所得補償保険金	●戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等によって生じた身体障害による就業障害(ただし、テロ行為によって生じた身体障害による就業障害を除きます。)など ●脱退後に開始した就業障害

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、保険金のお支払いができないことがあります。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

療養補償コース【長期型】・療養補償コース【短期型】

保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合
所得補償保険金	保険期間中に被った傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に開始した所定の就業障害が、免責期間を超えて継続したとき

【補償対象期間について：療養補償コース【長期型】】

加入日(継続加入の場合は更新日)現在の年齢	補償対象期間開始	補償対象期間終了
満54歳以下の方	免責期間終了後(181日目)	満65歳に達した日 [*]
満55歳以上の方		3年を限度 [*]

- ※ただし、所定の精神障害による就業障害の場合、24カ月が限度です。
- 一度就業障害が終了した後、6カ月以内に同一の原因により再度就業障害となったとき、後の就業障害は前の就業障害と同一とみなします。

【補償対象期間について：療養補償コース【短期型】】

加入日(継続加入の場合は更新日)現在の年齢	補償対象期間開始	補償対象期間終了
満64歳以下の方	免責期間終了後(8日目)	3年を限度 [*]

- ※ただし、所定の精神障害による就業障害の場合、24カ月が限度です。
- 一度就業障害が終了した後、6カ月以内に同一の原因により再度就業障害となったとき、後の就業障害は前の就業障害と同一とみなします。
- 配偶者(家事従事者)：5Hコース

加入日(継続加入の場合は更新日)現在の年齢	補償対象期間開始	補償対象期間終了
満69歳以下の方	免責期間終了後(8日目)	3年を限度 [*]

- ※ただし、所定の精神障害による就業障害の場合、24カ月が限度です。
- 一度就業障害が終了した後、6カ月以内に同一の原因により再度就業障害となったとき、後の就業障害は前の就業障害と同一とみなします。

【就業障害の定義について】

- (本人)
就業障害とは、下記の状態をいいます。
- 身体障害による休職開始時から免責期間終了までは、次のいずれかの事由により、いかなる業務にも全く従事できない場合
 - (イ)その身体障害の治療のため、入院していること
 - (ロ)(イ)以外の場合で、その身体障害につき医師の治療を受けつつ、在宅療養している場合
 - (ハ)(イ)(ロ)以外の場合で、その身体障害により、いかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること
 - 免責期間終了後からは、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または、一部従事することができず、かつ、所得喪失率が20%を超える場合
- (配偶者(家事従事者))
被保険者が身体障害を被り、その身体障害の治療のために入院していることにより、炊事、掃除、洗濯、育児等の家事に全く従事できない状態をいいます。

【お支払いする保険金の額について：療養補償コース【長期型】】

- 補償対象期間中の就業障害である期間1カ月について、「保険金月額」×「所得喪失率」をお支払いします。ただし、保険金月額が、就業障害開始日の属する月の直前12カ月の平均月間所得額を超える場合は、「平均月間所得額」×「所得喪失率」のお支払いとなります*。
- また、補償対象期間中の就業障害である期間に1カ月未満の端日数が生じた場合は、1カ月＝30日とした日割計算でお支払いします。
- なお、所得喪失率は、

$$1 - \frac{\text{免責期間終了後に業務に復帰して得られた各月の所得の額}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}} \quad \text{で算出されます。}$$

- 病気やケガにより全く就業できない場合は有給、無給を問わず100%とします。
- *初年度加入の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、就業障害の原因となった身体障害を被った時からその日を含めて1年を経過した後
- に就業障害になったときを除き、次のいずれか低い額を保険金の額とします。
- ①被保険者が身体障害を被った時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額
 - ②被保険者が就業障害になった時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額
- *他の保険契約または共済契約から、保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。

【お支払いする保険金の額について：療養補償コース【短期型】】

- (本人)
補償対象期間中の就業障害である期間1カ月について、「保険金月額」×「所得喪失率」をお支払いします。ただし、保険金月額が、就業障害開始日の属する月の直前12カ月の平均月間所得額を超える場合は、「平均月間所得額」×「所得喪失率」のお支払いとなります*。
- また、補償対象期間中の就業障害である期間に1カ月未満の端日数が生じた場合は、1カ月＝30日とした日割計算でお支払いします。
- なお、所得喪失率は、

$$1 - \frac{\text{免責期間終了後に業務に復帰して得られた各月の所得の額}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}} \quad \text{で算出されます。}$$

- 病気やケガにより全く就業できない場合は有給、無給を問わず100%とします。
- (配偶者(家事従事者))
補償対象期間中の就業障害である期間1カ月に対して、「保険金月額」をお支払いします*。
- また、補償対象期間中の就業障害である期間に1カ月未満の端日数が生じた場合は、1カ月＝30日とした日割計算でお支払いします。
- *初年度加入の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、就業障害の原因となった身体障害を被った時からその日を含めて1年を経過した後
- に就業障害になったときを除き、次のいずれか低い額を保険金の額とします。ただし、保険金額以外の変更があった場合は、それぞれの保険金のお支払条件に基づく保険料を比べ、保険料の額がより低い方の保険金のお支払条件によって算出された額を保険金の額とします。この場合において
- 保険料は、就業障害になった時の年齢区分で計算するものとします。
- ①被保険者が身体障害を被った時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額
 - ②被保険者が就業障害になった時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額
- *他の保険契約または共済契約から、保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。

【保険金のお支払いに関する注意について】

- 保険金のお支払いは、保険期間中に発生した身体障害を原因とし、かつ保険期間中に就業障害が開始したときに限ります。
- 保険期間開始時より前に被った身体障害による就業障害はお支払いの対象となりません(注)。
ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業障害につきましては保険金をお支払いいたします。
(注)したがって、保険期間開始時より前に被った身体障害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。
- 本人について退職される場合は、団体窓口にお申し出のうえ脱退手続きをしてください。脱退後に開始した就業障害は、お支払いの対象となりません。また、配偶者の方については、家事従事者でなくなった後に開始した就業障害は、お支払いの対象となりません。配偶者の方が家事従事者でなくなる場合は、団体窓口にお申し出のうえ配偶者の方の脱退手続きをしてください。
- 保険金は身体の障害によって、所定の就業障害が継続している期間を対象として算出いたします。休職期間すべてを対象とするお支払いはできないこともあります。
- 保険金受取人は被保険者本人になります。

保険金・給付金のお支払いできない場合について	
次のいずれかに該当する就業障害については保険金をお支払いできません。	
項目	お支払いできない主な場合
所得補償保険金 (療養補償コース[長期型])	●故意または重大な過失により被った身体障害による就業障害 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体障害による就業障害 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用により被った身体障害による就業障害 ●妊娠、出産、早産または流産により被った身体障害による就業障害 ●戦争、暴動(テロ行為を除く)などによって被った身体障害による就業障害 ●核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故により被った身体障害による就業障害 ●地震、噴火またはこれらによる津波により被った身体障害による就業障害 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないものによる就業障害 ●自動車もしくは原動機付自転車の無資格運転または法令に定める酒気帯び運転による傷害による就業障害 ●精神病性障害、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害(一部お支払いの対象となるものがあります。詳細は下記をご確認ください。) ●脱退後に開始した就業障害 など
所得補償保険金 (療養補償コース[短期型])	●故意または重大な過失により被った身体障害による就業障害 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体障害による就業障害 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用により被った身体障害による就業障害 ●妊娠、出産、早産または流産により被った身体障害による就業障害 ●戦争、暴動(テロ行為を除く)などによって被った身体障害による就業障害 ●核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故により被った身体障害による就業障害 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないものによる就業障害 ●自動車もしくは原動機付自転車の無資格運転または法令に定める酒気帯び運転による傷害による就業障害 ●精神病性障害、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害(一部お支払いの対象となるものがあります。詳細は下記をご確認ください。) ●脱退後に開始した就業障害 ●家事従事者でなくなった後に開始した就業障害(配偶者のみ) など

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、保険金のお支払いができないことがあります。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

精神障害補償特約がセットされているので、以下の精神障害(アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害を除きます。)を被保険者が被り、これを原因として生じた就業障害に対して、保険金をお支払いします。ただし、この特約による保険金の支払いは、補償対象期間にかかわらず、免責期間の終了日の翌日から起算して24カ月を限度とします。

「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD－10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中の以下の分類番号に該当する精神障害 F00～F09、F20～F99	
例)統合失調症、統合失調症型障害、妄想性障害、双極性感情障害(躁うつ病)、強迫性障害(強迫神経症)、摂食障害、非器質性睡眠障害、行為障害、チック障害、認知症、知的障害、特異的発達障害、多動性障害など	

その他

補償の重複について

傷害コース[基本型] [賠償責任型]・傷害コース[携行品損害型]・収入補償コース・療養補償コース[長期型]・療養補償コース[短期型]
ご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約・特約(他の保険契約にセットされる特約や、当社以外の保険契約・特約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。
補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約・特約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約・特約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、お申し込みください。(注)
(注1 契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約したとき等は、特約の補償がなくなることがありますので、ご注意ください。
【補償が重複する可能性のある主な保険契約・特約】

今回ご加入いただく補償項目		補償の重複が生じる他の保険契約・特約の例
普通傷害保険	各種賠償責任補償特約	各種賠償責任補償特約
	携行品損害補償特約	携行品損害補償特約
	住宅内生活用動産補償特約	住宅内生活用動産補償特約 家財を対象とした火災保険
団体長期障害所得補償保険		所得補償保険 団体長期障害所得補償保険

被保険者が保険金を請求できない特別な事情がある場合について

医療コース[先進医療型]・就業不能支援コース
●給付金受取人が被保険者の場合で、被保険者が給付金を請求できない特別な事情(注)があるときは、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって給付金を請求することができます。
(注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。
●指定代理請求者は、給付金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。
1. 被保険者の戸籍上の配偶者 2. 被保険者の直系血族 3. 被保険者の兄弟姉妹 4. 被保険者の3親等内の親族
5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、給付金受取人のために給付金を請求する適切な関係があると引受保険会社が認めた方に限ります。
ア. 上記1～4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)、被保険者と同居している方
イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人を除く)
●お支払いした給付金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。
●給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して給付金をご請求いただいてもお支払いできません。
●ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。
●指定代理請求者に給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。
＊給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者からのご請求はできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。

＊給付金の支払い事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。
●指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

傷害コース[基本型] [賠償責任型]・傷害コース[携行品損害型]・介護支援コース・収入補償コース・療養補償コース[長期型]・療養補償コース[短期型]
ご加入者(被保険者)に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がいないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。
①ご加入者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。)
②上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族
③上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者(法律上の配偶者に限ります。)または上記②以外の3親等内の親族
※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。

保険金・給付金のご請求について

基本コース・医療コース[基本型]・医療コース[先進医療型]・就業不能支援コース
保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。
傷害コース[基本型] [賠償責任型]・傷害コース[携行品損害型]・介護支援コース・収入補償コース・療養補償コース[長期型]・療養補償コース[短期型]
保険金のお支払い事由が発生したときは、保険金のお支払い事由の発生の日(注)からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。
正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。
(注)下線部分について
【傷害コース[基本型] [賠償責任型]・傷害コース[携行品損害型]】の場合は「事故が発生したときは、事故の発生の日」
【収入補償コース・療養補償コース[長期型]・療養補償コース[短期型]】の場合は「就業障害が開始したときは、就業障害の開始の日」となります。

社員権について

相互会社においては、契約者が「社員(構成員)」として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、契約者が団体の契約の場合のご加入者(被保険者)や、剰余金の分配のない契約の契約者は社員とはなりません。したがって本パンフレット記載の保険契約について、被保険者には総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

告知の大切さに関するご案内について

介護支援コース・収入補償コース・療養補償コース[長期型]・療養補償コース[短期型]
告知の大切さについて、ご確認ください。
(注)療養補償コース[長期型]と療養補償コース[短期型]については、「【療養補償コース[長期型]と療養補償コース[短期型]で、一方の制度を脱退して、新たに他方の制度に加入する場合のご注意】」もあわせてご確認ください。
●保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人が他の人と同じ条件でご契約されますと保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入(増額)時には重要な事項を正しく申し出いただく義務(告知義務)があります。
●ご加入(増額)の申込みにあたっては、現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容について、必ずご確認ください。現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。
●現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等に関する告知内容が事実と相違する場合には、保険期間開始時[※]からその日を含めて1年以内であれば、ご契約(増額部分)が解除されることがあります。また、保険期間開始時[※]から1年を経過していても、保険期間開始時[※]からその日を含めて1年以内に、保険金の支払事由が生じていた場合は、ご契約(増額部分)が解除されることがあります(解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります)。
※継続契約の場合は、初年度契約の保険期間開始時をいいます。ただし、継続前契約に比べて増額した場合は、増額した継続契約の保険期間開始時をいい、増額部分について同様に取り扱います。
●ご契約(増額部分)が解除された場合には、保険金の支払事由が生じていても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」に因果関係がなければ、保険金をお支払いします。
●ご加入後、または保険金のご請求の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。
●現在ご加入の他のご契約を解約、減額等をするを前提に、ご加入(増額)のお申込みをされる場合は、あらたに告知していただきます。
●新たなご加入(増額)の責任開始期前の発病などは保険金をお受け取りいただけない場合があります。特に親介護特約については、対象となる方の現在の健康状態等について必ずご確認ください。
●告知内容についてご不明な点がある場合や、告知すべき内容を後日思い出された場合には、取扱代理店または団体保険ご照会窓口(0120－661－320、受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9：00～17：00)までご連絡ください。
【療養補償コース[長期型]と療養補償コース[短期型]で、一方の制度を脱退して、新たに他方の制度に加入する場合のご注意】
新たに加入した制度は「継続加入」とはなりません。「新規加入」として取り扱いますので、新たに告知が必要です。現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等申込書記載の告知内容に該当しない場合は、加入できません。
また、保険期間開始時より前に被った身体障害による就業障害に関する取扱いも、新たに適用されますので、ご注意ください。

保険契約の解除について

傷害コース[基本型] [賠償責任型]・傷害コース[携行品損害型]・介護支援コース・収入補償コース・療養補償コース[長期型]・療養補償コース[短期型]
【重大事由による解除について】
保険金を取得する目的で事故や就業障害、保険金支払事由を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行った場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

【被保険者による保険契約の解除請求について】
被保険者となることについて同意した事情に著しい変更等があった場合は、被保険者から保険契約の解除請求をすることができますので、団体窓口にご連絡ください。

ご照会・ご相談窓口について

基本コース・医療コース[基本型]・医療コース[先進医療型]・就業不能支援コース
【ご照会・ご相談窓口】
●制度内容等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。
●この制度に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
●一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス[https://www.seiho.or.jp/])
●なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。
傷害コース[基本型] [賠償責任型]・傷害コース[携行品損害型]・介護支援コース・収入補償コース・療養補償コース[長期型]・療養補償コース[短期型]
【制度内容等に関するご照会・ご相談窓口】
制度内容等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の企業・団体窓口にお問い合わせください。
【引受損害保険会社の苦情・相談窓口】
損害保険に関する苦情・相談等は、下記にご連絡ください。
明治安田損害保険株式会社 お客さま相談室
0120－255－400(フリーダイヤル(無料))
受付時間：午前9時～午後5時(土、日、祝日および年末年始を除きます。)

【一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】＜保険会社の対応に不満がある場合等は下記に連絡(指定紛争解決機関)＞
引受損害保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受損害保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022808(ナビダイヤル(有料))
※ナビダイヤルでは各電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんのでご注意ください。
受付時間：午前9時15分～午後5時(土、日、祝日および年末年始を除きます。)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

保護機構について

●引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス「<https://www.seihohogo.jp/>」をご覧ください。

【傷害コース【基本型】【賠償責任型】・傷害コース【携行品損害型】】

●引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、破綻保険会社の支払停止から3カ月間が経過するまでに発生した保険事故による保険金は100%、それ以外の保険金、返れい金等は、原則として80%まで補償されます。

【介護支援コース・収入補償コース・療養補償コース【長期型】・療養補償コース【短期型】】

●引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。

取扱代理店

傷害コース【基本型】【賠償責任型】・傷害コース【携行品損害型】・介護支援コース・収入補償コース・療養補償コース【長期型】・療養補償コース【短期型】	
千葉県学校用品株式会社	電話番号：043-225-8263
千葉県学校生活協同組合	電話番号：0120-24-6294
明治安田生命保険相互会社	電話番号：03-5289-7146

共通取扱〈家族支援コース・医療コース【充実型】・重病保障コース・70歳継続コース〉	
保 険 期 間	（家族支援コース） 1年間（2024年1月1日～2024年12月31日）で以後毎年更新します。 保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末（家族支援コースのボーナス給付部分は半年単位の契約応当日の前日）までの保障となります。ただし、保険料の払込みが条件となります。 （医療コース【充実型】、重病保障コース） 1年間（2024年2月1日～2025年1月31日）で以後毎年更新します。 （70歳継続コース） 2024年2月1日からご加入者（被保険者）が保険年齢70歳になられた直後の契約応当日の前日まで。 ※ご退職等により被保険者が契約者となった場合、保険期間満了後は80歳まで自動更新の取扱いとなります。 ※更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。
保 険 料 の 払 込	（医療コース【充実型】、70歳継続コース、重病保障コース） 毎月の給与から控除します。（初回は1月分給与より） （家族支援コース） 月額給付分の保険料は、毎月の給与から控除します。（初回は1月分給与より） ボーナス給付分の保険料は、1月と6月の給与より保険料とあわせて控除します。（初回は1月分給与より） ※2ヵ月連続で保険料の払込がない場合は、失効として取り扱いいたします。
申 込 方 法	（家族支援コース、医療コース【充実型】、重病保障コース） 所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。 継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。 また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。
配 当 金 ・ 解 約 返 れ い 金	（家族支援コース） この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。 配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。 ※なお、契約者（団体）が引受保険会社から受け取った配当金総額のうち、事務取扱先で発生した事務処理費を控除したうえで、みなさまにお返しいたします。 （期間途中で脱退された場合を除く。）（解約返戻金はありません。） （医療コース【充実型】、重病保障コースには、配当金および解約返戻金はありません。） （70歳継続コース） この保険は、保険期間中に脱退（解約）された場合、ご加入年齢、加入期間等によっては解約返戻金をお支払いする場合があります。（配当金はありません。）
継 続 加 入 の 取 扱 い	（家族支援コース） 一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金額以下で継続加入できます。 なお、更新の際に、保険金額・入院給付金日額・給付金額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。
自 動 更 新 の 取 扱 い	（医療コース【充実型】、重病保障コース） 保険期間の満了の日の2か月前までに更新されない旨のお申し出のない限り、ご契約は被保険者の健康状態にかかわらず自動的に更新されます。ただし、保険期間満了の日の翌日における保険年齢が70歳を超えるときは、自動更新のお取扱いをしません。 ※更新後のご契約の保険期間は1年です。 ※更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。 （70歳継続コース） ご退職等により被保険者が契約者となった場合、保険期間の満了の日の2か月前までに更新されない旨のお申し出のない限り、ご契約は被保険者の健康状態にかかわらず80歳まで自動的に更新されます。 ※更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。
税法上の取扱い	（生命保険部分共通） ●保険料の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。 ●本人の死亡保険金は法定相続人数×500万円まで非課税です。 ※ただし受取人が法定相続人に該当する場合です。 ●本人が受取る配偶者・子どもの死亡保険金は、一時所得として課税されます。 ※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。 ※また配偶者の保険金の受取人を本人以外に指定した場合贈与税が課税されることがありますのでご注意ください。 （家族支援コース） ●高度障害保険金は非課税です。 （70歳継続コース、重病保障コース） ●高度障害保険金は非課税です。 （重病保障コース） ●特定疾病保険金、7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金は非課税です。 ※税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

保険会社からの お願い・ご注意	（生命保険部分共通） 〈保険金・給付金のご請求について〉 ●保険金・給付金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体（以下「保険契約者」といいます。）にご連絡のうえ、保険契約者を經由して引受会社にご請求ください。 ●保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。 ●ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めたときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。 〈改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について〉 ●ご加入の本人・配偶者に被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。 ●被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。 ●被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。 ●死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を經由して引受会社へご通知ください（変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます）。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。
--------------------	---

（家族支援コース）
相互会社においては、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

（医療コース【充実型】、70歳継続コース、重病保障コース）
当社は相互会社であり、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっています。相互会社においては、剰余金の分配のある保険契約のご契約者は社員となりますが、この保険契約は剰余金の分配のない契約ですので、この保険のご契約者は社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

この制度は生命保険会社と締結した年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険契約、代理請求特約[Y]付集団扱無配当医療保険契約、リビング・ニース特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当定期保険（Ⅱ型）契約、7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニース特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）契約に基づき運営します。

（医療コース【充実型】・重病保障コース）
約款規定については引受保険会社のホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html)をご覧ください。
なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

お問い合わせは…

生命保険部分【引受会社】 明治安田生命保険相互会社 公法人第二部法人営業第一部
〒110-0006 東京都台東区秋葉原5-9 明治安田生命秋葉原ビル6F TEL:03-5289-7146

（生命保険部分）	個人情報に関する取扱いについて	＜契約者と生命保険会社からのお知らせ＞
	当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報＜氏名、性別、生年月日、健康状態等＞（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ。）へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用（注）し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報を取り扱われます。 記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。 （注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。 なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp/)をご参照ください。 ー死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意くださいー 指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。	

家族支援コースのお取り扱いについて											
加 入 資 格	本 人…千葉県学校生活協同組合の組合員かつ基本コースのご加入者で申込書記載の告知内容に該当し、2024年1月1日現在満17歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方（継続の場合は満80歳6ヵ月までの方。） 配偶者…基本コース加入の本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2024年1月1日現在満17歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方（継続の場合は満80歳6ヵ月までの方。） 【告知内容】 本人 【現在の就業状態】 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。 配偶者 【現在の健康状態】 申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。 本人・配偶者共通 【過去12ヵ月以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。 〈別表〉がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病 ※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。										
保 険 金 の お 支 払 い	死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日(※)以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。 高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(※)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。 <table><tr><td>高度障害状態とは</td><td>1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. <u>中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの</u> 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの</td></tr></table> ※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。 引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。 保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html)をご覧ください。 なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性あります。	高度障害状態とは	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. <u>中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの</u> 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの								
高度障害状態とは	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. <u>中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの</u> 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの										
お支払いできない場合について (解除・免責等)	次のような場合には、保険金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。) ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなる場合があります。) ●契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があって、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき ●契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取る目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合 1. 死亡保険金について ① 被保険者が加入日(※)から1年以内に自殺したとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合もあります。) ② 契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ③ 戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) 2. 高度障害保険金について ①被保険者の故意によるとき ② 契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき ③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)										
年金の取扱いについて	<table><tr><td>1. 年金の種類と型</td><td>●年金支払期間は、保障額表の各プランの受取期間で支払います。[確定年金(定額型)]</td></tr><tr><td>2. 配当金</td><td>●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。</td></tr><tr><td>3. 年金受取人</td><td>●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。</td></tr><tr><td>4. 年金のお支払い</td><td>●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。</td></tr><tr><td>5. 年金払の対象となる保険金</td><td>●新・団体定期保険の主契約保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。</td></tr></table>	1. 年金の種類と型	●年金支払期間は、保障額表の各プランの受取期間で支払います。[確定年金(定額型)]	2. 配当金	●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。	3. 年金受取人	●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。	4. 年金のお支払い	●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。	5. 年金払の対象となる保険金	●新・団体定期保険の主契約保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。
1. 年金の種類と型	●年金支払期間は、保障額表の各プランの受取期間で支払います。[確定年金(定額型)]										
2. 配当金	●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。										
3. 年金受取人	●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。										
4. 年金のお支払い	●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。										
5. 年金払の対象となる保険金	●新・団体定期保険の主契約保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。										

(※)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

医療コース【充実型】のお取り扱いについて			
加 入 資 格	本 人…千葉県学校生活協同組合の組合員かつ医療コース【基本型】のご加入者で、申込書記載の告知内容に該当し、2024年2月1日現在満17歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方（継続の場合、満70歳6ヵ月までの方） 配偶者…本人の配偶者かつ、医療コース【基本型】のご加入者で申込書記載の告知内容に該当し、2024年2月1日現在満17歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方（配偶者だけの加入はできません）（継続の場合、満70歳6ヵ月までの方） 【告知内容】 本人 【現在の就業状態】 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。 配偶者 【現在の健康状態】 申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。 本人・配偶者共通 【過去3ヵ月以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。 (注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。 【過去2年以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。 (注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。 ②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。 ③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。 ④「治療」には、指示・指導を含みます。 ※引受会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。 ※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。 ※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。 ただし、高度障害保険金の支払いによって本人が脱退となった場合でも、本人が引き続き千葉県学校生活協同組合の組合員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。		
保 険 金 の お 支 払 い	死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日(※)以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病により保険期間中に所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。 引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。 ◎高度障害状態とは、身体障害の程度が加入日(※)以後に発生した傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。 <table><tr><td>高度障害状態とは</td><td>1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったとき 3. <u>中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき</u> 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき</td></tr></table> ※「常に介護を要するとき」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。	高度障害状態とは	1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったとき 3. <u>中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき</u> 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき
高度障害状態とは	1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったとき 3. <u>中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき</u> 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき		
お支払いできない場合について (解除・免責等)	次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。) ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき ●契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取る目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合 ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、2年経過後にも取消しとなる場合があります。) ●契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があって、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき 1. 死亡保険金について ①加入日(※)からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合もあります。) ② 契約者の故意によるとき ③死亡保険金受取人の故意によるとき ④戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) 2. 高度障害保険金について ①被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ② 契約者の故意または重大な過失によるとき ③被保険者の故意または重大な過失によるとき ④戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) 3. 災害入院給付金、疾病入院給付金、集中治療給付金、手術給付金、手術後療養給付金について ①被保険者の薬物依存または自殺行為によるとき(ただし、災害入院給付金を除きます。) ② 契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき ③被保険者の犯罪行為によるとき ④被保険者の精神障害の状態とする事故によるとき ⑤被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ⑥被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故によるとき ⑦被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ⑧地震、噴火または津波によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) ⑨戦争その他変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) ⑩頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないとき(ただし、手術給付金・手術後療養給付金を除きます。)		
給 付 内 容 に つ い て	【各給付金 共通】 ●入院給付金(災害入院給付金・疾病入院給付金・三大疾病入院給付金)・手術給付金・集中治療給付金・手術後療養給付金のお支払いは、加入日(※)以後に発生した不慮の事故または発病した疾病を原因とする場合に限りです。 ※不慮の事故については、普通保険約款の付表「対象となる不慮の事故」をご覧ください。 ●詳細は約款の規定によります。 ※お支払対象となる三大疾病・集中治療室管理・手術および給付倍率の詳細については「ご契約のしおり 約款」に記載しています。		

(※)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

給 付 内 容 に つ い て	【災害・疾病・三大疾病入院給付金 共通】 ●被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ次のすべてを満たすときは継続した1回の入院とみなします。 ア. 転入院または再入院と前回の入院の原因が同一または医学上重要な関係があること イ. 前回の入院の退院日の翌日から転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以内であること ●被保険者が入院給付金(災害入院給付金・疾病入院給付金・三大疾病入院給付金)の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった疾病、不慮の事故その他の外因による傷害または異常分娩が同一かまたは医学上重要な関係があると当会社が認めたとときは、1回の入院とみなします。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。 【災害入院給付金・疾病入院給付金について】 ●疾病入院給付金は、保険期間中に、加入日(※)以後に発病した疾病の治療を目的として入院した場合にお支払します。 ●災害入院給付金は、保険期間中に、加入日(※)以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日からその日を含めて180日以内に入院した場合にお支払します。 ●災害入院給付金と疾病入院給付金が重複する場合には、重複する期間については災害入院給付金のみをお支払いします。 ●次の3つの入院は、疾病入院給付金のお支払対象となります。 ①加入日(※)以後に発生した、不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日から起算して180日を経過した後に開始した入院 ②加入日(※)以後に発生した、不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的とする入院 ③加入日(※)以後に開始した、異常分娩のための入院 【三大疾病入院給付金について】 ●三大疾病入院給付金は、保険期間中に三大疾病(がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中)の治療を目的として入院をした場合に、疾病入院給付金に加えてお支払します。 【集中治療給付金について】 ●集中治療給付金は、保険期間中に集中治療室管理を受けたときにお支払いの対象となり、お支払日数は通算して120日を限度とします。 【手術給付金について】 ●所定の手術については、普通保険約款の付表「対象となる手術および給付倍率表」をご覧ください。 ●手術給付金は保険期間中に疾病または傷害の治療を目的として手術を受けたときにお支払の対象となります。同時に2種類以上の手術を受けた場合には、もっとも給付倍率の高いいずれか1種類の手術に対して手術給付金をお支払いします。 【手術後療養給付金について】 ●手術後療養給付金は、保険期間中に給付倍率40倍の手術給付金が支払われる手術を受け、手術を受けた日から継続して30日以上入院したときにお支払いの対象となります。 ●手術後療養給付金のお支払いの対象となる入院は、給付倍率40倍の手術をお受けになる直接の原因となった疾病または不慮の事故による傷害の治療を目的とした入院に限ります。 ・ 災害または疾病で継続して2日以上入院したときにお支払の対象となります。したがって入院給付金のお支払額は、入院給付金日額×入院日数となります。 ・ 災害入院給付金のお支払日数は、1回の入院につき124日、更新前、更新後を通算して1095日を限度とします。 ・ 疾病入院給付金のお支払日数は、1回の入院につき124日、更新前、更新後を通算して1095日を限度とします。ただし、三大疾病(がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中)による入院の場合は、お支払日数の限度はありません。						
代理請求特約 [Y]について	代理請求特約[Y]の付加により、被保険者が受取人となる給付金・保険金について、被保険者本人が請求できない特別な事情(注)がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって給付金・保険金を請求することができます。 (注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、給付金・保険金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。 指定代理請求者は、給付金・保険金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。 1. 被保険者の戸籍上の配偶者 2. 被保険者の直系血族 3. 被保険者の兄弟姉妹 4. 被保険者の3親等内の親族 5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために給付金・保険金を請求する適切な関係があると当会社が認めた方に限ります。 ア. 上記1～4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方 イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人および法人の代表者を除く) * 給付金・保険金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。 * 給付金・保険金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が給付金・保険金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。 死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約[Y]を付加することはできません。 お支払いした給付金・保険金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。 給付金・保険金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して給付金・保険金をご請求いただいてもお支払いできません。 ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。 指定代理請求者に給付金・保険金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその給付金・保険金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。 指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約[Y]の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。 指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。						
ご契約の詳細	ご契約の詳細は、「ご契約のしおり 約款」に記載されています。 「ご契約のしおり 約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。明治安田生命までお問い合わせください。 【「ご契約のしおり 約款」記載事項の例】 <table><tr><td>●お申込の撤回(クーリング・オフ)について</td><td>●保険金等をお支払いできない場合について</td><td>●契約内容の変更等について</td></tr><tr><td>●健康状態等の告知義務について</td><td>●解約と返戻金について</td><td>●「生命保険契約者保護機構」について</td></tr></table> 【お取扱できない事項の例】 ・ 保険期間中の保障額の増額・減額はできません ・ 保険期間の変更はできません ・ 保険料の払込方法の変更はできません	●お申込の撤回(クーリング・オフ)について	●保険金等をお支払いできない場合について	●契約内容の変更等について	●健康状態等の告知義務について	●解約と返戻金について	●「生命保険契約者保護機構」について
●お申込の撤回(クーリング・オフ)について	●保険金等をお支払いできない場合について	●契約内容の変更等について					
●健康状態等の告知義務について	●解約と返戻金について	●「生命保険契約者保護機構」について					
そ の 他	保険料のお払込方法が一般被保険者と異なる場合には、この保険のお取扱いをいたしかねますのでご了承ください。 ※この保険には満期保険金はありません。 ※この保険には自動振替貸付制度はありません。 ※現金貸付・払済保険・延長保険のお取扱いはいたしません。						

約款規定については引受保険会社のホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html)をご覧ください。
なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性あります。

引受会社の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う方で、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して引受会社が承諾したときに有効に成立します。

重病保障コースのお取り扱いについて

	本 人…千葉県学校生活協同組合の組合員かつ基本コースのご加入者で、申込書記載の告知内容に該当し、2024年2月1日現在満17歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方(継続の場合は満70歳6ヵ月までの方) 配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2024年2月1日現在満17歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方(配偶者だけの加入はできません)(継続の場合は満70歳6ヵ月までの方) 【告知内容】 本人 【現在の就業状態】 申込日(告知日) 現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。 配偶者 【現在の健康状態】 申込日(告知日) 現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。 本人・配偶者共通 【過去3ヵ月以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。 (注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。 【過去5年以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは別表記載の病気により、連続して7日以上入院をしたことはありません。 (がん・上皮内新生物保障特約について) 当特約を新規付加するまたは当特約が付加された主契約保険金を増額する場合は、上記の告知に併せて、以下の【現在までの健康状態】をご確認ください。 【現在までの健康状態】 申込日(告知日) 現在までに、悪性新生物(がん・肉腫・悪性リンパ腫・白血病を含みます)または上皮内新生物(上皮内がん)と診断されたことはありません。 《別表》 がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病 ※引受会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。 ※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。 ※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ、主契約または特約から脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。ただし、保険金の支払いによって本人が主契約または特約から脱退となった場合でも、本人が引き続き千葉県学校生活協同組合の組合員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。 ※過去に特定疾病保険金または高度障害保険金のお支払いを受けられた場合、告知内容に該当しても再加入はできません。 ※過去に7大疾病保険金のお支払いを受けられた場合、告知内容に該当しても7大疾病保障特約の再度付加はできません。 ※加入日(※)よりも前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合には、加入日(※)以降に新たに「悪性新生物(がん)」と診断確定されても、特定疾病保険金(7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約が付加されている場合は、その保険金を含む)のお支払いの対象になりません。 (※)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。		
加 入 資 格			
保 険 金 の お 支 払 い	死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日(※)以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病により保険期間中に所定の高度障害状態になられたときにお支払します。 引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。 高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(※)以後に発生した傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。 <table> <tr> <td>高度障害状態とは</td><td> 1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき 2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったとき 3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき </td></tr> </table> ※「常に介護を要するとき」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。	高度障害状態とは	1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき 2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったとき 3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき
高度障害状態とは	1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき 2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったとき 3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき		
お支払いできない場合について (解除・免責等)	次のような場合には、保険金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。) ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき ●契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合 ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、2年経過後にも取り消しとなる場合があります。) ●契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があって、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき 1. 死亡保険金について ①加入日(※)からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合もあります。) ②契約者の故意によるとき ③死亡保険金受取人の故意によるとき ④戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) 2. 高度障害保険金について ①被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ②契約者の故意または重大な過失によるとき ③被保険者の故意または重大な過失によるとき ④戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)		

(※)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

70歳継続コースのお取り扱いについて

の い 金 払 険 支 保 お

死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日（※）以後に（業務上業務外を問わず）発生した傷害または疾病により保険期間中に、所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。

引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

高度障害状態とは身体障害の程度が加入日（※）以後に発生した傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。

高度障害状態とは

1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき
2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったとき
3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき

※「常に介護を要するとき」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

次のような場合には、保険金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料もお返しできないことがあります。)

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- 契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取る目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
 - 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
 - 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、2年経過後にも取り消しとなることがあります。)
 - 契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があって、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき

1. 死亡保険金について
- ① 加入日(※)からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなくなつたときなどは、死亡保険金をお支払いする場合があります。)
 - ② 契約者の故意によるとき
 - ③ 死亡保険金受取人の故意によるとき
 - ④ 戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払することがあります。)
2. 高度障害保険金について
- ① 被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき
 - ② 契約者の故意または重大な過失によるとき
 - ③ 被保険者の故意または重大な過失によるとき
 - ④ 戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払することがあります。)

リビン・グ・
ニーズ特約

【保険金のお支払事由について】

- ご請求の際に被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき、ただし、保険期間（更新される場合は更新後の保険期間を含みます。）満了前1年間は、リビング・ニーズ特約による保険金の請求はできません。
- 死亡保険金の全部をお支払いした場合には、ご契約は請求日に消滅します。

余命6か月以内とは、ご請求の際に、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命が6か月以内であることを意味します。余命の判断は、医師の診断に基づき、ご請求時における被保険者の状態について行います。なお、次の場合などは「被保険者の余命が6か月以内と判断される」ときに該当しません。

(1) 被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、身体の状態が回復した等の理由によって、ご請求時においては余命が6か月以内でなくなったと判断される場合

(2) 被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、ご請求の前に被保険者が死亡された場合

【ご請求について】
●ご請求額はこの特約が付加されているご契約の死亡保険金額の範囲内、かつ被保険者お1人について通算して3,000万円以内です。
複数のご契約にリビング・ニーズ特約を付加されている場合、同一被保険者についてご請求いただいた指定保険金額が通算して3,000万円を
越えたときは、そのあえる部分については、特約による保険金のお支払いはできません。

- 「死亡保険金額」は、リビング・ニーズ特約による保険金のご請求日における「無配当定期保険（Ⅱ型）」の死亡保険金額です。
- この特約による保険金をご請求いただけるのは被保険者です。ただし、被保険者をご請求いただけない特別な事情があるときは、被保険者があらかじめ指定した「指定代理請求者」が被保険者の代理人としてこの特約による保険金をご請求いただけます。
- ご請求をされる際は、担当医師の診断書等が必要となります。また、事実の確認のため、当社指定の医師による診断を求める場合や担当医師に確認を求める場合があります。

●被保険者からご請求いただいた指定保険金額から、6か月間の指定保険金額に対する利息と6か月分の指定保険金額に対する保険料の現価を差し引いた金額をお支払いします。

【リビング・ニース特約による保険金をお支払いできない場合について】

- つぎのいずれかにより、リビング・ニース特約による保険金のお支払事由が生じた場合、この特約による保険金のお支払いはできません。
 - (1) 被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき
 - (2) 契約者・被保険者または指定代理請求者の故意によるとき
 - (3) 戦争その他の変乱によるとき
- この特約の付加されているご契約が、告知義務違反によって解除となった場合は、この特約による保険金はお支払いできません。また、すでにこの特約による保険金を支払っていたときは、この特約による保険金の返還を請求します。

(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

リビング・
ニーズ特約

【保険金のお支払事由について】

- ご請求の際に被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき、ただし、保険期間(更新される場合は更新後の保険期間を含みます。)満了前1年間は、リビング・ニース特約による保険金の請求はできません。※保険期間が1年のご契約の場合は満了前1年間であってもご請求できません。
- 死亡保険金の全部をお支払いした場合には、ご契約は請求日に消滅します。
- 余命6か月以内とは、ご請求の際に、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命が6か月以内であることを意味します。

余命の判断は、医師の診断に基づき、ご請求時における被保険者の状態について行います。なお、次の場合などは「被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき」に該当しません。

(1) 被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、身体の状態が回復した等の理由によって、ご請求時においては余命が6か月以内でなくなったと判断される場合

(2) 被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、ご請求の前に被保険者が死亡された場合

●ご請求額は、その特約が付加されているご契約の死亡保険金額の範囲内、かつ被保険者お1人について通算して3,000万円以内です。
複数のご契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合、同一被保険者についてご請求いただいた指定保険金額が通算して3,000万円を
こえたときは、そのこえる部分については、特約による保険金のお支払いはできません。

●「死亡保険金額」は、リビング・ニーズ特約による保険金のご請求日における「無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）」の死亡保険金額です。

●この特約による保険金をご請求いただけるのは被保険者です。ただし、被保険者をご請求いただけない特別な事情があるときは、被保険者があらかじめ指定した「指定代理請求者」が被保険者の代理人としてこの特約による保険金をご請求いただけます。

●ご請求に際しては、担当医師の診断書等が必要となります。また、事実の確認のため、当社指定の医師による診断を求める場合や担当医師に確認を求める場合があります。

【お支払金額について】

●被保険者からご請求いただいた指定保険金額から、6か月間の指定保険金額に対する利息と6か月分の指定保険金額に対する保険料の現価を差し引いた金額をお支払いします。(ただし、ご請求日から6か月以内にこの保険の更新日がある場合は、更新後の期間相当分について、請求時の保険料率に基づいて計算した、更新時の年齢の保険料の現価を差し引きます。)

●つぎのいずれかにより、リビング・ニーズ特約による保険金のお支払事由が生じた場合、この特約による保険金のお支払いはできません。

(1)被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき
(2)ご契約者・被保険者または指定代理請求者の故意によるとき
(3)戦争その他の変乱によるとき

●この特約の付加されているご契約が、告知義務違反によって解除となった場合は、この特約による保険金はお支払いできません。また、すでにこの特約による保険金を支払っていたときは、この特約による保険金の返還を請求します。

代理請求特約[Y]の付加により、被保険者が受取人となる保険金について、被保険者本人が請求できない特別な事情(注)がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金を請求することとなります。

(注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。

指定代理請求者は、保険金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。

1. 被保険者の戸籍上の配偶者
2. 被保険者の直系血族
3. 被保険者の兄弟姉妹
4. 被保険者の3親等内の親族
5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金を請求する適切な関係があると当会社が認めた方に限ります。

ア. 上記1～4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)、被保険者と同居している方
イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人および法人の代表者を除く)

* 保険金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。

* 保険金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。

死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約[Y]を付加することはできません。
お支払いした保険金は、指定代理請求者にではなく、被保険者本人に帰属します。

保険金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その重複して保険金をご請求いただいてもお支払いできません。
ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引当保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお

指定代理請求者に保険金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金のお支払い状況

況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。

指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

代理請求特約 [Y]について

ご契約の詳細は、「ご契約のしおり 約款」に記載されています。
「ご契約のしおり 約款」は、ご契約について大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。明治安田生命までお問い合わせください。

【ご契約のしおり「約款」記載事項の例】

●お申込の撤回（クーリング・オフ）について	●解約と返戻金について
●健康状態等の告知義務について	●契約内容の変更等について
●保険金等をお支払いできない場合について	●「生命保険契約者保護機構」について

【お取扱できない事項の例】

- ・保険期間中の保障額の増額・減額はできません
- ・保険期間の変更はできません
- ・保険料の払込方法の変更はできません

年金の取扱いについて

1. 年金の種類と型 ●年金支払期間は、支払請求時に2～20年の中から選択いただけます。（定額型確定年金です）
 2. 配当金 ●年金支払開始後の配当金は、増加年金の増額に充当します。
 3. 年金受取人 ●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。
●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。
 4. 年金のお支払い ●年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。
●年金のお支払日は、年金支払月の応当日（15日）です。
●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払いします。
 5. 年金払の対象となる保険金 ●無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）の主契約保険金の全部または一部。7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約の特約保険金の全部または一部
●ただし、年金年額が、年1回払いのとき24万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。
- この制度は、保険金の受取人が主約款の条項（保険金の支払方法の選択）に基づき、保険金の支払事由が発生後に保険金の全部または一部について、一時金でのお支払いに代えて年金支払をお選びいただくものです。この場合、保険金の全部または一部が新たにご契約いただく「年金保険」の一時払保険料に充当され、年金として支払われます。なお、7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約もこの取扱いに準じます。

保険料のお払込方法が一般被保険者と異なる場合には、この保険のお取扱いをいたしかねますのでご了承ください。

- *この保険には満期保険金はありません。
- *この保険には自動振替貸付制度はありません。
- *現金貸付・払済保険・延長保険のお取扱いはいたしません。

引受会社の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して引受会社が承諾したときに有効に成立します。

</

保険料のお払込方法が一般被保険者と異なる場合には、この保険のお取扱いをいたしかねますのでご了承ください。ただし、保険期間中に退職等される際は、(新)年払の口座振替扱いに変更、または退職時等に保険料の一括払込みをしていただければ、残りの保険期間についてはご継続いただけます。

なおその後は保険料の割引制度の適用がなくなりますので、保険料が高くなる場合があります。

* この保険には満期保険金はありません。

* この保険には自動振替貸付制度はありません。

* 現金貸付・払済保険・延長保険のお取扱いはいたしません。

引受会社の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して引受会社が承諾したときに有効に成立します。

請求をしたいのですが…

基本コース、家族支援コース、就業不能支援コース、医療コース【基本型】、医療コース【先進医療型】、医療コース【充実型】、重病保障コース、70歳継続コース、介護支援コースのご請求の流れ

給付事由が発生した場合は、千葉県学校生活協同組合(TEL:0120-24-6294)から所定の請求書を取り寄せていただき、必要書類を添えて、請求手続きをしてください。

傷害コース【基本型】【賠償責任型】、傷害コース【携行品損害型】、療養補償コース【長期型】、療養補償コース【短期型】、収入補償コースのご請求の流れ

(1) 事故連絡票のご提出

事故が発生しましたら、該当の事故連絡票をコピーいただき、ご記入のうえ千葉県学校生活協同組合(FAX:0120-55-2130)までご提出ください。

傷害・物損	87ページの①事故連絡票をコピーしてご利用ください。
賠償責任	88ページの②事故連絡票をコピーしてご利用ください。
就業障害	89ページの③事故連絡票をコピーしてご利用ください。

(2) 明治安田損害保険株式会社より請求書類のご案内

FAXで事故連絡票を提出後、明治安田損害保険株式会社より保険金請求書類のご案内をいたします。必要書類をご記入、ご準備いただき、ご提出ください。



SI-S 事故連絡票 千葉県学校生活協同組合 經由 (FAX 0120-55-2130) 受付日: ① 傷害・物損用 明治安田損害保険 傷害・火災・新種保険サービスグループ 行 団体名 千葉県学校生活協同組合 団体番号 91-01836-6-000001 更新月 商品名 傷害コース 退職者 加入者 氏名 フリガナ 被保険者番号 年 月 日 性別 男女 所属 職種 被保険者(補償対象者) 氏名 フリガナ 加入者からみた続柄 配偶者 子 同居の親族 日中連絡先 自宅 勤務先 住所 〒 都道府県 事故状況等確認のため、お電話にて確認させていただく場合がございます。長期開つながらない場合に、明治安田損保からメールでのお問い合わせを希望される際はご記入ください 労災申請 有 無 他社契約 無・不明 有 会社名 保険種類 請求項目 入院 通院 手術 物損 24時間表示 交通事故 警察届出 運転免許 有 無 警察届出 有 無 運転 運転中 同乗中 事故の内容 事故日 平成 年 月 日 時 分 頃 事故地 都道府県 (施設名) 事故状況 詳細に記入してください 傷害 傷病名 部位 10 頭 15 顔 20 首・頸 25 肩 30 胸・腹 35 背・腰 40 腕 45 手 50 指 55 足 60 指 99 その他 症状 AI 骨折・脱臼 BI 打撲・挫傷 B2 捻挫 DI 切創・欠損 EI 切・擦り傷 FI 半月板・靭帯・神経・損傷 GI 血腫・内出血 HI 内臓破裂 JI 火傷 99 その他 固定具(ギプス等) 無 有 医師による固定具の常時装着指示の有無 初診日 平成 年 月 日 通院 平成 年 月 日 治療 平成 年 月 日 入院 平成 年 月 日 手術 平成 年 月 日 医療機関 1 電話番号 医療機関 2 電話番号 物損 損害品名 購入金額 購入年月 修理状況 修理代 損害区分 1.破損(現物有 写真有) 20.盗難 1.破損(現物有 写真有) 20.盗難

SI-S 事故連絡票 千葉県学校生活協同組合 經由 (FAX 0120-55-2130) 受付日: ② 賠償責任用 明治安田損害保険株式会社 傷害・火災・新種保険サービスグループ 行 団体名 千葉県学校生活協同組合 団体番号 91-01836-6-000001 商品名 傷害コース 退職者 加入者 氏名 フリガナ 被保険者番号 年 月 日 性別 男女 所属 職種 被保険者(補償対象者) 氏名 フリガナ 加入者からみた続柄 配偶者 子 同居の親族 日中連絡先 自宅 勤務先 住所 〒 都道府県 事故状況等確認のため、お問い合わせが可能なEメールアドレスをご記入ください ※携帯アドレス、PCアドレスいずれでも可 メール ① ② 労災申請 有 無 他社賠償契約 無・不明 有 会社名 保険種類 交通事故 警察届出 運転免許 有 無 警察届出 有 無 運転 運転中 同乗中 事故の内容 事故日 平成 年 月 日 時 分 頃 事故地 都道府県 (施設名) 事故状況 詳細に記入してください 賠償責任 当事者 氏名 フリガナ 性別 男女 年齢 才 被害者 氏名 フリガナ 性別 男女 年齢 才 職業 都道府県 住所 電話番号 () 被害品 被害見込 円 傷病名 治療見込 円

SI-S

事故連絡票

千葉県学校生活協同組合 経由
(FAX 0120-55-2130)

③ 就業障害用

明治安田損害保険 傷害・火災・新種保険サービスグループ 行

受付日：
ご担当者：
TEL：

団体名	千葉県学校生活協同組合	団体番号	91-01836-6-000001	更新月	1月	商品名	傷害コース 療養補償コース 収入補償コース	退職者	☐										
加入者氏名	フリガナ	被保険者番号	昭和 平成 令和	年	月	日	性別 男 女	所属	職種										
被保険者(補償対象者)氏名	フリガナ	加入者からみた続柄	☐	配偶者	☐	子	同居の親族	日中連絡先 自宅 勤務先	() () ()										
住所	〒 - 都道府県	メールアドレス	事故状況等確認のため、お電話にて確認させていただく場合がございます。長期間つながらない場合に、明治安田損保からメールでのお問い合わせを希望される際はご記入ください																
労災申請	☐ 有 ☐ 無	他社契約	☐ 無・不明 ☐ 有	会社名	保険種類														
請求項目	☐ 入院 ☐ 通院 ☐ 手術 ☐ 物損	24時間表示	交通事故の場合	運転免許	☐ 有 ☐ 無	警察届出	☐ 有 ☐ 無	運転中	☐ 同乗中										
事故日	平成 令和	年	月	日	時	分	頃	☐ 自宅内 ☐ 自宅外											
事故地	都道府県 (施設名)																		
事故状況詳しく記入してください	(何をしている時) (何が起きて) (どうなったのか)																		
傷病名	☐ 頭 ☐ 顔 ☐ 首・頸 ☐ 肩 ☐ 胸・腹 ☐ 背・腰 ☐ 腕 ☐ 手・指 ☐ 脚 ☐ 足 ☐ 顔 ☐ その他																		
部位	A1 骨折・脱臼 B1 打撲・挫傷 B2 捻挫 C1 切創・擦り傷 C2 切傷・挫創 D1 断指・欠損 E1 断指・欠損 F1 断指・欠損 G1 断指・欠損 H1 断指・欠損 I1 断指・欠損 J1 断指・欠損 K1 断指・欠損 L1 断指・欠損 M1 断指・欠損 N1 断指・欠損 O1 断指・欠損 P1 断指・欠損 Q1 断指・欠損 R1 断指・欠損 S1 断指・欠損 T1 断指・欠損 U1 断指・欠損 V1 断指・欠損 W1 断指・欠損 X1 断指・欠損 Y1 断指・欠損 Z1 断指・欠損																		
治療見込み	初診日	平成 令和	年	月	日	治療	平成 令和	年	月	日	治療中	平成 令和	年	月	日	医療機関1	電話番号	医療機関2	電話番号
物損	損害品名	購入金額	購入年月	修理状況	修理代	損害区分													

千葉県学校生活協同組合

学生協グループ保険

説明希望票

2024年の制度案内

2023年7月上旬～9月下旬が手続き期間となります。
この期間内でしか保障内容変更等ができませんので、ご注意ください！

説明希望の方へは、日程調整のうえ
推進員(明治安田生命職員)が訪問もしくはお電話でご案内いたします。

※制度の詳細については、パンフレットをご参照ください。

説明希望の方は2023年9月15日までにファックスしてください。
確認次第、推進員(明治安田生命職員)よりご連絡いたします。

連絡先：明治安田生命保険相互会社 公法人第二部法人営業第一部
FAX 03-3257-7421
TEL 03-5289-7146
(月曜日～金曜日(祝日を除く)9:00～17:00)

記入日	月	日	【個人情報のお取り扱いについて】 本説明希望アンケートに記載の個人情報は、保険制度運営等のために、千葉県学校生活協同組合および生命保険会社の事務幹事会社の間で相互提供いたします。 【個人情報の利用目的】 本説明希望アンケートに記載の個人情報については、千葉県学校生活協同組合および同組合が保険契約を締結する生命保険会社が以下の目的で使用いたします。 生命保険会社の事務幹事会社(明治安田生命保険相互会社)の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp/)をご参照ください。 千葉県学校生活協同組合：本保険の加入案内 生命保険会社：各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い／子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理／当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実／その他保険に関連・付随する業務																	
組合員番号※																※詳細はパンフレットをご参照ください。				
学校名																				
(フリガナ)氏名	()																			
ご連絡先(携帯電話番号)	※右記の【個人情報のお取り扱いについて】に同意いたします。																			

- ※千葉市の組合員の方は8桁の共済番号です。
1. 該当する□に「レ」点を記入してください。
- ☐新規加入をしたい

☐内容を変更したい

☐脱退をしたい

☐現在の加入内容を確認したい

☐その他

個人情報に関するご注意

契約者と引受保険会社からのお知らせ

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報＜氏名、性別、生年月日、健康状態等＞（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、契約者が保険契約を締結する保険会社（共同取扱会社、取扱代理店を含みます。以下同じ。）へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため使用し、また、必要に応じて、契約者、他の保険会社、再保険会社および取扱代理店に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、引受保険会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（明治安田生命保険相互会社：https://www.meijiyasuda.co.jp/ 明治安田損害保険株式会社：https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp）をご参照ください。

一死亡保険金（給付金）受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意くださいー

指定された死亡保険金（給付金）受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金（給付金）受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

【医療コース【基本型】・医療コース【先進医療型】】

「医療保障保険契約内容登録制度」について～あなたのご契約内容が登録されます～

明治安田生命保険相互会社（以下、「明治安田生命」といいます。）は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、無配当団体医療保険または医療保障保険（団体型・個人型）契約（以下「医療保障保険契約」といいます。）のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、明治安田生命の医療保障保険契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

医療保障保険契約のお申込みがあった場合、明治安田生命は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険契約の消滅時までとします。各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。明治安田生命の医療保障保険契約に関する登録事項については、明治安田生命が管理責任を負います。契約者または被保険者は、明治安田生命の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に遵守した対応がされずに登録事項が取扱われている場合、明治安田生命の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、明治安田生命コミュニケーションセンター（電話 0120-662-332）にお問い合わせください。

【登録事項】 (1)被保険者の氏名、生年月日および性別 (2)保険契約の種類（無配当団体医療保険、医療保障保険（団体型・個人型））
(3)治療給付率 (4)入院給付金日額または基準給付金額
(5)保険契約の種類が無配当団体医療保険または医療保障保険（団体型）の場合、契約者名
(6)保険契約の種類が医療保障保険（個人型）の場合、契約者の住所（市・区・郡までとします。） (7)契約日

※その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（https://www.seiho.or.jp/）の「加盟会社」をご参照ください。

お申込み方法

【基本コース・家族支援コース・傷害コース【基本型】】【賠償責任型・傷害コース【携行品損害型】・医療コース【基本型】・医療コース【先進医療型】・就業不能支援コース・医療コース【充実型】・重病保障コース・収入補償コース・70歳継続コース・療養補償コース【長期型】・療養補償コース【短期型】】
所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。既にご加入の方で、申込書の提出がない場合は、自動更新として取り扱います。

【介護支援コース】

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。

お問い合わせ先

明治安田生命保険相互会社 公法人第二部法人営業第一部

03-5289-7146

〒110-0006 東京都台東区秋葉原5-9 明治安田生命秋葉原ビル6階

（土日・祝日、年末年始を除く）

受付時間 9：00～17：00